情報提供ネットワークシステム等の 設計・開発等業務

調達 仕様 書(案)

平成 25 年 11 月

内閣官房 社会保障改革担当室

Ħ	次	
1	調達件名	. 1-1
2	 作業の概要	
	2.1 背景と目的	
	2.2 用語の定義	
	2.3 業務の概要	
	2 . 5 作業内容・納入成果物	
3	情報システムの要件	
	3.1 機能要件	
	3.2 画面要件	
	3.3 帳票要件	
	3 . 4 情報・データ要件	
	3.5 外部インターフェイス要件	3 - 3 8
4	規模・性能要件	
•	4.1 規模要件	
	4.2 性能要件	
5	信頼性等要件	
	5.1 信頼性要件	
	5.2 拡張性要件	
	5.3 上位互換性要件	
	5 . 4 システム中立性要件	
	5.5 事業継続性要件	
6	情報セキュリティ要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6-1
	6.1 権限要件	
	6.2 情報セキュリティ対策	
7	情報システム稼動環境	
•	7.1 全体構成	
	7.2 ハードウェア構成	
	7.3 ソフトウェア構成	
	7.4 ネットワーク構成	7 - 4
	7.5 多言語対応要件	
8	テスト要件定義	. 8-1
_	8.1 テスト計画の作成	
	8.2 テスト要件	
9	導入要件定義	
	9.1 導入に係る要件	
	9.2 教育に係る要件	
1	O 運用要件定義	
'	0 年 	
	1 O . 2 データ管理要件	
	1 0 . 3 運用施設・設備要件	
1	1 保守要件定義	
ı	I 休り女门作器	1 1 - 1

	11.1	業務アプリケーションの保守	1 1 - 1
	11.2	ハードウェア保守	1 1-3
	11.3	ソフトウェア保守	1 1 - 5
	11.4	通信回線保守	1 1-7
1	2 作	業の体制及び方法	12-1
	12.1	作業体制	1 2-1
	12.2	開発方法	1 2 - 1
	12.3	瑕疵担保責任	1 2-7
1	3 特	記事項	13-1
	13.2	入札制限	1 3 - 4
	13.3	書類の貸与	1 3 - 5
	13.4	再委託	1 3 - 5
	13.5	著作権等の帰属	1 3 - 6
	13.6	機密保持	1 3 - 6
	13.7	環境への配慮	1 3 - 7
	13.8	開発作業場所	1 3 - 7
	13.9	業務改善に係る提案	1 3 - 8
		0 指示等の書面主義	
		1 遵守すべき法令等	
		2 その他	
		3 本仕様書に関する照会先	
1	4 妥	当性証明	14-1
	14.1	調達担当課室の長	1 4 - 1
	14.2	番号制度 推進管理補佐官	1 4 - 1
	14.3	CIO 補佐官等	1 4 - 1

【附属資料】

附属1 全体スケジュール (案)

附属 2 全体機能構成図

附属3 体制図

附属 4 役割分担表

1 調達件名

「情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務」

2 作業の概要

情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務(以下「本調達」という。) の作業の概要を以下に示す。

2.1 背景と目的

社会保障・税に関わる番号制度については、導入に向けた検討が重ねられており、平成25年3月1日には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」及び関係法律案が閣議決定の上、国会に提出され、同年5月24日に可決・成立したところである(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)。

また、番号法は、第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に、個人番号の及び法人番号の有する特定の個人及び法人等を識別する機能を活用して異なる分野の情報の授受を行い、当該情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること及び個人又は法人等から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ることを実現することを基本理念の一つとしている(番号法第3条第1項第2号、第3号)。

これを実現するため、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番・変換や情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を有する情報提供ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報提供に係る監視、監督の機能等を有する監視・監督システムを構築するものである。

2.1.1 情報提供ネットワークシステムを活用した情報提供

国、地方公共団体等の機関は、個人番号が付された個人情報について、番号法で認められた手続の範囲内であり、かつ、情報提供ネットワークシステムを利用する場合等に限り、他の機関に照会し、提供を受けることができる(番号法第19条第7号、第21条及び第22条)。

一方、番号法の規定に基づく国、地方公共団体等の機関間の情報提供については、個人に対して、自分の特定個人情報が国、地方公共団体等の機関においてどのように取り扱われているかわからないという不安を生じさせるおそれがあるという懸念も指摘されていることから、個人が自己情報を確認・訂正することが求められる。

このため、情報提供ネットワークシステムは、国、地方公共団体等の機関間の情報提供において、番号法の規定に基づいた特定個人情報の提供の求めがされているかを確認するとともに(番号法第 21 条第 2 項)、情報提供等の記録を生成・保存し(番号法第 23 条第 3 項)、本人の要請に応じてこれを開示する(番号法第 30 条第 2 項)ことが求められる。さらに、情報提供等の記録は、改ざん等の不正行為が行われた場合にそれを確認することができるように、情報照会

者及び情報提供者においても生成・保存及び開示することが求められる(番号 法第23条第1項、2項及び第30条第1項)。

2.1.2 情報提供ネットワークシステムが保有する情報に関する制約

情報提供ネットワークシステムにおいては、住民基本台帳ネットワークシステムを巡る訴訟の最高裁判決に基づき、「個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しない」という状態であることが求められる。 すなわち、個人を特定できる情報(基本4情報)を保有しないこととしている。

このため、番号法では、番号法で規定された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管してはならない(番号法第20条)こととしており、情報提供ネットワークシステム及びこれに接続する機関については、情報を分散管理する仕組みを構築することとしている。

2.1.3 本調達で設計・開発等を行うシステム

(1) 調達範囲

番号法に基づく制度の実現に向けて、情報提供ネットワークシステム及びその他の必要なシステムを構築することが求められる。

内閣官房では、平成29年1月からの国の機関間における情報提供及び平成29年7月からの地方公共団体との情報提供の開始に向けて、以下の3システムを構築する予定である。

- ・情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う機能、情報照会者及び情報提供者との接続のための機能等を有する「情報提供ネットワークシステム」
- ・特定個人情報保護委員会が情報提供ネットワークシステムを介して行われる情報提供に係る監視、監督の機能等を有する「監視・監督システム」
- ・ 自己の情報提供等記録や自己情報を確認する機能等を有する「情報提供等記録開示システム」

これらの3つのシステムのうち、本仕様書に基づく調達においては、情報提供ネットワークシステム及び監視・監督システム(以下「情報提供ネットワークシステム等」という。)の設計・開発等を行うものである。

なお、情報提供等記録開示システムの設計・開発については、本調達の対象外であるが、情報提供ネットワークシステムは、情報提供等記録開示システムがサービスを実現するに当たり、情報のやり取りを中継する役割を担うことから、これを実現するための機能が情報提供ネットワークシステムに搭載される。

(2) 受託者の役割

本調達を受託する者においては、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等に当たって、セキュリティや個人情報の保護、システムの信頼性・効率性を十分に踏まえる必要があることに留意するとともに、情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムの構築がマルチベンダーで行われることから、工程管理支援受託者及び他の開発等受託者等とも十分に連携・協力し、プロジェクト全体を成功裡に導くことが可能である事業者であることを求める。

2.2 用語の定義

本書において定義される用語を表 2.2-1に示す。

表 2.2-1 用語定義 (アルファベット、五十音順)

項番 説明 1 LGWAN (エルジーワン) 総合行政ネットワーク (Local Government WAN) を指す。 2 LGWAN-ASP (エルジーワン) 総合行政ネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するものを指す。 3 アクセスログ 監査証跡としての職員等による操作履歴を指す。 4 宛名番号等 情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人を一意に識別するための符号を指す。 5 アプリケーションログ 電文の送受信についての記録 (アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 6 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の資源から、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサーロスの利用に変更することを指す。 6 移行 現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 8 が、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム (番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムの政務付に関係有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム 政府情報システムを所管する担当府省(当該システムの政府 共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステムを して提供するサービスを指す。 10 インターフェイスシステム 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを して提供するサービスを指す。		衣 2.2-1 用語疋莪(ノルノアへツト、五十音順)		
2 LGWAN-ASP (エルジーワンエーエスピー) 総合行政ネットワークを介して、利用者である地方公共団体の職員に各種行政事務サービスを提供するものを指す。 3 アクセスログ 監査証跡としての職員等による操作履歴を指す。 4 宛名番号等 情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人を一意に識別するための符号を指す。 5 アプリケーションログ 電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 6 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステム)は新規システムを備に当たる。なお、「移行」はシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行対象システムと静行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通のプラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステムの略称。 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを	項番	用語	説明	
エーエスピー) の職員に各種行政事務サービスを提供するものを指す。 3 アクセスログ 監査証跡としての職員等による操作履歴を指す。 4 宛名番号等 情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人を一意に識別するための符号を指す。 5 アプリケーションログ 電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 6 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。※情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システムを加てコアシステム、インターフェイスシステムを指す。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム 政府情報システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステムの略称。 「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを	1	,	総合行政ネットワーク(Local Government WAN)を指す。	
3 アクセスログ 監査証跡としての職員等による操作履歴を指す。 4 宛名番号等 情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人を一意に識別するための符号を指す。 5 アプリケーションログ 電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 6 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。 6 もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム要備)が、政府共通ブラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 8 情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム教行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府省 移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通でラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)の略称。 10 インターフェイスシステムを共団体向けに、インターフェイスシステムを	2	LGWAN-ASP (エルジーワン	総合行政ネットワークを介して、利用者である地方公共団体	
 第名番号等 情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人を一意に識別するための符号を指す。 電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行対象システムを指す。 移行対象システム 移行対象システム 移行対象システム 移行対象システム 「移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 インターフェイスシステム・「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 インターフェイスシステムを 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 		エーエスピー)	の職員に各種行政事務サービスを提供するものを指す。	
を一意に識別するための符号を指す。	3	アクセスログ	監査証跡としての職員等による操作履歴を指す。	
 7プリケーションログ 電文の送受信についての記録 (アクセスログ、情報提供等記録を含む。)を指す。 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備 (システム更改) に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム (新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム (番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム) は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 インターフェイスシステムを指す。 インターフェイスシステムを断続。 インターフェイスシステムを助飾称。 	4	宛名番号等	情報保有機関の中間サーバーや既存システムにおいて、個人	
録を含む。)を指す。 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 移行対象システム 取府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 移行対象システム担当府省のお行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。				
 移行 現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。 もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 移行対象システム担当府省 お行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 インターフェイスシステム・「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 インターフェイスシステムを 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 	5	アプリケーションログ	電文の送受信についての記録(アクセスログ、情報提供等記	
等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府 移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			録を含む。)を指す。	
 改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。 もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 移行対象システム担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 インターフェイスシステム)「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 インターフェイスシステムを オンターフェイスシステムを オンターフェイスシステムを 	6	移行	現に運用している政府情報システムについて、ハードウェア	
エア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスの利用に変更することを指す。 もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 8 移行対象システム 8 移行対象システム担当府省 8 移行対象システム担当府省の移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			等の賃貸借期間満了に伴って実施する再整備(システム更	
源やサービスの利用に変更することを指す。 もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※ 情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府省当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			改)に伴い、現に運用している施設・設備、機器・ソフトウ	
もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※ 情報提供ネットワークシステム(番号法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府省省が教システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			ェア等の資源から、政府共通プラットフォームが提供する資	
 整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサービスを利用することを指す。 ※情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 移行対象システム 整備)が、政府共通プラットフォータを指すといる。 移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 インターフェイスシステム)「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 インターフェイスシステ オンターフェイスシステ サ方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 			源やサービスの利用に変更することを指す。	
ビスを利用することを指す。 ※ 情報提供ネットワークシステム (番号法第 2 条第 14 項に 規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報 連携を司るシステム) は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。7移行対象システム8移行対象システム担当府省移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。9インターフェイスシステム ム「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。10インターフェイスシステ地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			もしくは、新たに整備する政府情報システム(新規システム	
 ※ 情報提供ネットワークシステム(番号法第2条第14項に 規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報 連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。 なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指 す場合がある。 7 移行対象システム 8 移行対象システム担当府 省 8 移行対象システム担当府 者 9 インターフェイスシステム ム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 			整備)が、政府共通プラットフォームが提供する資源やサー	
規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、インターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府省 (当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム)「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			ビスを利用することを指す。	
ンターフェイスシステムから構成され情報保有機関の情報 連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。 なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指 す場合がある。 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステム を指す。 8 移行対象システム担当府 省 移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府 共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業 者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを			※ 情報提供ネットワークシステム (番号法第 2 条第 14 項に	
連携を司るシステム)は新規システム整備に当たる。なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。7移行対象システム政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。8移行対象システム担当府省移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。9インターフェイスシステム)」の略称。10インターフェイスシステム的時代			規定する情報提供ネットワークシステムでコアシステム、イ	
なお、「移行」はシステム移行、データ移行のことを単に指す場合がある。 7 移行対象システム				
す場合がある。7移行対象システム政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。8移行対象システム担当府省移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。9インターフェイスシステム「情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)」の略称。10インターフェイスシステ地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを				
 7 移行対象システム 政府情報システムのうち、移行又は移行を検討するシステムを指す。 8 移行対象システム担当府				
8移行対象システム担当府 省移行対象システムを所管する担当府省(当該システムの政府 共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業 者を含む。)を指す。9インターフェイスシステム ム			す場合がある。	
 8 移行対象システム担当府	7	移行対象システム		
 省 共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業者を含む。)を指す。 9 インターフェイスシステム 「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)」の略称。 10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを 			= 1,1 7 9	
者を含む。)を指す。9 インターフェイスシステム「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)」の略称。10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを	8			
9インターフェイスシステ ム「情報提供ネットワークシステム (インターフェイスシステム)」の略称。10インターフェイスシステ地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを		省	共通プラットフォームへの移行に関係する各作業請負事業	
ムム)」の略称。10インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを				
10 インターフェイスシステ 地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを	9	インターフェイスシステ		
ム集約 ASP LGWAN-ASP として提供するサービスを指す。	10	, , ,		
		ム集約 ASP	LGWAN-ASP として提供するサービスを指す。	

項番	用語	説明	
11	インターフェイスシステ	地方公共団体向けに、インターフェイスシステムを	
	ム集約 ASP 整備業務	LGWAN-ASP として提供するサービスを整備するための「イン	
		ターフェイスシステム集約 ASP 整備業務」の調達仕様書で示	
		す整備業務を指す。	
12	運用業務	「コアシステム、監視・監督システム及び情報提供等記録開	
		示システムにおけるセンターの運用業務」の調達仕様書で示して トンス 日本では、 たっしい	
1.0	海田 英 光 光	す運用業務を指す。	
13	運用受託者 連携用符号	運用業務の受託者を指す。 コアシステムにおいて、個人を一意に特定するために使用さ	
14	連携用付方 	17 システムにおいて、個人を一息に特定するために使用される住民票コードから生成した符号を指す。	
15	 開示システム用符号	情報提供等記録開示システム及び情報提供等記録開示シス	
10	州外マハノム川村	テムとコアシステム間で、個人を一意に特定するために使用	
		し、連携用符号から生成した符号を指す。	
16	開発等受託者	工程管理支援受託者を除く、本調達に関連する以下の全受託	
10		者を指す。	
		・本仕様書による受託者	
		・情報提供ネットワークシステム保守受託者	
		・監視・監督システム保守受託者	
		・情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者	
		・情報提供等記録開示システム保守受託者	
		・品質検証受託者	
		・インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者	
	per les per bes	・運用受託者	
17	監視・監督システム保守	「監視・監督システム保守業務」の調達仕様書で示す保守業	
1.0	業務	務を指す。	
18	機関別符号	情報保有機関とコアシステム間で、個人を一意に特定するために使用し、連携用符号から生成した機関ごとに異なる符号	
		のに使用し、連携用付券が6年成した機関ことに共なる付券 を指す。	
19	 基本 4 情報	住民基本台帳の4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を指	
13	本件 1 旧 tk	す。	
20	コアシステム	「情報提供ネットワークシステム (コアシステム)」の略称。	
21	工程	ソフトウェア開発等の工程を指す。本仕様書においては、基	
	·	本設計、詳細設計、開発・単体テスト、結合テスト、総合テ	
		スト、受入テスト、総合運用テスト、本稼動に向けた導入作	
		業のそれぞれの作業局面を指す。	
22	工程管理支援業務	「情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録開示シ	
		ステム及び情報保護評価書受付システムの構築に係る工程	
		管理支援業務」の調達仕様書で示す工程管理支援業務を指	
		す。	
23	個人番号	住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票	
		コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定	
	/m t at D)	された番号を指す。	
24	個人番号カード	情報提供等記録開示システムにログインするため、また、法	
		令に基づき個人番号を取り扱い得る事業者等が本人確認を	
		した上で個人番号を確認できるようにするために交付され	
		る IC カードを指す。	

項番	用語	説明	
25	最適化ガイドライン	業務・システム最適化指針(ガイドライン)(2006 年(平成	
		18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決	
	L - 14-14	定)を指す。	
26	自己情報	自己を本人(個人情報によって識別される特定の個人)とす	
97	事 效	る個人情報を指す。	
27	事務	番号法別表第二の第二欄に掲げられた事務及び番号法第 19 条第 14 号の規定による情報提供ネットワークシステムを使	
		用する特定個人情報の提供などにおいて同事務に該当する	
		ものを指す。	
28	受託者	本仕様書に示す委託業務を受託する者を指す。	
29	照会許可用照合リスト情	情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等から	
	報	構成され、情報照会の可否を判定するためなどに使用する情	
		報を指す。	
30	情報照会者	番号法第19条第7号に規定された情報照会者及び同条第14	
		号の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して	
31	情報提供者	特定個人情報の提供を求める者を指す。 情報照会者の特定個人情報の提供の求めに応じて、当該特定	
31	1月報1定供有	情報忠芸者の特定個人情報の提供の求めに応して、当該特定 個人情報を提供する者及び同法附則第6条第6項の規定によ	
		り、情報を開示又は提供する者を指す。	
32	情報提供等記録	番号法19条第7号及び第14号の規定による情報照会者と情	
	117 117 20 1 17 117 117	報提供者との間で行った、特定個人情報の提供の求め及び提	
		供に係る記録を指す。	
33	情報提供等記録開示シス	番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示シス	
	テム	テムを指す。	
34	情報提供等記録開示シス	「情報提供等記録開示システムの設計・開発等業務」の調達	
0.5	テム設計・開発等業務	仕様書で示すシステム開発業務を指す。	
35	情報提供等記録開示シス テム保守業務	「情報提供等記録開示システム保守業務」の調達仕様書で示すシステム保守業務を指す。なお、「情報提供等記録開示シ	
	ノム体リ未物	ステム保守業務」には、情報提供等記録開示システム向けイ	
		ンターフェイスシステムの保守業務も含まれる。	
36	情報提供等記録用符号	コアシステムの情報提供等記録において、個人を一意に特定	
		するために使用し、連携用符号から生成した符号を指す。	
37	情報提供ネットワークシ	番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシス	
	ステム	テムを指す。	
38	情報提供ネットワークシ	情報提供ネットワークシステム(コアシステム、インターフ	
	ステム等	ェイスシステム)及び監視・監督システムを指す。	
39	情報提供ネットワークシ	「情報提供ネットワークシステム保守業務」の調達仕様書で	
40	ステム保守業務 情報保護評価書	示すシステム保守業務を指す。 番号法第 27 条に規定する評価書(特定個人情報保護評価の	
40	旧形体设计 首	番号伝第 27 米に死足りる計画者(特足画人情報保護計画の 結果を記載した書面)を指す。	
41	情報保有機関	番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者、	
	114 TAKES 14 DAILAS	並びに同法第19条第14号の規定により情報提供ネットワー	
		クシステムを使用して特定個人情報の提供を求める者、その	
		求めにより情報提供ネットワークシステムを使用して特定	
		個人情報を提供する者及び同法附則第6条第6項の規定によ	
		り、情報を開示又は提供する者を指す。	

項番	用語	説明		
42	政府共通ネットワーク	中央省庁のコンピューターネットワークを相互接続した広		
		域ネットワークを指す。		
43	政府共通プラットフォー	各府省別々に構築・運用している政府情報システムの段階的		
	A	な統合・集約化を図るため整備する基盤を指す。本調達の情		
		報提供ネットワークシステム等の機器等は政府共通プラッ		
		トフォーム内に設置される。		
44	全体プロジェクト実施計	情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示		
	画書	システムの構築に係る全体の作業の推進方法を記載したも		
		のであり、全体スケジュール、会議体案、進捗報告手順等を		
		記述した計画書を指す。本調達に先行する工程管理支援業務		
		の工程管理支援受託者が作成する予定としているものを指		
		す。		
45	中間サーバー	総務省が設計・開発する中間サーバー・ソフトウェアを使用		
		する等により、インターフェイスシステムと既存システムと		
		の情報の授受の仲介を行う機能を持つサーバーを指す(な		
		お、中間サーバー及び中間サーバーを用いない機関における		
		中間サーバーに相当する機能のことを合わせて「中間サーバー		
10	4B //L = k = r = r	一等」という。)。		
46	提供許可証	情報提供の求めを行うこと及びその求めにより情報提供を		
		行うことについての許可情報を指す。情報照会者等からの求		
4.77	社学用 1 桂却	めに応じて、コアシステムが交付する。		
47	特定個人情報	個人番号(個人に対応し、当該個人番号に代わって用いられ		
		る番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のも のを含む。)をその内容に含む個人情報を指す。		
48	特定個人情報保護委員会	番号制度における特定個人情報の保護等を目的として、内閣		
40	村足個八用報体護安貝云	総理大臣の下に設置される機関を指す。		
49	特定個人情報保護評価	番号法第27条に規定する特定個人情報ファイル(個人番号		
49	付是個八用報序設計圖	をその内容に含む個人情報ファイル)の保有又は変更にあた		
		り、プライバシー等に与える影響を事前に評価し、その保護		
		のための措置を講じる仕組みを指す。		
50	特定個人情報名	番号法別表第二の第四欄に主務省令で定めるものとして列		
	1.3 VC IICI \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	挙された特定個人情報の類を指す。		
51	品質検証業務	「情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開		
	EE 24 1/2Hmm/124/4	示システムにおける品質検証業務」の調達仕様書で示す品質		
		検証業務を指す。		
52	「符号」	連携用符号から生成される、機関別符号、開示システム用符		
	· · ·	号、情報提供等記録用符号の総称。		

2.3 業務の概要

国、地方公共団体等の機関は、特定個人情報について、番号法で認められた手続の範囲内であり、かつ、情報提供ネットワークシステムを使用する場合等に限り、他の機関に照会し、提供を受けることができる。

この番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供に当たって、情報提供ネットワークシステムは、国、地方公共団体等の機関間の情報の提供の求めが番号法の規定に基づいているかどうかを、照会許可用照合リスト情報を利用して、システム上で確認するとともに、情報提供等記録を生成・保存する。また、情報提供等記録は、本人の要請に応じて開示される。

さらに、特定個人情報保護委員会は、番号法に基づく情報提供が適正に行われることを確保するため、情報提供ネットワークシステムに対して、情報提供事務が適正に行われているかを確認するため、情報提供監視状況の監視・監督を行う。

情報提供ネットワークシステム等(以下「本システム」という。)を利用した業務の概要を以下に示す。

2.3.1 業務分野

情報提供ネットワークシステム等を利用した業務

2.3.2 業務内容

本調達において設計・開発を行う情報提供ネットワークシステム及び監視・監督システムを用いた業務は、番号法の規定に基づく主要業務と、これらの業務を運用する上で必要となる管理業務に大別される。それぞれの業務の概要を表 2.3-1に示す。

表 2.3-1 情報提供ネットワークシステム等における業務内容

項番	業務		概要
1	主要業務	情報提供業務	情報照会者からの情報提供の求めに対して、番号法第21条第2 項第1号及び第2号に該当しないことなどを確認する。 上記の確認がされた場合、情報照会者から送信された情報照会 者の機関別符号を情報提供者の機関別符号に変換した上で、情 報提供者に対し、特定個人情報の提供の求めがあった旨を通知 する。
2		情報提供等記録管理業務	番号法第23条第3項の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを活用して行われた情報提供等記録を生成し、保存する。また、情報提供等記録を生成するために必要な情報を情報照会者及び情報提供者から取得する。 番号法附則第6条第5項の規定に基づき、情報提供等記録開示システムを通じた個人からの開示請求に応じて、開示請求対象の情報提供等記録を特定し、情報提供等記録開示システムに送信する。加えて、情報提供ネットワークシステム運営機関又は特定個人情報保護委員会からの要請に応じて、情報提供等記録を検索、抽出し、媒体(ファイル)等に出力する。
3		自己情報表示中 継業務	情報提供等記録開示システムを利用する個人からの自己情報の 開示請求について、情報提供等記録開示システムから送信され た開示システム用符号を自己情報の開示請求先機関の機関別符 号に変換した上で、自己情報の開示請求情報を開示請求先機関 に送信する。
4		お知らせ情報表示中継業務	情報保有機関において、本人に対し、本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報について、情報提供ネットワークシステムを活用して提供する際に、情報提供ネットワークシステムにおいて、当該情報の対象者を特定するための情報提供者の機関別符号を情報提供等記録開示システムの開示システム用符号に変換し、情報提供等記録開示システムに送信する。
5		情報提供等監 視・監督業務	情報提供ネットワークシステムにおいて、情報提供ネットワークシステムを活用して行われる情報提供が適正に行われていることを監視する。 特定個人情報保護委員会からの要請に応じて、情報提供ネットワークシステムが保存する情報提供等記録及び関連情報を、監視・監督システムを活用して、特定個人情報保護委員会に提供する。

項番	業務		項番 業務 概要		概要
6	管理業務	機関別符号生 成・提供業務	番号法第19条第7号、第14号に基づく情報照会者、情報提供者間の情報提供及び情報提供等記録開示システムを活用した番号法附則第6条第5項の情報提供等記録の開示等を実現するに当たり、情報保有機関又は情報提供等記録開示システム等からの要求に基づき、システム内部で対象者を識別するための機関別符号を生成し、当該機関等に提供する。		
7		照会許可用照合 リスト情報等管 理業務	情報照会者からの情報提供の求めに対して、番号法第21条第2 項第1号及び第2号に該当しないことを確認するためなどに必要な情報を作成する。		

2.3.3 利用者特性

利用者の種別を表 2.3-2に示す。

表 2.3-2 利用者の種別

項番	利用者の種別	説明		
1	情報保有機関の職員	情報保有機関の職員が、情報提供等の業務で本システムを利用する。		
2	情報提供等記録開示システムの 利用者登録を行った者	情報提供等記録開示システムにログインした利用 者は、情報提供の記録等又は自己情報等の閲覧を行 う。		
3	特定個人情報保護委員会の職員	情報提供ネットワークシステムを活用した機関間 の情報提供において、不正な情報提供等が行われて いないこと等を監視する。		

2.3.4 業務量

情報提供ネットワークシステム等が処理する業務量は、実現される事務や接続機関により変動する。調査研究等の結果を踏まえ、基本設計の段階で業務量を算出すること。

2.3.5 業務の実施手順

情報提供ネットワークシステム等を利用した業務のうち、情報提供業務の実施手順の概要を以下に示す。なお、他の業務の手順や詳細については、3章「3.1 機能概要」以降に示す。

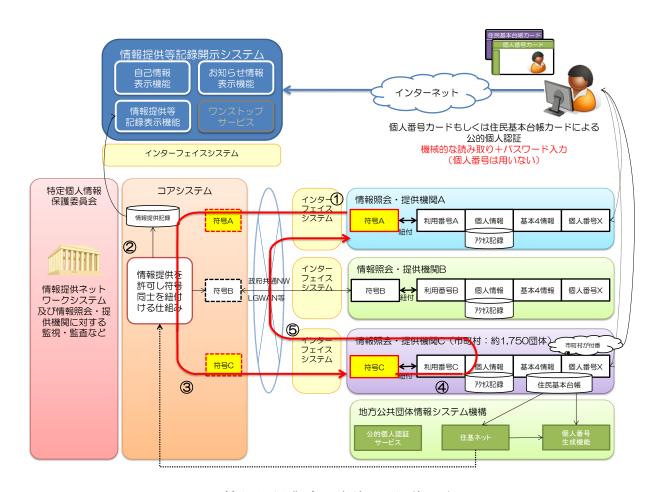


図 2.3-1 情報提供業務の実施手順(概要)

情報保有機関Aでは個人番号Xに対して機関別符号Aが割り当てられており、情報保有機関Cでは個人番号Xに対して機関別符号Cが割り当てられているものとする。その際の情報照会・情報提供の手順は以下のとおりである。

- ① 照会したい特定個人情報の項目と「機関別符号 A」を送信
- ② 情報照会者の機関別符号 A を情報提供者の機関別符号 C へ変換
- ③ 照会したい特定個人情報の項目と「機関別符号 C」を送信
- ④ 該当する特定個人情報を抽出
- ⑤ 特定個人情報を情報照会者へ直接送信

2.3.6 業務の制約事項、環境条件

番号法に基づく機関間の情報提供を実現するため、情報提供ネットワークシステムは、国、地方公共団体等の機関の多数の異なるシステムと接続することとなる。そのため、情報提供ネットワークシステムの設計・開発等に当たっては、システム構成等が異なる多数の機関のシステムと接続した運用を考慮する必要がある。

また、情報提供ネットワークシステムは、情報提供等記録開示システムが提供する情報提供等記録表示、自己情報表示及びお知らせ情報表示の 3 つのサービスを実現するために活用される。そのため、情報提供ネットワークシステムについては、インターネット環境に接続して利用者にサービスを提供する情報提供等記録開示システムのネットワーク環境を考慮して、設計・開発を行う必要がある。

さらに、番号法の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを活用した情報提供では、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行うことが求められるほか、番号法第19条第7号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のため、情報提供ネットワークシステムは、情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

2.4 情報システム化の範囲

情報提供ネットワークシステム等及び関係するシステムの構成の概要を図2.4-1に示す。情報提供ネットワークシステムは、情報提供等記録開示システムより「個人番号」に係る個人情報の照会を行う1億3千万人の利用者と、「個人番号」に係る個人情報の照会を行う国、地方公共団体等の機関からなる情報照会者の求めに応じ、同じく国、地方公共団体等の機関からなる情報提供者が個人に係る情報提供を行うためのインフラストラクチャとなるものであり、情報提供に用いられる個人を特定するための符号の付番、変換及び情報提供の許可を行う中核となるシステム(図 2.4-1に示す「コアシステム」を指す。)と、国、地方公共団体等の機関が保有する既存システムとの接続を行うシステム(図 2.4-1に示す「インターフェイスシステム」を指す。)から成る。

また、情報提供ネットワークシステムとは別に、情報提供に係る監視、監督等を行うためのシステム(図 2.4-1に示す「監視・監督システム」を指す。)を併せて構築する。

本調達にて設計・開発等を行う情報システムは、情報提供ネットワークシステム等である。

なお、コアシステム及び監視・監督システムは政府共通プラットフォームを活用して構築する。また、インターフェイスシステムについては、本調達にて設計・開発したプログラムやドキュメント類を、情報保有機関及び情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者に配付することを予定している。現時点では、配付を受けた機関や受託者等それぞれがインターフェイスシステムを構築することとしている。さらに、地方公共団体向けインターフェイスシステムは、LGWAN上に集約して構築すること、情報提供等記録開示システム向けインターフェイスシステムは、政府共通プラットフォームを活用して構築する。

また、情報提供ネットワークシステムと国、地方公共団体等の機関の既存システムとの間及び情報提供ネットワークシステムと監視・監督システムとの間での情報等の送受信に当たっては、政府共通ネットワーク及び LGWAN を利用する。

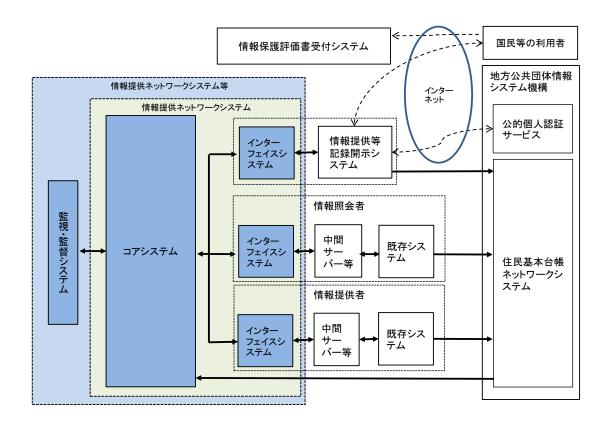


図 2.4-1 情報提供ネットワークシステム等の範囲

2.4.1 情報提供ネットワークシステムの概要

情報提供ネットワークシステムは、番号法に定める事務を実施する国、地方公共団体等の機関の情報照会者の求めに応じて、国、地方公共団体等の機関の情報提供者から情報照会者に対しての特定個人情報の提供を実現するため、情報の中継を行う。また、情報提供等記録開示システムにおける各種サービスに対し、情報提供者から情報提供等記録開示システムへ情報が提供される際の情報の中継を行う。

情報提供ネットワークシステムは、これらを実現するに際して必要となる、 情報提供の際に用いられる対象者となる個人を識別するための機関別符号の付 番・変換、情報提供の許可及び通信経路の制御等の機能を提供する。

情報提供ネットワークシステムは、情報提供に用いられる個人を特定するための機関別符号の付番・変換や情報提供の許可を行う中核となるシステムであるコアシステムと国、地方公共団体等の機関が管理する中間サーバー等との接続の役割を担うシステムであるインターフェイスシステムから構成される。

(1) コアシステム

コアシステムは、情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、情報提供に用いられる個人を特定するための機関別符号などの付番・変換や情報提供に係る処理の制御等を行う。また、これら一連の情報提供に関する処理の過程や結果を情報提供等記録やシステムのログとして蓄積し、情報提供等記録開示システムを介した個人からの情報提供等記録の開示請求や特定個人情報保護委員会による情報提供等記録及び各種ログの提供の求めに対し、必要な情報を提供するための機能を搭載する。

(2) インターフェイスシステム

インターフェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として 情報照会者又は情報提供者となる機関単位及び情報提供等記録開示システムに 配置され、中間サーバー等との接続の役割を担うシステムである。

インターフェイスシステムは、情報照会者が情報提供者に対して情報提供の 求めを行う場合や情報提供者が情報照会者に対して情報を提供する際に必要と なる機能及び情報提供等記録開示システム利用者に対して自己情報表示サービ スやお知らせ情報表示を提供するために必要な機能群を提供するシステムであ る。

2.4.2 監視・監督システムの概要

監視・監督システムは、コアシステムから発信された不正な兆候を検出したことに関する通知情報を受領、管理する。

また、特定個人情報保護委員会が指定した条件で抽出した情報提供等記録を コアシステムから受信し、格納する。不正な兆候を検出するために、監視・監督システムに格納された情報提供等記録を分析する。

2.4.3 (参考)情報提供ネットワークに接続する関連システム

本調達で設計・開発等を行う情報システムの対象ではないが、情報提供ネットワークシステムに接続する情報システムとして、考慮する必要があるシステムとして、以下のものがある。

(1) 情報提供等記録開示システム

情報提供等記録開示システムとは、番号法第23条第3項に規定される情報提供ネットワークシステムで生成・保存される情報提供等記録に対する行政機関個人情報保護法第12条の規定による開示の請求を電子的に行い、また、行政機関個人情報保護法第18条の規定による通知を電子的に行うために設置されるシステムである(番号法附則第6条第5項)。

情報提供等記録開示システムでは、情報提供等記録の開示に関するサービスのほかに、法律又は条例の規定による個人情報の開示に関するサービス(自己情報表示サービス)や個人番号利用事務実施者が本人に対して、個人番号利用事務に関して本人が希望し、又は本人の利益になると認められる情報を提供するサービス(お知らせ情報表示)を実現することを予定している。

情報提供等記録開示システムにおいて、情報提供ネットワークシステムを活用して前述のサービスを実現するに当たっては、番号法に基づいて行われる情報提供の際に利用される個人を特定するための機関別符号の変換の仕組みを利用することを想定している。

なお、情報提供等記録開示システムはインターネット上で個人に利用される ものであるが、情報提供ネットワークシステムとは政府共通ネットワークで接 続することを想定している。

(2) 中間サーバー

番号法の規定に基づき、国、地方公共団体等の機関間で行う情報提供の対象となり、既存システムのデータベースにおいて保存されている特定個人情報の副本を保存・管理し、インターフェイスシステムと既存システムとの情報の授受の仲介、情報提供等に用いる機関別符号の管理等の役割を担うシステムである。

中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを用いた国、地方公共団体等の機関間の情報照会、情報提供を行うためにインターフェイスシステムと接続する。また、既存システムが保存する特定個人情報の副本の登録や既存システムからの情報照会依頼等を受け取るため、既存システムと接続する。なお、情報照会、情報提供に際しては、情報提供等記録を生成・保存する。

2.5 作業内容・納入成果物

本調達の作業内容・納入成果物を以下に示す。なお、スケジュールについては「調達仕様書附属1 全体スケジュール(案)」に示す。

2.5.1 作業内容

本調達の作業を行う際には、以下に留意すること。

- ・受託者は、情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等を行うととも に、本稼動まで、他の設計・開発等業務の受託者と十分連携の上、内閣官 房の監督の下、協力して作業を行い、本システムの稼動に係る責任を負う こと。
- ・受託者は、内閣官房及び工程管理支援受託者を介した上で、必要に応じて、 本システムと他システムとの各種調整を主体的に実施すること。

- ・内閣官房から、他の開発等受託者、情報照会者及び情報提供者のシステム担当者、政府共通プラットフォーム及び LGWAN のシステム担当者等との連絡・調整会議及びその下部会合への出席並びに内閣官房が開催する説明会における説明又は資料の作成等を要請された場合は、これに適切に対応すること。
- ・ 作成する中間成果物については、開発手法を考慮し、内閣官房と協議の上、 必要に応じて見直しを行うこと。
- ・関係省庁のうち、総務省は、総合運用テストの実施に当たって中心的な役割として参画し、稼動後の運用を担う。そのため、受託者は、情報の授受、教育訓練の実施等、内閣官房から総務省へのシステム等の引継ぎに協力すること。

(1) プロジェクト計画の策定

受託者は、工程管理支援受託者が作成する全体プロジェクト実施計画書に従い、プロジェクト実施計画書を策定し、内閣官房による承認を得ること。

なお、プロジェクト実施計画書を変更する必要が生じた場合は、速やかに改定する計画を策定し、工程管理支援受託者と調整を行い、内閣官房の承認を得ること。

(2) プロジェクト管理の実施及び報告

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、適切にプロジェクトの進捗管理、品質管理、課題・問題管理、構成・変更管理、リスク管理、情報セキュリティ管理を行うとともに、プロジェクト運営上必要となる報告(進捗報告、品質報告等)を内閣官房及び工程管理支援受託者に行うこと。

基本設計、詳細設計、開発・単体テスト、結合テスト、総合テスト、受入テスト、総合運用テスト、本稼動に向けた導入作業の各工程内のチェックポイント及び工程完了時には、品質実績報告書兼品質判定成績書を作成し報告すること。

(3) 要件定義の確定

受託者は、内閣官房と協議の上、要件定義を確定させること。また、確定した内容は、要件定義書として取りまとめること。

なお、要件定義の確定に当たっては、内閣官房が別途実施した調査研究の成果を考慮すること。

(4) 特定個人情報保護評価の支援

受託者は、内閣官房が実施する情報提供ネットワークシステム等についての 特定個人情報保護評価を支援し、情報保護評価書案を策定すること。

また、内閣官房の指示に従い、情報保護評価書案を改訂すること。

(5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可用照合リスト情報 の作成

情報提供者と情報照会者の間でやり取りされる特定個人情報について、調査研究等の成果並びに工程管理支援受託者の作成するデータ標準作成のインプット資料及び作成に向けて必要となる各機関との調整の支援を受け、データ設計を行い、データ標準(データの仕様書)案を策定する。なお、策定する対象には、「3.4 情報・データ要件」で示す各種マスターをコード化したものを含めること。また、当該仕様書等を基に照会許可用照合リスト情報を作成すること。

さらに、これらの内容を基にシステムに登録する実際の定義体を作成し、その動作確認を行うこと。

なお、データ標準とは、情報提供ネットワークシステムで使用される特定個人情報のデータ記述形式の標準であり、具体的には、特定個人情報の項目とそれを構成するデータ項目を示す符号及び表示上の名称並びにその値の属性、値の属性が符号化されている場合は、その符号一覧と表示上の名称、特定個人情報の項目とデータ項目の関係などであり、それらを説明するドキュメントを含む。

また、1個人1特定個人情報の項目に複数のデータがある場合(年別データなど)において、それらを特定可能とするための記述形式の標準も含まれる。

各種マスターは、データ標準の対象外である機関などを含んだ、マスターとなる各要素の符号と表示用の名称と相互に関係のあるマスター間の関係(どの特定個人情報名にどの特定個人情報の項目が含まれているなど)などからなる(表 3.4-1又は表 3.4-2参照)。

照合許可用照合リスト情報は、情報提供ネットワークシステムが特定個人情報の提供を許可する情報の照会者、事務、情報の提供者、特定個人情報の項目の組合せである。

詳細は、「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関する調査研究 技術標準の検討に係る報告書 別紙 データ標準」参照。

(6) 基本設計及び詳細設計の実施

受託者は、本仕様書に示す要件の詳細を確認及び整理し、基本設計及び詳細設計を行うこと。基本設計は、設計標準及び画面概要設計書、帳票概要設計書、ユースケース定義書、機能概要設計書、テーブル定義書、データ概要設計書、ファイル概要設計書、CRUD 図、外部インターフェイス定義書、セキュリティ概要設計書を作成すること。また、本システムと外部のシステムを接続するために必要なインターフェイス調整(送受信するデータ項目に関する仕様書の作成を含む。)を行うこと。詳細設計は、画面詳細設計書、帳票詳細設計書、機能詳細設計書、データ詳細設計書、ファイル設計書、コード設計書、メッセージ設計書、データベース設計書、電文設計書、性能設計書、信頼性設計書、運用設計書、データベース設計書、電文設計書、性能設計書、信頼性設計書、運用設計書、セキュリティ設計書、システム基盤詳細設計書を作成すること。

なお、特に運用設計書の作成に当たっては、政府共通プラットフォームに係る方式設計書、運用規程、運用・保守要領、LGWAN-ASPの規程類等も踏まえつつ、作業を実施すること。

(7) 開発・単体テストの実施

受託者は、上記(6)における設計に基づき、プログラムの設計、プログラムの開発及び単体テストを行うこと。プログラム設計は、開発標準及びプログラム仕様書、環境定義書を作成すること。プログラムの開発は、プログラムソースコード、ネイティブコード、各種定義ファイルを作成すること。単体テストは、単体テスト仕様書及び単体テストチェックリストを作成し、実施すること。また、情報提供等記録開示システム及び中間サーバー等のテストを効率的に進めるため、事前に接続確認等が実施できるテストツールを提供すること。なお、テストデータは、原則として受託者で準備すること。

(8) ハードウェア導入のための支援及び政府共通プラットフォームの利用

受託者は、移行対象システム担当府省である内閣官房を通じて、別途提示されるシステム基盤要件概説書(仮称)を基に、基盤要件定義概要版(案)を作成の上、最終的に政府共通プラットフォーム及びインターフェイスシステム集約 ASP にハードウェア導入に係る要件を要件定義書(案)として策定すること。策定に当たってはハードウェア及びソフトウェア、センター・バックアップセンターのそれぞれに対して詳細設計完了までに作成すること。

また、政府共通プラットフォームを利用するにあたり、内閣官房の指示の下、政府共通プラットフォーム担当府省に提出する政府共通プラットフォーム移行対象システム移行検討連絡票、システムにおける政府共通プラットフォームへのシステム移行計画書、政府共通プラットフォームサービス利用依頼書、システムにおける政府共通プラットフォームへのシステム移行設計書の作成及び情報、文書等のやりとりに係る各種調整を行うこと。

なお、情報提供ネットワークシステム等のハードウェアの導入に当たって、 内閣官房の求めに応じ必要な支援を行うこと。

(9) 本番・テスト環境調整

コアシステム及び情報提供等記録開示システムに係る機器を設置するデータセンターは、政府共通プラットフォーム担当府省で用意されるものを想定している。また、インターフェイスシステムに係る機器を設置するデータセンターは、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者が用意する。

受託者は、ハードウェア及びソフトウェア、データセンター等の本番・テスト環境について、環境設計・構築、テスト実施に向け、内閣官房が実施する政府共通プラットフォームへの移行に係る作業の実施支援及び政府共通プラットフォーム担当府省による政府共通プラットフォームの資源、サービスの提供、並びに移行に係る作業支援の各種調整を行うこと。また、インターフェイスシステムのアプリケーションを集約した ASP として動作させるためのガイドラインを記述すること。

なお、本システムと外部のシステムを接続するために必要なネットワークの 設計を行うこと。ネットワーク要件は、後述の「7.4 ネットワーク構成」を 参照すること。

(10) 結合テストの実施

受託者は、前述(7)にて開発したプログラムについて、結合テストを実施すること。結合テストは、結合テスト実施計画書、結合テスト仕様書、結合テストチェックリストを作成し、実施すること。なお、テストデータは、原則として受託者で準備すること。

(11) 総合テストの実施

受託者は、前述(7)にて開発したプログラムについて、総合テストを実施すること。総合テストは、内閣官房の承認の下、総合テスト実施計画書、総合テスト仕様書、総合テストチェックリストを作成し、実施すること。なお、政府共通プラットフォームが提供するサービス利用に係る総合テストについては、政府情報システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るガイドライン第3.0版別添1詳細作業編別表3に掲げる「政府共通プラットフォームのサービス利用依頼に係るテスト仕様(総合テスト)」に沿って実施すること。また、機能、性能等に係わる不具合がある場合には、改善計画書を作成し、対応すること。テストデータは、内閣官房の承認の下、原則として受託者で準備すること。

(12) 受入テスト支援

受託者は、受入テストにおいて、必要なテスト支援を行うこと。受入テスト支援は、受入テスト実施計画書(案)、受入テスト仕様書(案)、受入テスト手順書(案)、受入テストチェックリスト(案)を作成すること。また、機能、性能等に係わる不具合がある場合には、改善計画書を作成し、対応すること。

情報提供等記録開示システムが同様のテストを実施する際には、本システムにおける受入テスト仕様書(案)や受入テスト手順書(案)等について、情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者と必要な調整を行う等の支援を行うこと。また、テストを効率的に進めるために、事前に接続確認等が実施できるテストツールの提供時期を含め検討し、内閣官房に提案すること。なお、テストデータは、内閣官房の承認の下、原則として受託者で準備すること。

(13) 総合運用テスト支援

受託者は、総合運用テストにおいて、必要なテスト支援を行うこと。なお、内閣官房及び総務省により策定される「テスト全体方針書」に基づき、総合運用テスト支援では、総合運用テスト実施計画書(案)、総合運用テスト仕様書(案)、総合運用テスト手順書(案)、総合運用テストチェックリスト(案)を作成すること。また、機能、性能等に係わる不具合がある場合には、改善計画書を作成し、対応すること。

総合運用テストは、情報提供ネットワークシステムの運用を担う総務省の協力・参画を得て実施することとしており、これらの作業に当たって、受託者は、 内閣官房及び総務省と必要な調整を行う等の支援を行うこと。 受託者は、本システムにおける総合運用テスト仕様書(案)や総合運用テスト手順書(案)等について、情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者と必要な調整を行う等の支援を行うこと。また、テストを効率的に進めるために、事前に接続確認等が実施できるテストツールの提供時期を含め検討し、内閣官房に提案すること。なお、テストデータは、原則として受託者で準備すること。

(14) 本稼動実施計画の策定及びシステム導入作業等の実施

受託者は、本稼動実施計画書の策定、本稼動判定基準書の作成、本システムの管理者である職員(以下「システム管理者」という。)向けの端末操作要領、システムの運用に不可欠な運用手順書等の作成、本稼動リハーサルの実施を行った上で、導入作業の実施を行うこと。なお、サービス開始に向け、本番環境の環境クリーンアップを行うこと。

(15) 教育訓練実施計画の策定及び教育訓練の実施

受託者は、本システムの円滑な導入及び稼動に向けて、教育訓練実施計画書を策定し、システム管理者、センター・バックアップセンター運用・監視受託者、運用受託者、保守受託者に対し、システム利用及び運用に関する教育訓練を行うこと。

また、当該教育訓練に必要となる各種教育教材を作成すること。

(16) 保守

受託者は、運用設計と同様、政府共通プラットフォームに係る方式設計書、 運用規程、運用・保守要領、LGWAN-ASP の規程類等も踏まえつつ、保守設計書、 保守実施計画書を策定すること。

受託者は、運用段階及び保守段階の作業において、マニュアル類の整備を行うとともに、引継書を提供すること。

(17) 受託者とその他業務の受託者等との連携

(ア) 情報提供等記録開示システム設計・開発受託者との連携

情報提供ネットワークシステム等は、情報提供等記録開示システムと、同時並行での設計・開発を行うこととなる。受託者は、システム間のインターフェイス設計、各種プロジェクト管理業務、各種標準化の策定、テスト全体の取りまとめ、テスト時に発生する問題の切り分け等の作業を主体的に実施し、情報提供等記録開示システム設計・開発受託者と緊密な連携を行うこと。

(イ) 品質検証受託者との連携

情報提供ネットワークシステム等は、情報照会者及び情報提供者間での情報 提供を行うための根幹となるシステムであることから、その重要性に鑑み、セ キュリティやユーザビリティ等に係る重要な要件について、受託者自身が実施 するテストとは別に、第三者による品質検証を追加して実施することとしてい る。

受託者は、内閣官房の求めに応じて、品質検証受託者の業務に必要となる基本設計書、詳細設計書、プログラム仕様書、プログラムソースコード等一式について内閣官房を通じ、品質検証受託者に提供し、品質検証受託者から質問等がある場合には、これに応じること。また、品質検証受託者から指摘及び助言等を受けた際には、対応策について内閣官房と協議の上、原則として、速やかに対応すること。

なお、品質検証で実施する内容は、設計・開発事業者が策定するコーディング規約等各種開発標準への準拠性検証や、ソフトウェア品質特性の効率性、保守性及び情報セキュリティ等の観点から、開発規模、実装の妥当性検証を想定している。また、特定の事業者しか調達、役務対応できない製品の利用となる等ベンダーロックインとなるような開発要素の混入排除等を含めた検証も想定しているが、詳細な検証内容は、今後検討の上決定する。

これらの評価結果について、内閣官房において是正が必要と判断した場合、内閣官房及び工程管理支援受託者と協議の上、速やかに対策を講じること。

対策の結果については、内閣官房、工程管理支援受託者及び品質検証受託者 へ報告すること。

(ウ) 政府共通プラットフォーム担当府省との連携

本システムは、政府共通プラットフォームが提供する基盤機能とその基盤機能を実現するための資源(以下「提供資源」という。)をシステム基盤環境として利用する。そのため、受託者は、提供資源の仕様や制約条件等を内閣官房及び工程管理支援受託者と調整の上、政府共通プラットフォームにて実現可能なシステムアーキテクチャの実現を検討すること。

また、本システムの総合テストを政府共通プラットフォーム上で実現する際には、政府共通プラットフォームが提供する環境を利用するため、受託者は、移行計画、移行設計(利用資源提供パターン、利用サービスに係る情報提示)、実施方法等について、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム担当府省に利用方法・手順を確認のうえ検討すること。

(エ) インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者との連携

地方公共団体向けインターフェイスシステムは、LGWAN 上に集約して構築することを予定している。そのため、受託者は、内閣官房及び工程管理支援受託者と調整の上、必要なマニュアル類を整備し、インターフェイスシステム集約 ASP整備受託者に提供し、教育を行うこと。また、環境整備に必要な技術支援を行うこと。

(オ) 工程管理支援受託者との連携

受託者は、工程管理支援受託者から工程管理支援業務の実施に際して必要な 資料(計画を含む。)・報告を求められた場合は工程管理支援受託者と調整の上、 提出期限を定め、資料等を提出すること。

工程管理支援受託者は、内閣官房の承認の下、開発等受託者の実施作業について、指導、監督を行い、改善の必要がある場合、これを実施させることができることとしている。受託者は、本業務の推進に当たり、内閣官房及び工程管理支援受託者の指示に従うこと。

工程管理支援受託者から技術的な問い合わせを受けた際は、それに対応すること。また、工程管理支援受託者を経由して、国、地方公共団体等の機関等から寄せられる技術的な問い合わせ(システム仕様、設計内容、システム連携方法等にかかわる問い合わせ)について、原則、工程管理支援受託者を介することなく、直接対応(回答や技術支援)すること。なお、対応(回答や技術支援)結果は内閣官房及び工程管理支援受託者へ報告、共有すること。また、これらの対応に必要な情報機器(電話、FAX、メール等)は、受託者自らが整備すること。体制の整備等必要な措置を行うこと。詳細は内閣官房と調整すること。

(カ) 地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発を行う総務省等との連携

総務省においては、地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発を行うことを予定している。

そこで、受託者は、システム間のインターフェイス設計、各種プロジェクト管理業務、各種標準化の策定、テスト全体の取りまとめ、テスト時に発生する問題の切り分け等の作業を主体的に実施し、総務省及び地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー・ソフトウェアの設計・開発業務の受託者と緊密な連携を行うこと。

(キ) 地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、公的個人認証サービス)及び同機構のシステム開発受託者との連携

情報提供ネットワークシステム等は、地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステムやLGWAN、公的個人認証サービスと連携して設計・開発を行うこととなる。そこで、受託者は、既存の仕組みを十分考慮したうえでシステム間のインターフェイス設計、各種プロジェクト管理業務、各種標準化の策定、テスト全体の取りまとめ、テスト時に発生する問題の切り分け等の作業を主体的に実施し、地方公共団体情報システム機構及び同機構のシステム開発受託者と緊密な連携を行うこと。

特に、住民基本台帳ネットワークシステムなど、試験実施や本番稼動に向けてサーバー機器の増設等の対応を行わなければならない機関等とは、十分な事前調整を行うこと。

2.5.2 納入成果物

納入成果物は、日本工業規格 A 列 4 番(又は A 列 3 番)で日本語により作成の上、書面により内閣官房に提出するほか、同内容を記録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R)により、それぞれ正副二式ずつ内閣官房に納入すること。

納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に内閣官房と協議し、承認を受けた上で決定すること。また、各成果物は、各工程での作成作業完了時に内閣官房によって承認されたものとし、決定した納入時期までに納品するとともに、契約期間の最終日までに最終確定版を一括して納品すること。

なお、電子媒体の納入については、以下のとおりとすること。

- ・納入のファイル形式は、「Microsoft Word 2010」、「Microsoft Excel 2010」 「Microsoft Power Point 2010」、「PDF1.7」等で参照・編集可能な形式と する。ただし、内閣官房が他の形式による提出を求める場合には、協議の 上、これに応じること。
- ・納入に当たっては、事前に最新のウィルス定義パターンによる検疫を必ず 実施すること。
- ・納入成果物は納入後内閣官房において改変が可能となるよう、図表等の元 データも併せて納入すること。
- ・特別なツールを使用する場合は、ツールも併せて納入すること。なお、特別なツールを使う場合は、事前に内閣官房と協議し、承認を得ること。
- ・プログラム類及びテストデータの納入方法については、別途内閣官房に確認すること。
- ・教育訓練の対象者、端末操作要領及び教育教材一式の配付方法は、内閣官 房が別途定めることとする。
- ・用字・用語の表記については、「公用文作成の要領」(昭和27年4月4日内 閣閣甲第16号)を参考にすること。
- ・以降の納入成果物の表中、納入成果物欄の名称に下線があるものについては、納入期限に示す時点までに、関連府省等へ情報展開が必要となるため、 納入期限を遵守すること。

(1) プロジェクト計画の策定

プロジェクト計画の策定に係る納入成果物を表 2.5-1に示す。

表 2.5-1 プロジェクト計画の策定に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	プロジェクト実	プロジェクトの目的、内閣官房と受託者と	契約後、1カ月以
	施計画書	の体制と役割、作業スケジュール等を明記	内 (暫定版を契約
		した本システムの設計・開発等作業におけ	後2週間以内)
		る実施計画を記述。	
2	作業スケジュー	プロジェクト全体の作業スケジュールを	契約後、1カ月以
	ル	記述。	内 (暫定版を契約
		(各年度末に詳細化されたスケジュール	後2週間以内)
		の納入を予定)	平成26年3月末
			平成27年3月末
			平成28年3月末

(2) プロジェクト管理の実施及び報告

プロジェクト管理の実施及び報告に係る納入成果物を表 2.5-2に示す。

表 2.5-2 プロジェクト管理の実施及び報告に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	進捗報告書	進捗状況、課題の発生・解決状況等を記述。	内閣官房の定め
2	EVM 進捗管理表	EVM における PV、EV、AC、SV、CV、SPI、	る頻度
	Halle and	CPI、EAC、ETC 等を記述。	
3	EVM 指数グラフ		
4	進捗状況表		
5	議事録	議事録の作成が定められた会議体につい	原則、会議後2開
		て開催概要、議事の内容、宿題・課題事項	庁日以内
		等を記述。	
6	課題管理表	課題・問題を一覧形式で記述。	内閣官房の定め
7	リスク管理表	リスクを一覧形式で記述。	る頻度
8	WBS	プロジェクトにおいて実施すべきすべて	契約後、1カ月以
		の作業を、具体的な進捗状況や投入実績を	内 (暫定版を契約
		把握できる単位にまで詳細化し、階層構造	後 2 週間以内及
		で記述。以下の事項を含むものとし、プロ	び各工程の開始
		ジェクト管理ツール等を利用したもので	前)
		もよい。	
		・ WBS 番号	
		・ タスク名	
		・ 開始日 (予定と実績)	
		・ 終了日 (予定と実績)	
		• 達成率	
		• 責任者	

項番	納入成果物	概要	納入期限
9	品質実績報告書兼品質判定成績書	基本設計、詳細設計、開発・単体テスト、 結合テスト、総合テスト、総合運用テスト、 本稼動に向けた導入作業の各工程内のチェックポイント及び各工程終了時に品質 実績、品質評価を記述。 (レビュー成績、品質水準設定内容及び実	内閣官房が別途 定める日(各工程 のチェックポイント及び各工程 の完了時)
		績、品質確認観点・項目一覧及び確認結果 等を記述。)	

(3) 要件定義の確定

要件定義の確定に係る納入成果物を表 2.5-3に示す。

表 2.5-3 要件定義の確定に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	要件定義書	本仕様書に示す要件について、内閣官房と協議の上、確定した要件定義を記述。	内閣官房が別途 定める日 (要件定 義の完了時)

(4) 特定個人情報保護評価の支援

特定個人情報保護評価の支援に係る納入成果物を表 2.5-4に示す。

表 2.5-4 特定個人情報保護評価の支援に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	情報保護評価書案	内閣官房が実施する特定個人情報保護評価を支援し、情報保護評価書案(しきい値評価書案、重点項目評価書案及び全項目評価書案)を策定する。	内閣官房が別途 定める日

(5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可用照合リスト情報 の作成

特定個人情報におけるデータ標準及び照会許可用照合リスト情報の作成に係る納入成果物を表 2.5-5に示す。

表 2.5-5 特定個人情報におけるデータ標準及び照会許可用照合リスト情報の作成に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	特定個人情報に	特定個人情報の各項目について、データの	内閣官房が別途
	おけるデータ標	標準化を行い、取りまとめた情報を記述。	定める日(毎年度
	準(データの仕	なお、各種マスターをコード化したものを	末)
	様書)	含む。	※適宜改版・版数
2	照会許可用照合	情報照会者、事務、情報提供者、特定個人	管理すること
	リスト情報	情報の項目等から構成される情報を記述。	初期確定時期:平
3	定義体	項番1、2をシステムに登録するための定	成 26 年度末
		義体。	(本業務の履行
			期間中、付帯業務
			としてメンテナ
			ンス実施)

(6) 基本設計及び詳細設計の実施

基本設計及び詳細設計の実施に係る納入成果物を表 2.5-6、表 2.5-7 に示す。

(ア) 基本設計

表 2.5-6 基本設計に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期降	限
1	設計標準	設計書(基本設計書、詳細設計書)の体系、	契約後1ヵ	月以
		様式、納入成果物の記載方法、画面・帳票	内	
		設計規約等を記述。		
2	画面概要設計書	画面のレイアウト、機能、遷移等を記述。	_	
3	帳票概要設計書	出力する帳票についてレイアウト、用紙サ	_	
		イズ等を記述。		
4	ユースケース定	業務フロー及び業務要件を記述。	_	
	義書			
5	機能概要設計書	処理フロー、処理要件を記述。		内
6	テーブル定義書	データベースのテーブル及びテーブルのデ	_	閣
		ータ項目について記述。		直
7	データ概要設計	データ項目を記述(データタイプ、データ	_	房 が
	書	長、属性等)。		別
8	ファイル概要設	ファイル項目を記述(ファイル一覧等)。	_	閣官房が別途定める
	計書			正め
9	CRUD 図	情報がどのような事象により、発生、更新	_	る
		等が行われるかを分析し、機能単位ごとに、		日
		取り扱う対象情報(エンティティ)及び主		重
		要なデータ項目について、作成、参照、更		本
	// dep >	新、削除等の状況を記述。	-	(基本設計工程
10	外部インターフ	外部システムとのインターフェイスを記述	平成26年	計
	ェイス定義書	(送受信するデータ項目等を含み、接続す	5月末	1 程
) 1. 11 - Innt	る外部システムの関係機関に配付する。)。	T. Dook	\mathcal{O}
11	セキュリティ概	セキュリティ対策方式、セーフティ対策方	平成26年	の完了
- 10	要設計書	式の概要を記述。	5月末	時
12	システム基盤概	システム基盤にかかわるシステム処理方式	. , , , -	·
	要設計書	(オンライン、バッチ等)、品質実現方式(可	4月末	
		用性対策等)、構成設計(ネットワーク、ス		
		トレージ等)、システム運用(システム監視、		
		ジョブ管理、バックアップ等)の概要を記		
13	用語の定義	述。 「甘木乳乳で使用する田乳及び音味な乳法	_	
13	用暗切止莪	基本設計で使用する用語及び意味を記述。	_	

(イ) 詳細設計

表 2.5-7 詳細設計に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期	限
1	画面詳細設計書	画面のデータ項目、入出力、編集方法等を	_	
		詳細に記述。		
2	帳票詳細設計書	帳票に出力するデータ項目について入力	_	
		元、編集方法等を詳細に記述。		
3	機能詳細設計書	処理方式の詳細について記述。	_	
4	データ詳細設計	データ概要設計書をもとにデータ、ファイ	_	
	書	ル等の物理データの仕様(データ長、属性		
		等)を記述。		
5	ファイル設計書	ファイル概要設計書をもとにファイル仕	_	
		様(データ長、属性等)を記述。		閣
6	コード設計書	コード付与基準、コード名称、コード定義	平成 26 年	宣
		等を記述。	5月末	房が
7	メッセージ設計	画面又はログに表示するメッセージを記	_	内閣官房が別途定める日
	書	述。(エラー、ワーニング、ガイド等。)		途
8	データベース設	ビュー設計、データベース権限、データベ	_	定め
	計書	ースの各種表領域、データブロック、エク		る
		ステント等を記述。		Ĕ
		(データの容量見積りを含む。)	- n	会
9	電文設計書	外部システムとの電文仕様(プロトコル	平成26年	(詳細設計工程の完了時
	14 61-29 21 4	等)を記述。	5月末	設
10	性能設計書	レスポンス、スループット等、システム性	平成26年	計
	/→ (-+1) -+	能の目標と実現方式について記述。	9月末	程
11	信頼性設計書	信頼性に関する目標、対策、対策を実現す	平成26年	の
- 10	VZ [T] = 1, =1, =1,	る方式を記述。	9月末	亭
12	運用設計書	運用方法、業務運用支援方式概要を記述。	平成26年	時
1.0). 1. 11 m), b, 11 m, 41 m/4 b, m, m, 41 m/4	9月末	<u> </u>
13	セキュリティ設	セキュリティ対策方式、セーフティ対策方	平成26年	
1.4	計畫	式の詳細を記述。	9月末	
14	システム基盤詳	システム基盤にかかわるシステム処理方	_	
	細設計書	式(オンライン、バッチ等)、品質実現方		
		式(可用性対策等)。構成設計(ネットワ		
		ーク、ストレージ等)、システム運用(シ ステム監視、ジョブ管理、バックアップ等)		
1.5	田芸の学業	の詳細を記述。		
15	用語の定義	詳細設計で使用する用語及び意味を記述。	_	

(7) 開発・単体テストの実施

開発・単体テストの実施に係る納入成果物を表 2.5-8、表 2.5-9、表 2.5-10に示す。

(ア) プログラム設計

表 2.5-8 プログラム設計に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	開発標準	開発規約、標準コーディング規約、画面、	内閣官房が別途
		帳票の開発規約等を記述。	定める日(開発・
			単体テスト工程
			の開始前)
2	プログラム仕様	モジュール名、モジュール構成、入出力機	内閣官房が別途
	書	能等を記述。	定める日(開発・
			単体テスト工程
			の完了時)
3	環境定義書	基盤環境、ハードウェア、ソフトウェアご	内閣官房が別途
		とに設定内容を記述。	定める日(開発・
			単体テスト工程
			の完了時)

(イ) プログラム

表 2.5-9 プログラムに係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	プログラムソー	コーディングされたプログラムソースコ	内閣官房が別途
	スコード	」 ド。	定める日(開発・
2	ネイティブコー	プログラムソースを実行可能な状態に変	単体テスト工程
	ド	換したもの。	の完了時)
3	各種定義ファイ	環境構築で作成したツールのプログラム	
	ル	ソースコード、ネイティブコード、実行環	
		境、環境定義ファイル。	
4	テストツール	情報提供等記録開示システム及び地方公	
		共団体における中間サーバーのテストを	
		効率的に進めるために、接続確認等を事前	
		に実施できるテストツール。	

(ウ) 単体テスト

表 2.5-10 単体テストに係る納入成果物

項番	納入成果物	記述要領	納入期限
1	用語の定義	開発、テストで使用する用語及び意味を記	内閣官房が別途
		述。	定める日(開発・
2	単体テスト実施	単体テストデータ、単体テスト方式、想定	単体テスト工程
	計画書	される単体テスト結果を記述。	の完了時)
3	単体テスト仕様	テスト項目、テストデータ、テスト方法等	
	書	を記述。	
4	単体テストチェ	単体テスト時のチェック項目、チェック結	
	ックリスト	果を記述。	
5	問題記述票	問題個所、問題点、検討結果、修正内容そ	
		の他を記述。	

項番	納入成果物	記述要領	納入期限
6	単体テスト結果	単体テスト結果を記述(テスト結果の証跡	
	報告書	を含む。)。	
7	テストデータ	単体テストで使用したテストデータ。	

(8) ハードウェア導入のための支援及び政府共通プラットフォームの利用

ハードウェア導入のための支援に係る納入成果物を表 2.5-11に示す。また、政府共通プラットフォームの利用に係る納入成果物(案)を表 2.5-12に示す。なお、納入期限については、内閣官房を通じて政府共通プラットフォーム担当府省と協議の上、決定すること。

(ア) ハードウェア導入のための支援

表 2.5-11 基盤の要件定義に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	基盤要件定義概	下記項番 2~4 の定義書を作成する。ただ	平成26年4月末
	要版(案)	し、納入期限までに確定しない事項につい	
		ては、仮設定した内容を記載し確定してい	
		ない旨を明示することとし、確定前の概要	
		版(未定稿)の位置づけとして作成する。	
2	ハードウェア要	情報提供ネットワークシステム等におけ	内閣官房が別途
	件定義書(案)	るサーバー等機器の要求事項を記述。	定める日(平成
3	ソフトウェア要	情報提供ネットワークシステム等におけ	26年5月末)
	件定義書(案)	るサーバー等機器に必要となるソフトウ	
		ェアの要求事項を記述。	
4	センター・バッ	情報提供ネットワークシステム等におけ	
	<u>クアップセンタ</u>	るサーバー等機器を設置するセンター及	
	一要件定義書	びバックアップセンターの要求事項を記	
	<u>(案)</u>	述。	

(イ) 政府共通プラットフォームの利用

表 2.5-12 政府共通プラットフォームの利用に係る納入成果物(案)

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	政府共通プラッ	内閣官房が政府共通プラットフォーム担	平成26年4月末
	トフォーム移行	当府省との導入に係る意識合わせ等に使	
	対象システム移	用する、本システムの技術概要、政府共通	
	行検討連絡票	プラットフォームが提供するサービスを	
		利用する場合に予定されるスケジュール、	
		導入に係る必要な作業内容(概要)、導入	
		後に必要な機器等構成要素の整理(サイジ	
		ング)内容等を記述。	

項番	納入成果物	概要	納入期限
2	システムにおけ	導入の具体的なスケジュール、利用する政	平成 27 年 6 月
	る政府共通プラ	府共通プラットフォーム提供サービス、採	
	ットフォームへ	用する政府共通プラットフォームの資源	
	のシステム移行	提供パターン、政府共通プラットフォーム	
	計画書	への導入全体の計画を明確化して記述。	
3	政府共通プラッ	政府共通プラットフォームが提供するサ	平成 27 年 8 月
	トフォームサー	ービスの利用に当たり、本システムで必要	
	ビス利用依頼書	な構成要素(ハードウェア、オペレーティ	
		ングシステム、ソフトウェア等) の環境設	
		計(本番環境、検証環境)等の情報を政府	
		共通プラットフォーム担当府省に提示し、	
		正式なサービス利用を依頼するために記	
		述。	
4	システムにおけ	導入に係るツールの設計や導入用サーバ	平成 27 年 7 月
	る政府共通プラ	一等の設計内容を記述。	導入リハーサル
	ットフォームへ	また、導入リハーサル及び本番導入におけ	実施前
	<u>のシステム移行</u>	る方針や実施体制、実施手順、結果判定方	本番導入実施前
	設計書	法等を記載した実施計画を記述。	

(9) 本番・テスト環境調整

本番・テスト環境調整に係る納入成果物を表 2.5-13に示す。

表 2.5-13 本番・テスト環境調整に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	インターフェイ	インターフェイスシステムのアプリケー	内閣官房が別途
	スシステムアプ	ションを動作させるためのガイドライン	定める日(本番・
	リケーション実	を記述。	テスト環境の構
	装のためのガイ		築前)
	ドライン		

(10) 結合テストの実施

結合テストの実施に係る納入成果物を表 2.5-14に示す。

表 2.5-14 結合テストの実施に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	結合テスト実施	結合テストデータ、結合テスト方式、想定	内閣官房が別途
	計画書	される結合テスト結果を記述。	定める日(結合テ
2	結合テスト仕様	テスト項目、テストデータ、テスト方法等	スト工程の開始
	書	を記述。	前)
3	結合テストチェ	結合テスト時のチェック項目、チェック結	
	ックリスト	果を記述。	
4	問題記述票	問題個所、問題点、検討結果、修正内容そ	随時
		の他を記述。	
5	結合テスト結果	結合テスト結果を記述(テスト結果の証跡	内閣官房が別途
	報告書	を含む。)。	定める日(結合テ

項番	納入成果物	概要	納入期限
6	テストデータ	結合テストで使用したテストデータ。	スト工程完了時)

(11) 総合テストの実施

総合テストの実施に係る納入成果物を表 2.5-15に示す。

表 2.5-15 総合テストの実施に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	総合テスト実施	総合テストデータ、総合テスト方式、想定	内閣官房が別途
	計画書	される総合テスト結果を記述。	定める日 (総合テ
2	総合テスト仕様	テスト項目、テストデータ、テスト方法等	ストの開始前)
	書	を記述。	
3	総合テストチェ	総合テスト時のチェック項目、チェック結	
	ックリスト	果を記述。	
4	問題記述票	問題個所、問題点、検討結果、修正内容そ	随時
		の他を記述。	
5	総合テスト結果	総合テスト結果を記述(テスト結果の証跡	内閣官房が別途
	報告書	を含む。)。	定める日(総合テ
6	テストデータ	総合テストで使用したテストデータ。	スト工程完了時)
7	改善計画書	機能、性能改善が必要となる場合、改善計	(必要に応じて
		画を記述。	作成)

(12) 受入テスト支援

受入テスト支援の実施に係る納入成果物を表 2.5-16に示す。

表 2.5-16 受入テスト支援に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	受入テスト実施	受入テストデータ、受入テスト方式、想定	内閣官房が別途
	計画書 (案)	される受入テスト結果について記述。	定める日 (受入テ
2	受入テスト仕様	テスト項目、テストデータ、テスト方法等	スト工程の開始
	書 (案)	について記述。	前)
3	受入テスト手順	受入テストの実施手順を記述。	
	書 (案)		
4	受入テストチェ	受入テスト時のチェック項目、チェック結	
	ックリスト(案)	果を記述。	
5	問題記述票	問題個所、問題点、検討結果、修正内容そ	随時
		の他を記述。	
6	受入テスト結果	受入テスト結果を記述(テスト結果の証跡	内閣官房が別途
	報告書 (案)	を含む。)。	定める日 (受入ス
7	テストデータ	受入テストで使用したテストデータ。	ト工程完了時)
8	改善計画書	機能、性能改善が必要となる場合、改善計	(必要に応じて
		画を記述。	作成)

(13) 総合運用テスト支援

総合運用テスト支援の実施に係る納入成果物を表 2.5-17に示す。

表 2.5-17 総合運用テスト支援に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期	限
1	総合運用テスト 実施計画書(案)	総合運用テストデータ、総合運用テスト方式、想定される総合運用テスト結果を記述。	平成 27 年 9 月末	内閣官房
2	総合運用テスト 仕様書(案)	テスト項目、テストデータ、テスト方法等 平成28年 を記述。 3月末		総合運用テスト
3	総合運用テスト 手順書(案)	総合運用テストの実施手順を記述。		工程の定
4	総合運用テスト チェックリスト (案)	総合運用テスト時のチェック項目、チェック結果を記述。		開始前)
5	問題記述票	問題個所、問題点、検討結果、修正内容その他を記述。	、検討結果、修正内容その随時	
6	総合運用テスト 結果報告書(案)	総合運用テスト結果を記述(テスト結果の証跡を含む。)。	内閣官房が別途 定める日(総合運	
7	テストデータ	総合運用テストで使用したテストデータ。	用テストの完了 時)	
8	改善計画書	機能、性能改善が必要となる場合、改善計画を記述。	(必要に応じて 作成)	

(14) 本稼動実施計画の策定及びシステム導入作業等の実施

本稼動実施計画の策定及びシステム導入作業等の実施に係る納入成果物を表 2.5-18に示す。

表 2.5-18 本稼動実施計画の策定及びシステム導入作業等の実施に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	本稼動実施計画	本稼動までの体制と役割、責任範囲、スケ	内閣官房が別途
	書	ジュール等を記述。	定める日 (本稼動
2	本稼動判定基準	判定項目、達成基準、判定時期等を記述。	リハーサル前)
	書		※機関別符号の
3	運用手順書	運用作業の手順を記述。	払出し、国の機関
4	端末操作要領	システム操作、運用保守、情報提供ネット	間の接続、地方公
		ワークシステム等利用者についてのマニ	共団体等との接
		ュアルを記述。	続の 3 段階を予
5	導入結果報告書	導入作業終了を証明する結果を記述。	定

(15) 教育訓練実施計画の策定及び教育訓練の実施

教育訓練実施計画の策定及び教育訓練の実施に係る納入成果物を表 2. 5-19に示す。

表 2.5-19 教育訓練実施計画の策定及び教育訓練の実施に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	教育訓練実施計 画書	教育についての計画を記述。	内閣官房の別途 定める日(総合テ
2	教育訓練用教材一式	教育訓練実施計画書に基づき、教育訓練 (引継ぎ含む。)に必要となる各種教材を 作成。	スト工程の開始前)
3	教育訓練実施報 告書	教育訓練の終了を証明する結果を記述。	

(16) 保守

保守に係る納入成果物を表 2.5-20に示す。

表 2.5-20 保守に係る納入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	保守設計書	保守体制及び役割分担等を記述。	内閣官房が別途
2	保守実施計画書	保守の実施計画を記述。	定める日(受入テ
3	マニュアル類一	運用段階及び保守段階の作業において必	スト工程の開始
	式	要なマニュアル類を作成する。	前)
4	引継書	懸案事項、重要事項等、保守運用における	
		具体的な内容を記述。	

(17) 受託者と他事業者その他業務の受託者等との連携

受託者と他事業者その他業務の受託者等との連携に係る納入成果物を表 2.5-21に示す。

表 2.5-21 受託者と他事業者その他業務の受託者等との連携に係る納 入成果物

項番	納入成果物	概要	納入期限
1	指摘事項管理表	品質検証受託者が行うプログラムソース	内閣官房が別途
		コード検証結果及びテスト結果による指	定める日 (受入テ
		摘事項等を記述。	スト工程完了前)
2	問い合わせ・対	工程管理支援受託者及び国、地方公共団体	平成29年3月末
	応管理簿	等の機関からの技術的な問い合わせ内容、	
		対応結果等を記述。	
3	打ち合わせ資	他事業者その他業務の受託者等との打ち	(必要に応じて
	料、議事録	合わせに使用する資料及び打ち合わせ内	作成)
		容を記録した議事録。	

項番	納入成果物	概要	納入期限
4	課題管理簿	他事業者その他業務の受託者等との調整課題等を記述。	(必要に応じて 作成)

2.5.3 納入場所

納入場所は、内閣官房が別途提示する場所とする。

2.5.4 納品 • 検収条件

(1) 納品・検収条件

2.5.2に示す納入成果物を各納入期限までに提出すること。

受託者から提出された納入成果物については、納入場所において内閣官房が承認したことをもって検収合格とする。

なお、検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、 受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が 反映された納入成果物を納入すること。

また、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態を保つこと。

(2) 監査及び検査

受託者は、内閣官房又は内閣官房が指定する者からの監査及び検査要求に対して、監査及び検査に応じること。

2.5.5 本調達の関係者

受託者と関係者の体制を「調達仕様書附属3 体制図」に示す。

受託者においては、記載された関係者と連携して本調達業務を遂行することとするが、本調達期間中に、当該関係者に変更又は、追加があった場合においては、新たに変更・追加された関係者と連携して本調達業務を遂行すること。

また、受託者及び関係者の主な作業の主体は、「調達仕様書附属 4 役割分担表」に示す。

2.5.6 契約期間

本調達の契約期間は、契約締結日から平成29年3月31日(金)までとする。

3 情報システムの要件

コアシステム、インターフェイスシステム及び監視・監督システムが提供するサービスを表 3-1 に示す。受託者は、表 3-1 に示すサービスを実現するよう以下に示す情報システムの要件に基づき設計・開発を行うこと。

表 3-1 システムが提供するサービス

		- 衣3-1 マハノムが促出するサービス
項番	提供するサービス	サービス内容
1	番号法に基づく情報提供の実現	番号法に定める特定個人情報の情報提供者から情報照会者への提供を実現するに当たっては、下記の 4 つの要件を満たすことが求められる。 ① 個人番号ではない、機関別符号による情報提供の実現 ② 情報照会者と情報提供者間における不正な情報提供の抑止 ③ 情報照会者の機関別符号を情報提供者等の他機関が知ることのできない仕組みの実現 ④ 「コアシステムによる情報の一元管理」の抑止 そのため、情報提供の実現に当たっては、情報照会者による特定個人情報の照会目的及び照会される情報項目が番号法に定める範囲内であることをコアシステムで確認した上で情報の照会を認める。また、個人を特定するための機関別符号は、情報照会者又は情報提供者となる機関ごとに異なるものとし、コアシステムで両者の機関別符号を変換することで対象の個人との関連付けを行う。上述した特定個人情報の提供について、コアシステム、情報照会者、情報提供者がそれぞれ情報提供等記録を生成・管理する。コアシステムで管理される情報提供等記録は、本人が情報提供等記
2	情報提供に用いる 符号の生成	録開示システムを通じて参照することができる。 前述した流れの中で、個人を特定するために用いられる機関別符号は、いずれの情報照会者又は情報提供者となる機関において、当該機関が保有する機関別符号により対象となる個人を特定可能であり、かつ情報照会者と情報提供者との間では相互に相手の機関別符号を容易には推測することができないよう、情報提供ネットワークシステムにおいて発行・管理しなければならない。 具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムから受領する対象者の住民票コードを用いて生成される連携用符号を介して、情報照会者又は情報提供者となる機関ごとに異なる機関別符号を生成する。また、連携用符号生成時に用いた住民票コードは、連携用符号の生成後、消去する。

項番	提供するサービス	サービス内容
項番 3	提供するサービス 情報提供等記録開 示システムのサー ビスにおける情報 提供	サービス内容 情報提供等記録開示システムで実現する各種のサービスにおいて、コアシステムで管理している情報提供等記録を開示、あるいは利用者の自己情報の提供の求めを中継する。 情報提供等記録開示システムが提供するサービスにおけるコアシステムの役割は以下のとおり。 ① 利用者が自己情報に係る情報提供等記録を参照する際、情報提供等記録開示システムからの情報提供等記録の開示要求に対し、コアシステム内で管理している情報提供等記録から該当するものを検索し、提供する。 ② 情報提供者が管理している個人情報について情報提供等記録
		開示システム利用者が開示を求めた際に、利用者からの開示要求を情報提供者に送付する。 ③ お知らせ情報表示として情報提供者から情報提供等記録開示システム利用者に提供された情報を、情報提供等記録開示システムに送信する。

3.1 機能要件

「2.3.2 業務内容」に示した業務に対応する機能を表 3.1-1に示す。

表 3.1-1 業務に対応する機能

項番	業務	業務分類	システム	機能分類	業務に対応する機能
1	情報提	情報照会者	インター	情報提供管理機	情報提供支援機能
2	供業務	(インター	フェイス	能	照会許可用照合リスト情報等管
		フェイスシ	システム		理機能
3		ステム)		中間サーバー等	データ入出力機能
				接続機能	
4		コアシステ	コアシス	情報提供管理機	情報提供支援機能
5		ム	テム	能	提供可否管理機能
6					照会許可用照合リスト情報等管
					理機能
7				連携用/機関別	機関別/開示システム用/情報
				/開示システム	提供等記録用符号変換機能
8				用/情報提供等	連携用/機関別/開示システム
				記録用符号管理	用/情報提供等記録用符号変換
				機能	鍵管理機能
9					連携用符号管理機能
10				情報提供等記録	情報提供等記録生成機能
11				管理機能	情報提供等記録保管機能
12				中間サーバー等	中間サーバー等認証用証明書申
				用暗号化通信用	請受付機能
				電子証明書発行	中間サーバー等認証用証明書発
				管理機能	行・管理機能
13					中間サーバー等認証用証明書失
					効管理機能
14					中間サーバー等認証用証明書リ
					ポジトリ機能
15					鍵ペア生成機能
16		114 1114 21 1 1	インター	情報提供管理機	情報提供支援機能
17		(インター	·	能	照会許可用照合リスト情報等管
		フェイスシ	システム		理機能
18		ステム)		中間サーバー等	電文変換・生成機能
				接続機能	

項番	業務	業務分類	システム	機能分類	業務に対応する機能
19	情報提	情報提供等	コアシス	情報提供等記録	情報提供等記録生成機能
20	供等記	記録生成・	テム	管理機能	情報提供等記録保管機能
	録管理	保存			
21	業務	情報提供等	コアシス	情報提供等記録	情報提供等記録整備機能
22		記録確認	テム	管理機能	情報提供等記録変換機能
		(情報提供			
		等記録開示			
		システム)		NAME OF THE PARTY	
23		情報提供等	コアシス	連携用/機関別	連携用符号生成機能
24		記録情報提	テム	/開示システム	連携用符号管理機能
25		供等記録確		用/情報提供等	機関別/開示システム用/情報
		認(コアシ		記録用符号管理	提供等記録用符号変換機能
26		ステム)		機能	連携用/機関別/開示システム
					用/情報提供等記録用符号変換
					鍵管理機能
27				情報提供等記録	情報提供等記録整備機能
28	4 7 14	h = 15 +0 +6		管理機能	情報提供等記録変換機能
29	自己情	自己情報確	コアシス	情報提供管理機	情報提供支援機能
30	報表示	認	テム	能	照会許可用照合リスト情報等管
0.1	中継業務) # 1# III / 1/1/1 HE III	理機能
31	伤			連携用/機関別	機関別/開示システム用符号変
20				/開示システム 用/情報提供等	換機能
32				記録用符号管理	連携用/機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号変換
				機能	用
33				1成形	連携用符号管理機能
34			インター	中間サーバー等	電文変換・生成機能
34			フェイス	接続機能	电义友揆・生风機能
			システム	1女形们及形	
35	お知ら		7///		別途シーケンス図と
	せ情報				合わせて整理
	表示中				1 6 (15.1
	継業務				
36	情報提		コアシス	監視・監督支援	情報提供監視機能
37	供等監		テム	機能	情報提供検査機能
38	視・監		監視·監督	監視・監督機能	監視支援機能
39	督業務		システム		監視結果解析機能
40					検査支援機能
41					統計表示機能

42 連携用 連携用/機 コアシス 連携用/機関別/開示システム 連携用符号生成機能 43 /機関別/開示 システム用 開示システム用/情報提供等 機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号生成機能 44 別/開 システム用/情報提供等 機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号生成機能 45 テム用 特報提供等 機関別/開示システム用/情提供等記録用符号管理機能 46 提供等記録用符号管理機能 連携用/機関別/開示システム用/情提供等記録用符号管理機能 連携用/機関別/開示システム用/情提供等記録用符号管理機能 47 成・提供業務 インター	
44 別/開	
示シス	
45 テム用 /情報 /情報 提供等記録用符号管理機能 46 提供等記録用符号管理機能 理携用/機関別/開示シスラ 用/情報提供等記録用符号変 鍵管理機能 47 成・提 供業務 インター フェイス システム 情報提供管理機 能 能 情報提供管理機 能 48 照会許可用 照合リスト 情報等更新 ト情報 等管理 業務 コアシス 情報等更新 情報提供管理機 能 照会許可用照合リスト情報等 理機能 49 業務共 通 コアシス テム データ送受信機能 (インター エイスシステム向け) データ送受信機能 (住民基本 帳ネットワークシステム向た) 50	/情報
/情報 号生成・配提供等記録用 46 提供等記録用/機関別/開示シスラ用/情報提供等記録用符号変 鍵管理機能 47 成・提供業務 48 照会許可用可用照合リスト合リスト合リスト情報等等管理業務 49 業務共通 50 コアシステム 50 データ送受信機能(インターを対象) 50 データ送受信機能(住民基本を対象) 提供等記録用符号管理機能 (市報提供管理機能) 開会許可用照合リスト情報等理機能 (市報等更新とのより) 第一人の送受信機能(インターを対象) 50 データ送受信機能(住民基本を対象) (住民基本を対象) 第一人の対象の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象の対象 (日民基本を対象) 第一人の対象を対象 (日民基本を対象) 第一人の対象を対象 (日民基本を対象) 第一人の対象を対象 (日民基本を対象) 第一人の対象を対象 (日民基本を対象) 第一人の対象を対象 (日本・ (日本・ (日本・ (日本・ (日本・ (日本・ (日本・ (日本・	岜
46 提供等 記録用 符号生 成・提供業務 インター フェイス 能 システム 情報提供管理機 能 能 情報提供管理機 能 情報提供管理機 能 照会許可用照合リスト情報等 理機能 48 照会許 照会許可用 所有用照 合リスト情報等更新 ト情報等更新 ト情報等で理業務 コアシス テム 情報提供管理機 能 照会許可用照合リスト情報等 理機能 49 業務共 通 コアシス テム データ送受信機能 (インター エイスシステム向け) データ送受信機能 (住民基本 帳ネットワークシステム向に)	/情報
記録用	岜
符号生成・提供業務 インター 情報提供管理機能 48 照会許 照会許可用 可用照 所合リスト 合リスト 情報等更新 ト情報 等管理業務 コアシス 情報提供管理機能 49 業務共 通 コアシス データ送受信機能 (インターエイスシステム向け) データ送受信機能 (住民基本帳ネットワークシステム向け)	ステム
47 成・提供業務 インター 情報提供管理機能 情報提供管理機能 情報提供管理機能 48 照会許可用 可用照 照合リスト 合リスト情報等更新 ト情報等管理業務 コアシス 情報提供管理機能 照会許可用照合リスト情報等理機能 49 業務共 通 コアシス データ送受信機能(インターエイスシステム向け) 50 データ送受信機能(住民基本帳ネットワークシステム向け)	寻変換
48 照会許 照会許可用 可用照 照合リスト 合リスト情報等更新 ト情報 等管理 業務 コアシス	
48 照会許 照会許可用	ļ
48 照会許 照会許可用	ļ
可用照	
合リスト情報等更新ト情報等管理業務 コアシスデータ送受信機能(インターエイスシステム向け) 50 データ送受信機能(住民基本帳表ットワークシステム向け)	報等管
ト情報 等管理 業務 コアシス データ送受信機 データ送受信機能 (インター エイスシステム向け) 50 データ送受信機能 (住民基本 帳ネットワークシステム向け)	
等管理業務 コアシス データ送受信機 データ送受信機能 (インター エイスシステム向け) 50 前	ļ
業務	ļ
49 業務共 コアシス データ送受信機 データ送受信機能 (インター エイスシステム向け) データ送受信機能 (住民基本 帳ネットワークシステム向け)	ļ
通 テム 能 ェイスシステム向け) 50 データ送受信機能(住民基本機・マトワークシステム向け)	
50 データ送受信機能(住民基本 帳ネットワークシステム向に	ターフ
帳ネットワークシステム向け	Ha I I
51 データ送受信機能(情報提供	是供等
記録開示システム向け)	m't. har
52 データ送受信機能(監視・監	• 監督
システム向け)	
53 ユーザー管理機 職員管理機能	
能	
54 インター データ送受信機 データ送受信機能 (コアシス	ンステ
フェイス能 ム向け)	11 0
55 システム データ送受信機能(中間サー ー向け)	ナーバ
56 データ送受信機能(情報照	
者・情報提供者向け)	日照会
57 ユーザー管理機 職員管理機能	B 照会
能	股照会

これらの機能の全体構成について、「調達仕様書附属 2 全体機能構成図」に示す。また、コアシステム、インターフェイスシステム及び監視・監督システムの機能詳細について以降に示す。

なお、設計・開発事業者が機能についての見直しを行うことについては、その提案を妨げるものではなく、提案に当たっては、採用することにおける利点、 実現性などについて具体的に示すこと。

3.1.1 コアシステムの機能

(1) 機能概要

コアシステムは情報提供ネットワークシステムの中核的な機能を担い、情報提供に用いられる機関別符号の付番・変換や情報提供の許可を行う。また、これら一連の情報提供処理の過程や結果に基づき、情報提供等記録を生成・保存し、情報提供等記録開示システムを介した情報提供等記録の閲覧や、特定個人情報保護委員会からの要請に対し、必要な情報を提供する等の機能を提供する。コアシステムの業務に求められる機能を表 3.1-2に示す。

表 3.1-2 コアシステムの機能一覧

項番	機能分類	概要
1	連携用/機関別/開示シス	情報保有機関、情報提供等記録開示システム及び
	テム用/情報提供等記録用	コアシステムからの求めに対し、個人の識別子と
	符号管理機能	なる連携用符号、機関別符号、開示システム用符
		号及び情報提供等記録用符号を生成し、付番す
		る。また、機関別/開示システム用/情報提供等
		記録用符号の各符号間の変換を行う。
2	情報提供管理機能	情報照会者と情報提供者間の情報提供及び情報
		提供等記録開示システムと情報提供者間での情
		報提供を中継する。コアシステムは情報提供等記
		録開示システムや情報照会者からの各種情報提
		供の求めに対して、法令に基づいていることの確
		認に基づき情報提供可否の判定を行う。また、提
		供されるデータや関連情報の送受信を行い、情報
		提供を中継する。
3	情報提供等記録管理機能	情報提供ネットワークシステムを介して行われ
		た、番号法に定める事務のために行われる情報提供なる記録などは、
		供等の記録を情報提供等記録として保存、管理すると、
		る。情報提供等記録は情報提供等記録開示システ ムから利用者自身のものを参照可能とする。
4	監視・監督支援機能	コアシステムに保存されている各種監査証跡を
4	血忧·血目又饭饭能 	特定個人情報保護委員会に提供する。また、情報
		提供の仕組みを利用して目的外に特定個人情報
		を閲覧又は取得しようとしている兆候があると
		判断される情報提供に関する処理の監視を行い、
		事前に設定した条件に基づき、当該兆候があると
		判断される処理を検知した際には、監視・監督シ
		ステムに通知する。
		=: " / * *

項番	機能分類	概要
5	中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能	情報提供ネットワークシステム及びこれに接続するシステムに閉じた中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能を構築する。コアシステムの電子証明書の発行、管理、交付を行うとともに、中間サーバー等を管理、運用する者からの申請に基づき、当該システムが番号法第23条第1項の「情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機」であることを証明するための電子証明書の発行、管理、交付を行う。
6	アプリケーションログ管理 機能	運用・保守を目的として、コアシステムにおいて 処理する電文の送受信すべてについての記録を 自動的に蓄積する。

(2) 符号管理機能

(ア) 機能要件

符号管理機能の要件を以下に示す。

① 連携用符号の生成

- ・住民基本台帳ネットワークシステムより受信した住民票コードに基づき、 電子政府推奨暗号リスト(平成25年3月1日公表)に記載された暗号計算 もしくは同等以上の安全性及び実装性能を有する暗号計算によって、個人 が一意に定まる連携用符号を生成すること。
- 連携用符号から住民票コードへの変換ができないこと。
- ・住民基本台帳ネットワークシステムから受領する情報を利用し、住民票コードを変更した者についても連携用符号を変更させないこと(住民票コードの変更に関する情報は、住民基本台帳ネットワークシステムより通知されるため、住民票コードより変換された同一個人の連携用符号を紐付して保存しておき、最初に使用された連携用符号を使用して機関別符号を生成すること。)。
- ・連携用符号を生成する際に用いる暗号計算手段(プログラムや暗号化鍵等) には、より制限された読取り、実行、変更などのアクセス制限を行うとと もに、それらの証跡を別箇保存するなどの厳重な管理を行うこと。

② 機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号の生成

- ・ 連携用符号から、個人が一意に定まる機関別/開示システム用/情報提供 等記録用符号を生成すること。
- ・機関別符号は、連携用符号と機関別符号間、複数機関の機関別符号間、また同一機関の複数者の機関別符号間が容易には推測できない手段で生成されること。

- ・機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号を生成する手段(プログラムやデータ等)には、より制限された読取り、実行、変更などのアクセス制限を行うとともに、それらの証跡を別箇保存するなど厳重な管理を行うこと。
- ・ひとつの機関が管理する複数の個人の機関別符号を一括して生成する場合と、個別に生成する場合の双方に対応可能であること。
- ・機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号を発行・提供した際は、 機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号発行・提供に関する情報 を履歴情報として管理すること。
- ・情報提供にかかわる機関もしくは情報提供ネットワークシステムにおいて 機関別符号が外部に漏えいした場合には、必要な処置を施した上で通常の 機関別符号発行と同様の手順で、必要な範囲の機関別符号の再発行及び提 供ができること。なお、機関別符号の再発行は別の番号を発行すること。

③ 情報の消去

・ コアシステム内では、機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号の 発行処理の終了後は速やかに住民票コードを消去すること。

④ その他

- ・住民基本台帳ネットワークシステムからの住民票コードの受領や、機関別符号の送信先機関への送信等、通信相手との連携が想定どおり実施できない場合にも対応し、住民票コードなどの情報が不必要にコアシステム内にとどまることのないよう対策を盛り込むこと。
- ・ 将来暗号方式が危殆化した場合の対応について、設計・開発、運用・保守 フェーズでの対応方法について提案すること。
- ・各種処理が正常終了しない場合にもシステムとして対応すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-3に示す。

	<u> </u>	1 5 的为自然能
項番	機能	主な処理内容
1	機関別/開示システム用/ 情報提供等記録用符号変換 機能	連携用/機関別/開示システム用/情報提供等 記録用符号変換鍵管理機能で管理されている手 段を利用して、連携用符号を介在した機関別/開 示システム用/情報提供等記録用符号の変換を 行う。
2	連携用/機関別/開示シス テム用/情報提供等記録用 符号変換鍵管理機能	連携用符号生成及び機関別/開示システム用/ 情報提供等記録用符号生成に用いる暗号計算手 段について(プログラムや暗号化鍵等)には、よ り制限された読取り、実行、変更などのアクセス 制限を行うとともに、それらの証跡を別箇保存す るなどの厳重な管理を行うこと。

表 3.1-3 符号管理機能

項番	機能	主な処理内容
3	機関別/開示システム用/ 情報提供等記録用符号生成 機能	連携用/機関別/開示システム用/情報提供等 記録用符号変換鍵管理機能で管理されている手 段を利用して、連携用符号生成機能で生成される 連携用符号から機関別/開示システム用/情報 提供等記録用符号の生成を行う。
4	連携用符号生成機能	住民基本台帳ネットワークシステムより住民票 コードを受領後、連携用/機関別/開示システム 用/情報提供等記録用符号変換鍵管理機能で管 理されている手段を利用して、連携用符号を生成 する。
5	連携用符号管理機能	住民票コード変更などによる連携用符号の変更 履歴を管理する。
6	機関別/開示システム用/ 情報提供等記録用符号管理 機能	機関別/開示システム用/情報提供等記録用符 号の重複発行を防止するなどのため、履歴管理等 を行う。

(3) 情報提供管理機能

(ア) 機能要件

情報提供管理機能の要件を以下に示す。

① 情報提供等の実現

- ・番号法第19条第7号、第14号に基づく情報提供ネットワークシステムを 使用する特定個人情報の情報提供等に対応できること。
- ・上記において、情報照会者などから提示された提供許可要求を照会許可用 照合リスト情報と照合及び番号法第21条第2項第2号に該当していないか 判断し、情報提供の可否を判定すること。
- ・情報提供を許可する場合は、一名について1回の情報提供ごとに1通の提供 供許可証を発行すること。
- ・提供許可証には、提供許可要求に示されていた情報照会者、情報提供者、 事務、特定個人情報の項目について情報提供が許可される旨、また情報提 供のための伝送経路を示す情報が含まれていること。
- ・情報照会者から受領した情報照会者の機関別符号を変換する際に、提供許可証が有効であることを確認すること。
- ・情報照会者から受領した対象者の情報照会者の機関別符号を、符号管理機 能を利用して情報提供者の機関別符号に変換すること。
- ・提供許可証に対して行われた情報提供者から情報照会者への情報の送信及 び情報照会者での受信を通知電文により把握すること。
- ・情報照会者が情報を受領した提供許可証は無効化されること。
- ・提供許可証には、情報照会者が受領する日時の期限(有効期限)を設定で きること。
- ・情報提供の求めに係る処理の進捗状況を、処理通番を利用して管理すること。

- ・特定個人情報は暗号化された状態で送受信されること。暗号化は情報提供者の中間サーバー等において行われ、情報照会者の中間サーバー等においてのみ復号できること。情報提供ネットワークシステムでは復号できないこと。情報提供等記録開示システム宛に特定個人情報が提供される場合も同様とすること。
- ・情報提供の求めにおける取り消し等に対応できること。

② 情報提供等にかかわる情報の登録・管理

- ・番号法第 19 条第 7 号に示される別表第二及び第 14 号による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供などのそれぞれに示される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目の組合せを登録及び管理できること(照会許可用照合リスト情報)。
- ・上記において、機関、事務、特定個人情報などの各項目に対してコード付 与等の管理が行えること。
- ・上記において、機関、事務、特定個人情報などの名称は複数言語に対応で きること。
- ・ 市町村合併を始めとする機関の統廃合等 (機関コードの新設、廃止、統合、 分割等) に対応するため、保有データのメンテナンスや移行対応等が行え ること。
- ・情報提供者から情報照会者に特定個人情報を提供する際の通信経路情報を 登録及び管理できること。
- ・ 照会許可用照合リスト情報、機関マスター、事務マスター、特定個人情報 名マスター等をインターフェイスシステムに配信し、データ同期すること。
- ・各種情報の登録及び変更の履歴を管理するとともに、内部職員による不正 や情報の改ざん、漏えい等の脅威への対策を行うこと。なお、詳細につい ては、後述の「6.情報セキュリティ要件」を参照すること。

③ 情報提供等記録開示システムのサービスにかかわる情報の伝達

- ・情報提供等記録開示システムからの自己情報提供要求を照会許可用照合リスト情報と照合して情報提供の可否を判定し、情報提供等記録開示システムのサービスに基づく情報提供要求であることを確認して、データ送受信機能を介して指定された情報提供者に送信すること。
- ・情報提供者からのお知らせ情報の送信に関する要求を情報保有機関からの要求であることを確認し、データ送受信機能を介して情報提供等記録開示システムに送信すること。
- ・上記における情報の送受信に際し、連携用/機関別/開示システム用/情報提供等記録用符号管理機能を利用して情報提供者の機関別符号と開示システム用符号の相互変換を行うこと。
- ・情報提供等記録開示システムに情報を送信した際に情報提供等記録開示システムからデータ送受信機能を介して受領する受領通知を、データ送受信機能を介して情報提供者に送信すること。

④ 情報の消去

・上記の①・③の処理にて新たに受信又は生成により蓄積された情報は、情報照会者への情報提供の完了時及び情報提供等記録開示システムのサービスに係る情報伝達の完了時に消去すること。

⑤ その他

- ・上記の①・③の処理にて、情報提供者及び情報照会者のシステム稼動時間帯や稼動状況を考慮し、バッチ処理やエラー時の再実行等を可能とすること。
- ・各種処理が正常終了しない場合にもシステムとして対応すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-4に示す。

表 3.1-4 情報提供管理機能

項番	機能	主な処理内容
1	情報提供支援機能	情報提供に係る処理の流れを管理し、その一連の 処理の記録を情報提供等記録管理機能に提供する。
		情報提供等記録開示システムに係る開示要求の 処理の流れを管理し、必要な証跡を情報提供等記 録管理機能に提供する。 機関別/開示システム用/情報提供等記録用符 号の相互変換を、符号管理機能を使用して行う。
2	提供可否管理機能	情報提供可否の判定を行う。 提供許可証の発行、検証、管理を行う。
3	照会許可用照合リスト情報 等管理機能	機関、事務、特定個人情報の項目などの各項目の登録、訂正、削除を行う。 照会許可用照合リスト情報の登録、訂正、削除を 行う。 伝送経路情報の登録、訂正、削除を行う。 上記の変更履歴を管理する。

(4) 情報提供等記録管理機能

(ア) 機能要件

情報提供等記録管理機能の要件を以下に示す。

- ① 情報提供等記録の生成及び保存
- ・情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の求め又は 提供があった時は、番号法第23条に基づきその処理過程を記録したログを 生成すること。また当該ログに基づき、一連の情報提供等の実施結果を含む情報提供等記録を生成すること。
- ・一人の個人に関してコアシステムを通じて情報照会者の求めごとに、1 件の情報提供等記録を生成・保存すること。また、提供の求めがあったものの情報提供が行われなかった場合についても、情報提供等記録を生成・保存すること。
- ・情報提供等記録及びその基となるログはコアシステム、情報照会者たる機関、情報提供者たる機関の三者それぞれで生成及び管理される。本機能の管理対象は、コアシステムで生成される情報提供等記録及びログとする。
- ・本機能により生成・保存される情報提供等記録には、連携用符号及びいずれの機関別符号も含まれてはならない。情報提供等記録の検索を効率的に 行うために個人を特定するための情報提供等記録用符号を使用すること。
- ・情報提供等記録の基となるログの改ざんを検知できるようにし、情報提供 等記録の完全性を検証できること。
- ・情報提供等記録開示システムからの処理要求、機関からのお知らせ通知、 新規機関別符号/開示システム用符号付番要求については、情報提供等記 録を生成する対象とはしない。ただし、証跡管理の観点からアクセスログ の収集は行う。
- 情報提供等記録を指定した様式で出力できること。
- ・保存されている情報提供等記録は、保存期間中いつでも情報提供等記録開 示システムからの求めに応じて検索できること。
- ② 情報提供等記録開示システムへの提供
- ・情報提供等記録開示システムから受領した情報提供等記録開示要求に含まれる各種検索条件に沿って情報提供等記録の検索を行うこと。
- ・ 検索の結果抽出された情報提供等記録を情報提供等記録開示システムに提供すること。
- ③ 書面による個人からの開示請求等に基づく提供
- ・情報提供等記録の検索条件の入力及び検索結果の表示並びに帳票への出力 を行うための画面を提供すること。
- ・該当する個人の情報提供等記録を検索すること。
- ・ 検索の結果抽出された情報提供等記録は、検索条件として指定された言語 による自然言語に変換すること。

・ 必要に応じて、検索の結果抽出された情報提供等記録を、データ送受信機 能を介して監視・監督システムに提供すること。

④ 情報提供等記録の集計

- ・情報提供等記録に関する集計処理の条件を入力する画面を提供し、集計結果を画面表示及び帳票出力すること。
- ・画面に入力された条件に従い、情報提供等記録の集計処理を行うこと。
- ・情報提供等記録の集計結果を自然言語に変換すること。
- ・集計結果に基づき、統計情報の電子データを生成すること。

⑤ 情報提供等記録の整備

- ・画面操作による情報提供等記録の各種条件での検索、表示ができること。
- ・情報提供等記録に対し、除外事由等の設定を反映できること。
- ・保存期間を過ぎた情報提供等記録は、削除できること。
- ・情報提供等記録を指定した様式で出力し、要求元へ提供できること。
- ・ 事前に取り決めた条件(検索条件・提供条件)に従い、情報提供等記録を 検索し、要求元に提供できること。

⑥ その他

各種処理が正常終了しない場合にもシステムとして対応すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-5 に示す。

	衣 3.1-3	情報促供寺 記錄官
項番	機能	主な処理内容
1	情報提供等記録生成機能	コアシステムの各機能で生成されたログから、
		情報提供等記録(正常系、異常系)を生成する。
2	情報提供等記録保管機能	情報提供等記録の保存を行う。また、保存した
		情報提供等記録について完全性の検証を行う。
3	情報提供等記録整備機能	情報提供等記録開示システムから受領した検索
		条件又は画面から入力された検索条件によって
		情報提供等記録の検索を行う。
		検索条件として入力された機関別符号等を符号
		管理機能に提供し、情報提供等記録用符号を受
		領して検索に利用する。
		情報提供等記録を指定された条件で集計し、統
		計情報を生成する。
		検索した情報提供等記録を画面及び帳票に出力
		する。
		統計情報の電子データを、データ送受信機能を

表 3.1-5 情報提供等記録管理機能

介して監視・監督システムに提供する。

項番	機能	主な処理内容
4	情報提供等記録変換機能	情報提供等記録の集計結果に含まれる情報を自
		然言語に変換する。
		情報提供等記録を指定した様式でファイル出力
		する。
		情報提供等記録を、データ送受信機能を介して
		監視・監督システムに提供する。

(5) 監視・監督支援機能

(ア) 機能要件

監視・監督支援機能の要件を以下に示す。

① 情報提供に係る処理の監視

- ・特定個人情報保護委員会が事前に指定した不正な兆候の条件(職員、情報 照会機関、情報提供機関、個人、手続き等の要素に対する単位時間におけ る情報照会要求等の件数の閾値)を設定できること。またその設定した条 件を変更できること。
- ・情報提供に際して、設定された要素の件数を蓄積し、件数が閾値を越えた ものについて不正な兆候として検出できること。
- ・また、閾値を超えた場合に、以降に行われる当該情報照会機関側からのすべての情報照会要求や当該情報提供機関を指定したすべての情報照会要求を一時的に保留する機能を設けること。この機能が有効となる閾値は、前述の閾値(不正兆候検出の通知のみが行われる閾値)と同一の値とすることも異なる値とすることも可能とすること。なお、安全性が確認された後、一時的に保留した情報照会要求を再開する機能を設けること。
- ・不正な兆候を検出した場合は、監視・監督システムに通報できること。通報の内容は、検出した不正な兆候の条件、情報照会の停止状況と、条件に該当した情報提供に係る処理の詳細とする。

② 情報提供に係る証跡の収集・提供

- ・情報提供ネットワークシステムによる情報提供の処理に関する各種証跡を 収集し、特定個人情報保護委員会側のシステムに提供できること。
- ・主要な証跡としては、各種マスターや照会許可用照合リスト情報並びにそれらの設定履歴、職員及びシステム運用要員によるアクセス履歴、職員及びシステム運用要員へのアクセス権設定及びその設定履歴、情報提供等記録及び関連処理のアクセスログが想定される。
- ・ 必要に応じ、証跡を電子媒体に出力又はデータ送受信機能を介して監視・ 監督システムに提供できること。

③ その他

・上記の①・②の処理にて、監視・監督システムの稼動時間帯や稼動状況を 考慮し、バッチ処理やエラー時の再実行等を可能とすること。 各種処理が正常終了しない場合にもシステムとして対応すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-6に示す。

	瓜 0.1	
項番	機能	主な処理内容
1	情報提供監視機能	コアシステムにおける情報提供に係る処理を対象として、不正な情報提供の求めや情報提供であることの兆候と判断される処理を検出する。 また、検出結果を監視・監督システムに対して通知する。
2	情報提供検査機能	情報提供に係る検査等のための証跡の収集等を 行う。

表 3.1-6 監視・監督支援機能

(6) 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能

(ア) 機能要件

中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能の要件を以下に示す。

- ① 中間サーバー等認証用証明書の発行・管理
- ・中間サーバー等を管理、運用する者からの申請に基づき、当該システムが番号法第23条第1項の「情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機」であることを証明するための電子証明書を発行し、当該電子証明書を管理すると共に、中間サーバー等を管理、運用する者に交付できること。
- ・上記に準じて、コアシステムの電子証明書(中間サーバー等と情報のやり取りに使用するものと認証局用として使用するものをいう。以下同じ。)の発行、管理、交付ができること。なお、コアシステムの電子証明書は中間サーバー等に対して配付できること。
- ・中間サーバー等を管理、運用する者からの申請又はコアシステムを管理、 運用するものの職権(錯誤により誤った電子証明書の発行・交付が行われ た等の場合)により、発行した電子証明書を失効処理し、当該失効に係る 情報を管理すること。
- ・上記に準じて、コアシステムの電子証明書の失効処理、管理ができること。
- ・中間サーバー等と中間サーバー等の間や中間サーバー等とコアシステムの間の情報やり取りにおける、主体の真正性確認や送信情報の完全性確認において、電子証明書の有効性を確認するための機能を設けること。

② コアシステムの鍵ペア生成・管理

- ・中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能としての鍵ペア (公開鍵、秘密鍵)を生成し、厳重に管理して、このうちの公開鍵を「① 中間サーバー等認証用証明書の発行・管理」で実現する機能に引き渡すこ とが可能であること。
- ・中間サーバー等と情報をやり取りする際に使用する鍵ペア(公開鍵、秘密鍵)を生成し、厳重に管理して、このうちの公開鍵を「①中間サーバー等認証用証明書の発行・管理」で実現する機能に引き渡すことが可能であること。

③ その他

- ・送信情報の完全性確認を行うほか、提供許可証の完全性確認を行えること。
- ・ほかの認証局との相互認証にも対応できるよう設計すること。
- ・中間サーバー等を管理、運用する者からの電子証明書発行に係る申請や公開鍵の受領、発行の適否の審査及び承認、発行した電子証明書の交付を、安全、確実、かつ効率的(多数の電子証明書を短時間で発行処理)に行うための機能を提案すること。また、中間サーバー等にシステム構築段階で電子証明書を交付する必要があるため、開発スケジュール上考慮すること。
- ・ そのほかの中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能や構築 に係る詳細については、設計工程で確定させること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-7に示す。

表 3.1-7 中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能

項番	機能	主な処理内容
1	中間サーバー等認証用証明	中間サーバー等を管理、運用する者からの、中間
	書申請受付機能	サーバー等認証用証明書の発行申請を受付ける。
2	中間サーバー等認証用証明	中間サーバー等及びコアシステム認証用証明書
	書発行・管理機能	を発行し、当該電子証明書を管理する。また、当
		該電子証明書について中間サーバー等を管理、運
		用する者に交付する。
3	中間サーバー等認証用証明	中間サーバー等を管理、運用する者からの申請又
	書失効管理機能	はコアシステムを管理、運用するものの職権によ
		り、発行した中間サーバー等及びコアシステム認
		証用証明書を失効処理し、当該失効に係る情報を
		管理する。
4	中間サーバー等認証用証明	中間サーバー等認証用証明書の有効性を確認す
	書リポジトリ機能	るため、各証明書と CRL/ARL を格納する。なお、
		電子証明書が有効である旨の情報は、コアシステ
		ムが交付する提供許可証にその旨を記載して中
		間サーバー等へ提供することを予定している。

項番	機能	主な処理内容
5	鍵ペア生成機能	中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能としての鍵ペア(公開鍵、秘密鍵)を生成し、厳重に管理して、このうちの公開鍵を中間サーバー等認証用証明書発行・管理機能に引き渡す。 また、中間サーバー等と情報をやり取りする際に使用する鍵ペア(公開鍵、秘密鍵)を生成し、厳重に管理して、このうちの公開鍵を中間サーバー等認証用証明書発行・管理機能に引き渡す。

(ウ) 特記事項

本機能は情報提供ネットワークシステム等の機能として「中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」の開発を求めるものであるが、GPKI、LGPKIの認証基盤を活用して電子証明書の発行を行う方法での提案も受け付ける。

GPKI、LGPKI の認証基盤を活用した提案とする場合は、「中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」を設計・開発・運用する場合との間の差異を明確にすること。

- ① 情報提供ネットワークシステム等の設計・開発として「中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理機能」を設計・開発する場合と 比較して削減できる費用(提案額の差分)とその内訳、積算根拠
- ② 中間サーバー等が実装する機能や中間サーバー等の設置主体に要求する事項の相違点や運用負担の差異
- ③ 両者の運用の相違点と想定される運用負担の差異
- ④ GPKI、LGPKI への要求事項の詳細(番号法に対応した電子証明書のプロファイル設計、電子証明書の署名検証に必要な認証局側システムの追加整備、その他の協力要請事項などの作業項目と実現を要求する時期)とその理由

GPKI、LGPKIへの要求事項は、総務省行政管理局、地方自治情報センター(平成26年4月地方公共団体情報システム機構へ移行)へ提示し、要求事項の実現可否の判断が行われる。要求事項の実現が不可能と判断された場合は、GPKI、LGPKIの認証基盤を活用する提案は認められない。このため、提案にあたっては、GPKI、LGPKIが公開しているCP/CPSなどの資料を閲覧し、これら認証局の現状の運営を充分踏まえたものとすること。事前に確認が必要な事項は、問い合わせて確認すること。

(7) アプリケーションログ管理機能

(ア) 機能要件

- ① アプリケーションログの生成
- ・情報照会/情報提供に係る電文だけでなく、コアシステムにおいてアプリケーションログを自動的に生成し、蓄積できること。
- ② アプリケーションログの削除
- ・蓄積されたアプリケーションログを、運用方針に従って削除できること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-8 に示す。

表 3.1-8 アプリケーションログ管理機能

項番	機能	主な処理内容
1	アプリケーションログ生成	アプリケーションログを生成し、保存する。
2	アプリケーションログ削除	蓄積されたアプリケーションログを削除する。

3.1.2 インターフェイスシステムの機能

(1) 機能概要

インターフェイスシステムは、情報提供ネットワークシステムの一部として 情報照会者又は情報提供者となる機関単位及び情報提供等記録開示システムに 設置される。情報照会者又は情報提供者となる機関のうち、地方公共団体向け のインターフェイスシステムは、集約して設置される予定である。

インターフェイスシステムは、情報照会者が情報提供者に対して情報提供の 求めを行う場合や情報提供者が情報照会者に対して情報を提供する際に必要と なる機能及び情報提供等記録開示システム利用者に対して自己情報表示サービ スやお知らせ情報表示を提供するために必要な機能群を提供するシステムであ り、以下の特徴を有する。

情報保有機関、コアシステム及び情報提供等記録開示システムの間を中継する。

情報照会においては、情報照会者の機関別符号及び処理通番等を用いて照会を行う。この際、処理通番の発番を行う。また、照会許可用照合リスト情報を用いて、正しい情報照会であるかをチェックし、許可された情報照会のみ実行可能とする。

インターフェイスシステムの業務に求められる機能を以下の表 3.1-9 に示す。

	20.10	
項番	機能分類	概要
1	中間サーバー等接続機能	コアシステム、情報提供等記録開示システム、他
		機関のインターフェイスシステム及び中間サー
		バー等との間で必要な処理を行い、連携、接続す
		るための機能。
2	アプリケーションログ管理	運用・保守を目的として、インターフェイスシス
	機能	テムにおいて処理する電文の送受信すべてにつ
		いての記録を自動的に蓄積するための機能。
3	情報提供関連機能	処理通番の発行、照会許可用照合リスト情報のチ
		ェックや管理等を行うための機能。

表 3.1-9 インターフェイスシステムの機能一覧

(2) 中間サーバー等接続機能

(ア) 機能要件

- ① コアシステムや情報提供者から受領した情報の変換
- ・コアシステム又は他機関のインターフェイスシステムから情報提供関連機能を通じて受信する情報について、中間サーバー等に中継する形式に変換し、データ送受信機能を介して中間サーバー等に送信すること。
- ② 中間サーバー等からコアシステムや情報照会者などに提供する情報の変換
- ・中間サーバー等から情報を受信し、コアシステム又は他機関のインターフェイスシステムへ中継する形式に変換し、インターフェイスシステム内の情報提供関連機能に引き継ぐこと。

③ その他

・ 送受信に伴って新たに発生、蓄積された情報は、処理終了後速やかに消去すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を以下の表 3.1-10に示す。

表 3.1-10 中間サーバー等接続の機能一覧

項番	機能	主な処理内容
1	電文変換・生成	情報提供ネットワークシステム電文形式と中間サーバー等電文形式の変換を行う。

(3) アプリケーションログ管理機能

(ア) 機能要件

- ① アプリケーションログの生成
- ・情報照会/情報提供に係る電文だけでなく、インターフェイスシステムに おいてアプリケーションログを自動的に生成し、蓄積できること。
- ② アプリケーションログの削除
- ・蓄積されたアプリケーションログを、運用方針に従って削除できること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-11に示す。

表 3.1-11 アプリケーションログ管理機能

項番	機能	主な処理内容	
1	アプリケーションログ生成	アプリケーションログを生成し、保存する。	
2	アプリケーションログ削除	蓄積されたアプリケーションログを削除する。	

(4) 情報提供関連機能

(ア) 機能要件

① 情報提供等の実現

- ・番号法第 19 条第 7 号、第 14 号に基づく情報提供ネットワークシステムを 使用する特定個人情報の情報提供等に対応できること。
- ・中間サーバー等からの処理通番発行/情報照会許可依頼を受けて、一意な 処理通番を発番できること。機関別符号付番時も同様とする。
- ・情報照会者などから提示された処理通番発行/情報照会許可依頼を照会許可用照合リスト情報と照合及び番号法第21条第2項第2号に該当していないか判断し、情報提供の可否を判定すること。
- ・情報照会許可依頼をコアシステムに中継し、提供許可証を受領し、これを 中間サーバー等に通知できること。
- ・コアシステム、他の機関のインターフェイスシステム、中間サーバー等と の間で送受信される電文を、電文の種別や提供許可証に指定された経路情報等をもとに、中継ができること。
- ・電文を中継する際には、各々の電文が保有すべき情報に漏れや誤りがない ことを判定し、不正な場合には電文の送信元にそのことを通知すること。
- ・電文を中継する際には、提供許可証が有効であることを確認すること。
- ・情報提供の求めに係る処理の進捗状況を、処理通番を利用して管理すること。

② 情報提供等にかかわる情報の登録・管理

- ・ 照会許可用照合リスト情報、機関マスター、事務マスター、特定個人情報 名マスター等をコアシステムより受領し、更新・保持できること。
- ・ 照会許可用照合リスト情報等情報を中間サーバー等に配付できること。

③ 機関別符号の中継

・機関別符号の発行時に、機関別符号通知をコアシステムから受領し、中間サーバー等に中継できること。

④ 情報提供等記録開示システムのサービスに係る情報の伝達

・自己情報表示やお知らせ情報表示等の情報提供等記録開示システムのサービスについて、情報提供と同様に、情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステム、コアシステム、中間サーバー等との間で送受信される電文を中継ができること。その際、処理通番を発番・電文への付加及び中間サーバー等にその処理通番を通知ができること。

⑤ 情報の消去

・新たに受信又は生成により蓄積された情報は、情報照会者への情報提供の 完了時及び情報提供等記録開示システムのサービスに係る情報伝達の完了 時に消去すること。

⑥ 集約に伴う機能

- ・インターフェイスシステムを通じてコアシステムや他機関のインターフェイスシステムと行った通信の履歴を記録し、集計や統計処理が可能であること。
- ・中間サーバー等の宛先情報を管理し、中継先を特定できること。

⑦ その他

- ・コアシステム及び他機関のインターフェイスシステムとの情報の送受信は、 システム稼動時間帯や稼動状況を考慮し、逐次の送受信のほかバッチ処理 による送受信にも対応すること。
- ・送受信時におけるエラー発生時の再実行等にも対応した実装を行うこと。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-12に示す。

		= 114 1849618 18416
項番	機能	主な処理内容
1	処理通番発番・通知	中間サーバー等から処理通番発番依頼を受け、一意な処理通番を発番する。このとき、これまで発行した処理通番について管理し、新たな処理通番を付与することにより処理通番の重複がないようにする。 発番した処理通番を中間サーバー等に通知する。

表 3.1-12 情報提供関連機能

項番	機能	主な処理内容
2	照会許可用照合リスト情報チェック	中間サーバー等から照会許可用照合リスト情報 チェック依頼を受け、これから情報照会を行おう とする情報照会者、事務、情報提供者、特定個人 情報の項目の組み合わせの正当性についてチェ ックする。 チェックした結果を中間サーバー等に通知する。 照会許可用照合リスト情報のチェック結果が可 だった場合、照会許可用照合リスト情報と処理通 番との組み合わせをインターフェイスシステム 上に保持する。対象の情報提供処理の完了後、組 み合わせ管理情報を消去する。
3	情報照会許可依頼・通知	中間サーバー等からの情報照会許可依頼を受け、 コアシステムに情報照会許可依頼を中継する。 コアシステムから情報照会許可依頼の結果とし て提供許可証を受領し、これを中間サーバー等に 通知する。
4	情報照会電文中継	情報照会について中間サーバー等とコアシステムとの間を中継する。 電文の形式チェックを行う。
5	情報提供電文中継	情報提供について中間サーバー等と相手方インターフェイスシステムとの間を中継する。 処理通番と照会許可用照合リスト情報が正しいこと等に関するヘッダ部分の形式チェックを行う。
6	照会許可用照合リスト情報 等配付・更新	最新の照会許可用照合リスト情報等をコアシステムより受信する。 これまでインターフェイスシステム上に保持していた照会許可用照合リスト情報等を、コアシステムより受信した最新の照会許可用照合リスト情報等に置き換えて保持する。 コアシステムより受信した最新の照会許可用照合リスト情報等を、中間サーバー等に送信する。
7	集約用機能	インターフェイスシステムを通じてコアシステムや他機関のインターフェイスシステムと行った通信の履歴を記録し、集計や統計処理を行う。中間サーバー等の宛先情報を管理し、中継先を特定する。

3.1.3 監視・監督システムの機能

(1) 機能概要

監視・監督システムは、コアシステムから発信された不正な兆候を検出した ことに関する通知情報を受領、管理する。

また、特定個人情報保護委員会が指定した条件で抽出した情報提供等記録を コアシステムから受信し、格納する。不正な兆候を検出するために、監視・監 督システムに格納された情報提供等記録を分析する。

監視・監督システムの業務に求められる機能を表 3.1-13に示す。

項番	機能分類	概要	
1	監視・監督機能	「3.1.1 (5) 監視・監督支援機能」より不正な兆候の	
		検出についての通知情報を受領・管理する。	
		特定個人情報保護委員会が指定した条件で抽出した情報提	
		供等記録をコアシステムから受信し、格納する。	
		監視・監督システムに格納された情報提供等記録を分析す	
		る。	
2	アプリケーションログ管	運用・保守を目的として、監視・監督システムにおいて処	
	理機能	理する電文の送受信すべてについての記録を自動的に蓄積	
		するための機能。	

表 3.1-13 監視・監督システムの機能一覧

(2) 監視・監督機能

(ア) 機能要件

監視・監督機能の要件を以下に示す。

- ・ コアシステムの監視・監督支援機能が発信した「不正な兆候を検出した」 旨の通知情報を受領し、管理すること。
- ・不正な兆候の検出条件を特定個人情報保護委員会が指示できること。
- ・特定個人情報保護委員会に対して、受領した通知情報について、画面表示 指示や印刷指示等を入力するための操作画面を提供すること。
- ・ コアシステムの監視・監督支援機能に、条件指定し、情報提供等記録の提供を要求できること。
- ・コアシステムから情報提供等記録を受信し、更新できること。
- ・情報提供等記録の分析を行い、不正な兆候の検出に活用できること。※
- ・情報提供等記録の検索、集計、統計ができること。※
- ・情報提供等記録の検索結果表示、帳票出力を行うための操作画面を提供すること。※
 - ※ 簡易な分析ツール等を利用した機能を提案すること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-14に示す。

項番 機能 主な処理内容 インシデント管理機能 コアシステムから送信された通知情報を受領・管理す 管理された通知情報について画面表示及び印刷を行 2 情報提供等記録要求機 特定個人情報保護委員会が指定した条件で抽出した情 能 報提供等記録の提供をコアシステムに要求する。 コアシステムから情報提供等記録を受信し、格納する。 簡易な分析ツール等を利用し、情報提供等記録の検索、 3 情報提供等記録分析機 能 集計、統計を行う。 簡易な分析ツール等を利用し、情報提供等記録の検索 結果表示、帳票出力を行う。

表 3.1-14 監視・監督機能

(3) アプリケーションログ管理機能

(ア) 機能要件

- ① アプリケーションログの生成
- ・監視・監督に係る電文だけでなく、監視・監督システムにおいてアプリケーションログを自動的に生成し、蓄積できること。
- ② アプリケーションログの削除
- ・蓄積されたアプリケーションログを、運用方針に従って削除できること。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-15に示す。

項番	機能	主な処理内容
1	アプリケーションログ生成	アプリケーションログを生成し、保存する。
2	アプリケーションログ削除	蓄積されたアプリケーションログを削除する。

表 3.1-15 アプリケーションログ管理機能

3.1.4 その他共通機能

(1) データ送受信機能

(ア) 機能要件

データ送受信機能の要件を以下に示す。

- ① コアシステム、インターフェイスシステム間のデータ送受信
- ・情報提供管理機能による情報提供に係る処理において、コアシステムと情報提供者及び情報照会者のインターフェイスシステムとのデータ送受信を 行うこと。
- ・情報提供管理機能による情報提供等記録開示システムのサービスに係る処理において、コアシステムと情報提供者のインターフェイスシステムとの データ送受信を行うこと。
- ・情報提供管理機能による情報提供等記録開示システムへの情報伝達において、コアシステムと情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステムとのデータ送受信を行うこと。
- ② コアシステム、住民基本台帳ネットワークシステム間のデータ送受信
- ・符号管理機能による連携用符号/機関別/開示システム用符号生成処理に おいて、コアシステムと住民基本台帳ネットワークシステムとのデータ送 受信を行うこと。
- ③ コアシステム、監視・監督システム間のデータ送受信
- ・情報提供等記録管理機能あるいは監視・監督支援機能から監視・監督システムに提供されるデータを送信すること。
- ④ 情報提供者、情報照会者及び情報提供等記録開示システムにおけるインターフェイスシステム間のデータ送受信
- ・情報提供管理機能における情報提供処理に際し、情報提供者、情報照会者 及び情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステム間のデータ 送受信を行うこと。
- ⑤ インターフェイスシステム、中間サーバー等間のデータ送受信
- ・中間サーバー等接続機能における中間サーバー等とのデータ中継に際し、 インターフェイスシステムと中間サーバー等側との間でのデータ送受信を 行うこと。
- ⑥ 稼動状況の管理
- ・中間サーバー等の稼動状況(起動もしくは停止)について、インターフェイスシステムが管理すること。
- ・中間サーバー等及びインターフェイスシステムの稼動状況(起動もしくは 停止)について、コアシステムが管理すること。

- ・中間サーバー等及びインターフェイスシステムの稼動状況(起動もしくは 停止) について、インターフェイスシステムは、コアシステムに通知でき ること。
- ・コアシステムは、中間サーバー等及びインターフェイスシステムの稼動状 況(起動もしくは停止)の問い合わせに対して、回答できること。

⑦ その他

・ 各接続先システムのネットワーク情報(通信経路、ルーティング情報、IP アドレス等)を管理すること。また、接続先ネットワークの違い(政府共 通ネットワーク、LGWAN 等) にも対応して適切にデータ送受信に係る通信 の制御を行うこと。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-16に 示す。

表 3.1-16 データ送受信機能 キャ処理内容

坦 番	機能	土な処理内谷	
1	データ送受信機能(コアシ	コアシステムとインターフェイスシステムとのデ	
	ステム、インターフェイス	ータ送受信及びサービス振分けを行う。	
	システム間)		
2	データ送受信機能(コアシ	コアシステムと住民基本台帳ネットワークシステ	
	ステム、住民基本台帳ネッ	ムとのデータ送受信を行う。	
	トワークシステム間)		
3	データ送受信機能(監視・	コアシステムと監視・監督システムとのデータ送	
	監督システム間)	受信を行う。	
	一 5、光页层级处(1)	ノントー・フロンコーン田のヴーム学の仕よた	
4	データ送受信機能(インタ	インターフェイスシステム間のデータ送受信を行	
	ーフェイスシステム間)	う。	
5	データ送受信機能(インタ	インターフェイスシステムと中間サーバー等側と	
	ーフェイスシステム、中間	の間でのデータ送受信を行う。	
	サーバー等間)		
6	稼動状況管理機能	インターフェイスシステム及び中間サーバー等の	
		稼動状況を把握し、コアシステムが集約して管理	
		する。	
		なお、情報保有機関の稼動状況について、インタ	
		ーフェイスシステムからの問い合わせがあった際	
		には、回答を返却する。	

(2) ユーザー管理機能

(ア) 機能要件

ユーザー管理機能の要件を以下に示す。

① 操作者の認証

- ・職員情報及び権限情報の登録及び管理を行うこと。
- ・職員によるシステム利用について、認証及び使用可能な機能の制御を行うこと。
- ・「6.1 権限要件」に示す要件を満たす設計とすること。また、主体認証情報の推測や盗難等のリスクの軽減を行う機能として、識別コード及びパスワードによる認証に加え、設置環境等のセキュリティレベルに応じて、生体認証による認証(本人拒否率、他人受入率の観点で実運用に対応可能であること。また、行政機関等で採用実績のある方式が望ましい。)を選択・併用できる方式を採用すること。なお、これら認証方式はサーバーの設置環境と利用者が実際に利用する環境が離れていて通信回線を通じてアクセスする場合においても、対応可能であること。
- ・想定される脅威に対応できるユーザー管理機能を有していること。
- ・なお、「6.1 権限要件」に示す情報提供ネットワークシステムの利用者の特性を踏まえ、監視・監督システムを利用する行政機関の職員を対象とした操作者認証については、「職員等利用者共通認証基盤(GIMA)」の活用を検討し、当該システムの性格上、有効と考える場合には、この活用に向け、内閣官房が行う総務省との調整の支援等を含め必要な対応を行うこと。

(イ) 機能一覧

前述の機能要件を実現するために必要と想定される機能を表 3.1-17に示す。

表 3.1-17 ユーザー管理機能

項番	機能	機能概要
1	職員管理機能	情報提供ネットワークシステム運営機関の職員の アカウント情報及びアクセス権限を管理する。

3.2 画面要件

情報提供ネットワークシステム等で扱う画面について定義する。その詳細や レイアウト等については、設計工程で確定させること。

以下に各システムにおける画面に係る共通要件を示す。

- ・ 画面遷移、ボタン機能の操作性、画面表示及び画面構成に統一性を持たせること。
- ・アクセシビリティやユーザビリティも鑑み、業務が効率的かつ正確に行え る画面構成及び画面表示とすること。
- ・情報提供等記録開示システムとの連携において、一体感のある画面構成及 び画面表示とすること。
- ・ 生成及び修正等で反映された情報を、利便性を考慮して、容易に確認できる工夫をすること。
- ・データ登録、更新及び削除を行う操作では、確認画面を表示する等、誤操 作を防ぐよう考慮すること。
- ・入力画面及び出力される帳票について、名称及び項目を本システム内で統一すること。
- ・表示画面は簡潔にすること。関連する情報は、可能な限り一つの画面内で参照できるよう画面構成を考慮し、横へのスクロールは避けること。
- ・ウェブブラウザの種類は、内閣官房と協議の上、市場で普及しているもの を採用すること。

3.2.1 コアシステムの画面

コアシステムにおける画面一覧を表 3.2-1に示す。

表 3.2-1 コアシステムにおける画面一覧

項番	機能名	画面名	画面概要	主要項目
1	符号変換鍵	符号変換鍵	符号の生成に用いる暗号	
	管理機能	管理画面	鍵等の情報を管理する。	11 3 3C 12 11 7937911X
2	照会許可用	照会許可用	照会許可用照合リスト情	情報照会者、情報提供者、事
	照合リスト	照合リスト	報を検索、一覧表示、登録	務、特定個人情報の項目
	情報等管理	情報管理画	等する。	
	機能	面		
3		マスターデ	機関、事務、特定個人情報	機関、事務、特定個人情報名
		ータ管理画	名等及びそのコードを検	等及びそのコード(各コード
		面	索、一覧表示、登録等する。	に対応する名称は複数言語を
				登録する。)
4	情報提供等	情報提供等	情報提供等記録を検索す	処理通番、情報提供等記録用
	記録整備機	記録管理画	る。	符合、情報照会者及び情報提
	能	面	情報提供等記録を一覧表	供者の名称、提供の求めの日
			示する。	時及び提供があったときはそ
			情報提供等記録の詳細情	の日時、特定個人情報の項目、
			報を表示する。	その他総務省令で定める事
			情報提供等記録の修正を 行う。	項、情報提供処理の最終状況、 除外事由
5	情報提供監	情報提供監	検知条件を登録する。	アラート通番、検知条件、検
	視機能	視管理画面	検知条件を変更する。	知日時、処理通番、情報提供
	DEDXHE		監視結果を検索する。	等記録用符合、情報照会者及
			監視結果の検索結果を一	び情報提供者の名称、提供の
			覧表示する。	求めの日時及び提供があった
			監視結果の詳細情報を表	ときはその日時、特定個人情
			示する。	報の項目、その他総務省令で
				定める事項、情報提供処理の
				最終状況
6	職員管理機	職員認証画	職員がログインを行う際	職員 ID、権限情報
	能	面	に表示する。	
			ログイン後に表示する職	
			員向け業務プログラムへ	
	++ HH 11	₽ → → + + + + + + + + + + + + + + + + +	のメニューを表示する。	ニャンラケ) 田子フチ田土
7	中間サーバ	電子証明書	コアシステム用電子証明	コアシステム用電子証明書
	一等用暗号 化通信用電	管理画面(コ	書を管理する。	
	化进信用電	アシステム 用)		
8	一丁証明 音 発 行管理機能	州) 電子証明書	中間サーバー等用電子証	中間サーバー等用電子証明書
0		管理画面(中	明書を管理する。	T间リニノド 寺川电丁証明音
		間サーバー	77 百で日生りつ。	
		等用)		
		マチノロノ		

3.2.2 インターフェイスシステムの画面

インターフェイスシステムにおける画面一覧を表 3.2-2に示す。

表 3.2-2 インターフェイスシステムにおける画面一覧

項番	機能分類	画面名	画面概要	主要項目
1	情報提供関 連機能	情報保有機 関管理画面	情報保有機関の中間サーバー等の宛先情報を管理する。	情報保有機関の中間サーバー 等の宛先情報

3.2.3 監視・監督システムの画面

監視・監督システムにおける画面一覧を表 3.2-3に示す。

表 3.2-3 監視・監督システムにおける画面一覧

項番	機能分類	画面名	画面概要	主要項目
1	インシデン	インシデン	通知情報の表示及び印刷の	不正な兆候を検出した条件、
	卜管理機能	卜管理画面	指示を行う。	検出日時、条件に該当した情
				報提供に係る処理の詳細
2	情報提供等	情報提供等	条件を指定し、コアシステ	情報照会者、情報提供者、日
	記録要求機	記録要求画	ムに情報提供等記録の提供	時 (期間含む。)
	能	面	要求を行う。	

3.3 帳票要件

情報提供ネットワークシステム等で扱う帳票について定義する。その詳細や レイアウト等については、設計工程で確定させること。

以下に各システムにおける帳票に係る共通要件を示す。

- フォント及び色の判り易さを考慮すること。
- ・数値出力時の表現は、桁区切りとすること。
- ・帳票名称は、利用者の誤解が生じないように本システム内で統一すること。
- ・利用者が円滑に帳票出力操作をできるように、画面を一度閉じることなく 又は業務メニューに戻ることなく、選択及び出力ができる等の工夫をする こと。
- ・ 出力帳票は原則日本工業規格 A 列 4 番の縦とすること。
- ・集計表 (リスト) 及び統計表は原則日本工業規格 A 列 4 番の縦、横、日本工業規格 A 列 3 番サイズの横のいずれかとすること。
- ・ファイル出力の場合は、PDF 及び CSV 形式とすること。

3.3.1 コアシステムの帳票

コアシステムにおける帳票一覧を表 3.3-1に示す。

表 3.3-1 コアシステムにおける帳票一覧

		秋 り. り 1	コノンハノムにわりる帳景 見
項番	機能分類	帳票名	帳票概要
1	情報提供等記	情報提供等記録	情報提供等記録を各種検索条件にしたがって検索し
	録管理機能	一覧	た結果を、自然言語に変換した一覧表
2	情報提供等記	情報提供等記録	情報提供等記録を基に、以下の項目又はその組み合
	録管理機能	統計帳票	わせを軸とした、当月、当月までの年度累計、前年
			度同月比、前年度同月までの年度累計などの統計
			(情報提供等記録用符号など、項目が多い場合はラ
			ンキングによる表示)
			・情報照会者の名称
			・情報提供者の名称
			・提供の求めの日時
			・提供があったときはその日時
			・特定個人情報の項目
			・その他総務省令で定める事項
			· 情報提供等記録用符号
			・情報提供の最終状況 等
3	中間サーバー	電子証明書管理	コアシステム用電子証明書を管理するための帳票
	等用暗号化通	帳票(コアシス	
	信用電子証明	テム用)	
4	書発行管理機	電子証明書管理	中間サーバー等用電子証明書を管理するための帳票
	能	帳票(中間サー	
		バー等用)	

3.3.2 インターフェイスシステムの帳票

インターフェイスシステムにおける帳票一覧を表 3.3-2に示す。

表 3.3-2 インターフェイスシステムにおける帳票一覧

項番	機能分類	帳票名	帳票概要
1	情報提供関連	通信履歴統計情	インターフェイスシステムを通じてコアシステムや
	機能	報	他機関のインターフェイスシステム、情報提供等記
			録開示システムと行った通信履歴の統計情報

3.4 情報・データ要件

情報提供ネットワークシステム等で扱う情報・データについて定義する。その詳細や属性については、設計工程で確定させること。

3.4.1 コアシステムの情報・データ

コアシステムにおける情報・データ一覧を表 3.4-1に示す。

表 3.4-1 コアシステムにおける情報・データ一覧

項番	情報名	1 コノンハノムにおける旧報・ノーシー見 情報概要				
1	情報提供等記録	• 情報照会者				
		• 情報提供者				
		・提供の求めの日時				
		提供があったときはその日時				
		・特定個人情報の項目				
		・その他総務省令で定める事項				
		・提供許可証				
		• 情報提供等記録用符号				
		・情報提供の最終状況				
		・情報照会者及び情報提供者の操作者を識別するための情報				
		(仮称)				
2	アクセスログ	情報提供等記録用符号				
		・対象処理				
		• 処理日時				
		· 事務				
		•情報提供者				
		・情報照会者				
		・情報照会者 ・特定個人情報の項目				
		・処理結果				
3	職員情報	・職員 ID				
		・職員名				
		・所属				
		・職権				
4	権限情報	・職権				
		・機能あるいはデータ				
		・アクセス権限				
5	クレデンシャル情報	・パスワード				
	Lab del	・その他必要な認証情報				
6	機関マスター	・機関名(複数言語に対応)				
		・機関コード				
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に関する				
		情報				
		・表示や管理などに必要とされる分類等情報				

項番	情報名	情報概要
7	事務マスター	・事務名(複数言語に対応)
		・事務コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に関する 情報
		・表示や管理などに必要とされる分類等情報
8	特定個人情報名マスタ	・特定個人情報名の名称(複数言語に対応)
	_	・特定個人情報名コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に関する
	社中加工体和《石口	情報
9	特定個人情報の項目マスター	・特定個人情報の項目名(複数言語に対応) ・特定個人情報の項目コード
	<i>^</i> /	・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に関する
		情報
		・表示や管理などに必要とされる特定個人情報名など分類等
		情報
10	特定個人情報の項目の	・特定個人情報の項目を構成するデータに関する属性や名称
	構成情報	(複数言語に対応)、そのデータがコード化されている場合は そのコードやそのコードに対応する名称(複数言語に対応)
		てのコートやそのコートに対応する名称 (複数言語に対応) などの情報
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に関する
		情報
11	照会許可用照合リスト	・情報の照会者
	情報	・情報の提供者
		・事務 ・特定個人情報の項目
12		・情報の提供者
12		・情報の照会者
		・伝送経路情報
13	提供許可証	• 処理通番
		・情報の照会者
		情報の提供者事務
		・特定個人情報の項目
		• 伝送経路情報
		・情報提供を許可した旨
		・情報受領有効期限
14	連携用符号履歴情報	住民票コード変更などによる連携用符号の変更履歴
15	機関別符号発行履歴情 報	重複発行を防止するため等の機関別符号の発行履歴
16	符号変換鍵管理情報	符号の生成に用いる暗号鍵等の情報
17	通知情報	・不正な兆候を検出した条件
		・検出日時
18	中間サーバー等、コアシ	・条件に該当した情報提供に係る処理の詳細 中間サーバー等やコアシステムを認証するための電子証明書
10	ステム認証用証明書	Thy - /゛ 等でコノンヘノムを祕証りるにめい电丁証明音
19	アプリケーションログ	電文の送受信(アクセスログ含む。)についての記録

3.4.2 インターフェイスシステムの情報・データ

インターフェイスシステムにおける情報・データ一覧を表 3.4-2に示す。

表 3.4-2 インターフェイスシステムにおける情報・データ一覧

項番	情報名	- フェイヘンヘノムにわける旧報・ノークー見 情報概要
1	機関マスター	・機関名(複数言語に対応)
	D2074	機関コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に
		関する情報
		・表示や管理などに必要とされる分類等情報
2	事務マスター	・事務名(複数言語に対応)
		・事務コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に
		関する情報
		・表示や管理などに必要とされる分類等情報
3	特定個人情報名マスター	・特定個人情報名の名称(複数言語に対応)
		・特定個人情報名コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に
		関する情報
4	特定個人情報の項目マスター	・特定個人情報の項目名(複数言語に対応)
		・特定個人情報の項目コード
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に
		関する情報
		・表示や管理などに必要とされる特定個人情報名など
5	特定個人情報の項目の構成情	分類等情報・特定個人情報の項目を特定個人情報の項目を構成す
Э	特 た 個 人 情 報 の 項 日 の 傳 成 情 ー 報	・特定個人情報の項目を特定個人情報の項目を構成 9 るデータに関する属性や名称 (複数言語に対応)、その
	拟	でデータに関する属性で右が(後数言語に対応)、その データがコード化されている場合はそのコードやその
		コードに対応する名称(複数言語に対応)などの情報
		・情報提供等記録を表示するなどのための時点管理に
		関する情報
6	照会許可用照合リスト情報	・情報の照会者
		・情報の提供者
		事務
		・特定個人情報の項目
7	アクセスログ	・操作日時
		・操作端末
		・操作機関
		・操作職員
		・操作種別
		・事務コード
		・特定個人情報名コード
		・特定個人情報項目コード
8	アプリケーションログ	・電文の送受信 (アクセスログ含む。) についての記録

3.4.3 監視・監督システムの情報・データ

監視・監督システムにおける情報・データ一覧を表 3.4-3に示す。

表 3.4-3 監視・監督システムにおける情報・データ一覧

項番	情報名	情報概要			
1	通知情報	・不正な兆候を検出した条件			
		• 検出日時			
		・条件に該当した情報提供に係る処理の詳細			
2	アクセスログ	• 操作日時			
		・操作端末			
		• 操作機関			
		・操作職員			
		• 操作種別			
3	アプリケーションログ	・電文の送受信(アクセスログ含む。)についての記録			

3.5 外部インターフェイス要件

外部インターフェイス要件を以下に示す。

3.5.1 外部連携対象システム

外部接続先として予定されている以下の対象システムに関して、必要なシステム間連携を実現できるインターフェイス要件を定義し、システム開発を行うこと。

なお、中間サーバー等は情報照会者・情報提供者ごとに仕様が異なる。仕様の差異は中間サーバー等で吸収することとし、中間サーバー等とインターフェイスシステムの間のインターフェイスは、仕様の差異に依存しない標準化された機能となるよう開発を行うこと。

【外部接続先(対象システム)】

- ・情報提供等記録開示システム
- ・ 情報照会者及び情報提供者の中間サーバー等
- ・住民基本台帳ネットワークシステム

なお、住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に当たっては、「電気通信 回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録 及びその保存の方法に関する技術的基準(平成 14 年総務省告示第 334 号)」に 基づき、指定情報処理機関サーバーから国の機関等に本人確認情報を提供する 場合に設置する機器と同様の連携方式とすること。

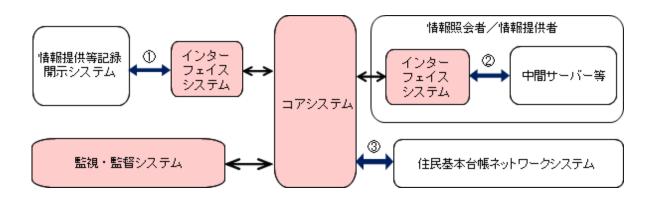


図 3.5-1 外部インターフェイスの概要

「3.1.4 その他共通機能」に示す要件の実現方法として、監視・監督システムを利用する職員を対象とした操作者認証について「職員等利用者共通認証基盤 (GIMA)」を活用することとなった場合は、「職員等利用者共通認証基盤 (GIMA)」とのシステム間連携についても対応すること。

3.5.2 外部インターフェイス一覧

情報提供ネットワークシステム等と外部システムの連携一覧を表 3.5-1 に示す。

項番	対象システム	内容
1	①情報提供等記録開示シス	機関別/開示システム用符号取得(処理通番取
	テム⇔インターフェイスシ	得、符号通知)
	ステム間	
	②中間サーバー等⇔インタ	
2	ーフェイスシステム間	 提供許可証の取得 (取得要求、提供許可証の送付)
2		旋房间的血沙状份 (状份安外、旋房间的血沙及门)
3		特定個人情報の提供 (開示) (提供 (開示) の求
		め、求めの通知、提供)
4		お知らせ情報提供の求め等(提供の求め、提供の
		結果)
5		お知らせ情報の提供(提供通知、通知の結果)
6		照会許可用照合リスト情報等
7		稼動状況、共通鍵の交換など情報提供ネットワー
		クの管理などに関する情報
8	③住民基本台帳ネットワー	符号生成のための住民票コード
_	クシステム⇒コアシステム	
9	間	住民票コードの変更の提供

表 3.5-1 外部インターフェイス一覧

3.5.3 符号化文字集合及び符号化方式について

(1) 日本語表現を必要とする情報

番号法の規定等に基づき情報提供ネットワークシステムを経由する情報には、 コード化された情報や数値情報のほかに、日本語表現を必要とする情報が含ま るが、これら情報が送信元(情報提供者等)から送信先(情報照会者等)に送 信される際には、当該情報は暗号化されている。

情報提供ネットワークシステムがその情報自体を復号して参照することはない(できない)ため、情報提供ネットワークシステムがこれら情報で使用される符号化文字集合及び符号化方式の標準には直接的に関係することはないが、当該情報に係る標準に準ずることとし、以下のとおりとする。

- 取り扱う日本語文字集合の範囲: JIS X 0213:2004
- ・文字の符号化方式: UTF-8(※)※JIS X 0221:2007 (ISO/IEC 10646 (UCS)) の UCS-4 の範囲を符号化

なお、取り扱う文字集合の範囲は、将来的な変化があった場合には、各機関のシステムの対応がなされることを前提として、文字の符号化方式を従前のままとしつつ、より広い範囲の文字集合(文字情報基盤等)に変更していくことが考えられる。この場合においても、柔軟に対応できるよう、拡張性を考慮したシステム設計とすること。

(2) 日本語以外の自然言語表現を必要とする情報

情報提供等記録開示システムなどにおいて使用を可能とする日本語以外の自然言語を表現するための符号化方式は UTF-8 とし、符号化文字集合は JIS X 0221:2007 (ISO/IEC 10646 (UCS)) とする。

ただし、JIS X 0221:2007 (ISO/IEC 10646 (UCS)) のうち、各機関で表示可能とするため、入手が容易なフォントセットが対応する範囲を符号化文字集合の範囲とする。

4 規模・性能要件

情報提供ネットワークシステム等の規模・性能要件を以下に示す。

4.1 規模要件

4.1.1 接続対象機関

本システムに接続する運用開始当初における情報保有機関数については現時点では表 4.1-1 のとおりに想定する。なお、運用開始後における接続対象機関の増加についても対応可能な設計とすること。

受託者は、各情報保有機関及び情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者と、情報提供に係る接続仕様(接続方法、接続手順等)の調整を行うこと。

2	人 1.1 工资股份(分)工资(为)	(19% 70 10)11()
項番	接続機関の種類	想定接続機関数
1	都道府県	94
2	市町村	3, 484
3	厚生労働省(国直轄)	3
4	厚生労働省(国直轄以外)	20, 766
5	厚生労働省(医療保険者)	1, 655
6	総務省	67
7	財務省	23
8	農林水産省	2
9	文部科学省	3
10	国税庁	1
11	合計	26, 098

表 4.1-1接続機関の種類別の内訳(平成25年10月時点)

[※] 都道府県、市町村については教育委員会を含む

4.1.2 利用者数

(1) 情報提供等記録開示システムにおける利用者数

情報提供等記録開示システムの利用者は、個人番号を付番された利用を希望する者が対象となるが、現時点では、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(平成25年3月31日現在、同年8月28日公表)」により、利用者数を日本人及び常住の外国人を含めた最大約1億3千万人と想定する。

なお、情報提供等記録開示システムとしての利用者数の最大値は基本設計の 段階で、業務要件や業務量等を踏まえ決定し、内閣官房の承認を得ること。

4.1.3 保管データ

(1) データ量

情報提供ネットワークシステム等が保管するデータ量は、調査研究等の結果を踏まえ、基本設計の段階でデータを算出し、内閣官房の承認を得ること。

(2) 保管期間

情報提供ネットワークシステム等における情報提供等記録の保管期間は、今後制定される政令により決定するが、現時点では7年間保管することを想定する。アプリケーションログについても同期間の保管を想定する。

また、情報提供ネットワークシステム及びインターフェイスシステムにおいては、情報照会者と情報提供者間で行われる情報を恒久的に保持しないが、処理の過程において一時的に保持される場合がある。

保管形態はオンディスク等で保管することを想定している。保管要領、ディスクの性能等については設計段階で決定し、内閣官房の承認を得ること。

4.2 性能要件

4.2.1 レスポンスタイム

情報提供ネットワークシステム等が性能要件として定めるレスポンスタイムは、基本設計の段階で、業務要件や業務量等を踏まえ決定し、内閣官房の承認を得ること。

また、オンライン処理に係るターンアラウンドタイムのうち、外部環境に依存する処理時間を除き、情報提供ネットワークシステムの処理時間の要件として、現時点では表 4.2-1のとおりに想定する。

	X 1.1 THINK INTO TO TO THE TOTAL TO THE TOTAL TO							
項番	システム	レスポンスタイム	備考					
1	コアシステム	0.5秒	通常時					
		1秒	ピーク時					
2	インターフェイスシステム	0.2秒	通常時					
		0.4秒	ピーク時					

表 4.2-1情報提供ネットワークシステムのレスポンスタイム

※レスポンスタイムは、リクエストを受信してレスポンスを返却するまでのシステム 内の処理時間のみとする(ネットワーク時間等は含まない。)。

なお、オンラインレスポンスの順守率の性能目標値については、表 4.2-2 のとおりとし、これらの処理性能を満足するハードウェア等のサイジングができるものとする。また、過剰なサイジングが求められることがないような設計とすること。

表 4.2-2システム基盤の非機能	要求に関するグレー	・ド表」による性能目標
値(オンライ	`ンレスポンス)	

項番	指標	レベル 0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル 5
1	通常時 レスポンス 順守率	順守率を定めない	60%	80%	90%*1	95%	99%以上
2	ピーク時 レスポンス 順守率	順守率を定めない	60%	80%**2	90%	95%	99%以上
3	縮退時 レスポンス 順守率	縮退をし ない	60%	80%	90%	95%	99%以上

^{※ 1} 管理対象とする処理の中で、通常時のトランザクション数の 90%が目標値を達成できれば 良いと想定。

※ 2 管理対象とする処理の中で、ピーク時のトランザクション数の 80%が目標値を達成できれば良いと想定。

¹ 「システム基盤の非機能要求に関するグレード表」(平成 25 年 4 月独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター)

4.2.2 スループット

番号法別表第2に掲げられた情報照会者、事務及び情報照会者に係る事務手続数、年間処理件数並びにピーク月の想定処理件数、スループットを表 4.2-3及び表 4.2-4に示す。

なお、これらの情報は、現時点において、各関係省庁への照会により内閣官 房が把握しているものであることから、設計段階においては、基本設計時点に おける最新の情報に基づき設計を行うこと。

表 4.2-3 事務手続数及び年間処理件数

(平成 25 年 10 月現在)

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第 二項の規定により厚 生労働大臣が行うこ	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	3	調査中
		ととされた健康保険	市町村長	4	調査中
		に関する事務であって主務省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中
2	全国健康保険協会	健康保険法による保 険給付の支給に関す る事務であって主務	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	7	調査中
		省令で定めるもの	健康保険法第五 二十八の 一二十る他付の はる給付のと よる給うこと を行うる者	9	調査中
			市町村長	16	調査中
			厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	4	調査中
3	健康保険組合	健康保険法による保 険給付の支給に関す る事務であって主務	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	9	調査中
		省令で定めるもの	健康保険法第五 十五の規定に規定に る他付のと る給付のと 行うこと ている者	4	調査中
			市町村長	14	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務手続数	年間件数 (合計)
			厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	5	調査中
4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第 二項の規定により厚 生労働大臣が行うこ	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	4	調査中
		ととされた船員保険	市町村長	4	調査中
		に関する事務であって主務省令で定める もの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中
5	全国健康保険協会	船員保険法による保 険給付の支給に関す る事務であって主務	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	9	調査中
		省令で定めるもの	船員保険法第三 十三条に規定に る他付のと る給付とと 行うこと ている者	5	調査中
			厚生労働大臣	7	調査中
6	全国健康保険協	船員保険法による保	市町村長	9	調査中
	会	険給法 年第 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力 大力	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	7	調査中
7	厚生労働大臣	労働者災害補償保険 法による保険給付の 支給に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	国民年金法その 他の法令による 年金である給付 の支給を行うことされている	11	369, 200

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務手続数	年間件数 (合計)
8	都道府県知事	児童福祉法による里 親の認定、養育里親の 登録又は障害児入所 給付費、高額障害児入 所給付費若しく費 定入所障害児食費等 給付費の支給に関等 給付費であって主務 省令で定めるもの	市町村長	8	調査中
9	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費の支給付費の支給付費の支給に関する事でに関する事でに関するもの	都道府県知事等	6	調査中
10	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、費害児通所給付費、障害児相談支援給付費用相談支援給付費用相談支援給付費別報子に支援給付費の支給又は関連事務であってあってあってであるもの	市町村長	6	調査中
11	市町村長	児童福祉法による肢 体不自由児通所医療 費の支給に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	児童福祉五第二 十一条のまする他 かまっている ではないである でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	1	調査中
12	市町村長	児童福祉法による保育所における保育の 実施又は措置に関する事務であって主務 省令で定めるもの	都道府県知事等	1	2, 180, 000

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
13	都道府県知事	児童福祉法による障 電視を持続による 電子の 電子の に費を できる に費等の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	都道府県知事等	6	調査中
14	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務で定めって主務省令で定めるもの	児士に法のと者 第二の付こる に法される に法される にはをれる になる になる になる になる になる になる になる にな	1	調査中
15	都道府県知事又	児童福祉法による負	都道府県知事	4	4, 360, 000
	は市町村長	担能力の認定又は費	都道府県知事等	21	8, 952, 898
		用の徴収に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	市町村長 厚生労働大臣又 は都道府県知事	4	8, 952, 892 2, 180, 000
			厚生労働大臣又 は日本年金機構	6	2, 180, 000
16	都道府県知事	児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	2	220, 538
17	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者その 他の法令に関する給 医療に関する給 付のととされている者	1	70
18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	4	140

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
19	市町村長	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	特当すの害つるるいの事の法を有て当と者をはる者となる者がある者がある。	1	70
20	市町村長	身体障害者福祉法に よる障害福祉サービス、障害者支援施設等 への入所等の措置又 は費用の徴収に関す る事務であって主務 省令で定めるもの	市町村長	2	調査中
21	厚生労働大臣	身体障害者福祉法に よる費用の徴収に関 する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	1	調査中
22	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神障子の他医付こる行び社第に三定にすをれるる給うると	1	調査中
23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	7	調査中
24	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事等	2	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
25	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する特神障害者保健福祉手帳の交あるに関する事務であるて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合等 又は農林漁業団 体職員共済組合	9	調査中
26	都道府県知事等	生活保護法による保 護の決定及び実施又 は徴収金の徴収に関	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	2	292, 287
		する事務であって主	厚生労働大臣	6	1, 753, 722
		務省令で定めるもの	都道府県知事	3	876, 861
			都道府県知事等	4	1, 169, 148
			市町村長	5	1, 461, 435
			社会福祉協議会	1	292, 287
			厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合等 又は農林漁業団 体職員共済組合	4	1, 169, 148
			文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	1	292, 287
			都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	1	292, 287
			厚生労働大臣又 は都道府県知事	2	584, 574
			地方公務員災害 補償基金	1	292, 287
			厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	1	292, 287
			都道府県知事又 は広島市長若し くは長崎市長	1	292, 287
27	市町村長	地方税法その他の地 方税に関する法律及 びこれらの法律に基	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	1	調査中
		づく条例による地方	都道府県知事	2	2, 360, 308
		税の賦課徴収に関す	都道府県知事等	6	調査中
		る事務であって主務	市町村長	4	500,000
		省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中

				事務	左眼 (4) 粉
項番	情報照会者	事務	情報提供者	手続数	年間件数 (合計)
			厚生労働大臣	1	調査中
28	都道府県知事	地方税法その他の地	都道府県知事	3	調査中
		方税に関する法律及	都道府県知事等	6	6
		びこれらの法律に基	市町村長		
		づく条例による地方			
		税の賦課徴収に関す		1	140,000
		る事務であって主務			
		省令で定めるもの			
29	厚生労働大臣又	地方税法その他の地	市町村長		
	は共済組合等	方税に関する法律及			
		びこれらの法律に基			
		づく条例による地方		1	調査中
		税の賦課徴収に関す			
		る事務であって主務			
30	社会福祉協議会	省令で定めるもの 社会福祉法による生	医療保険者又は と療保険者とは		
30	仏云悃似肠哉云	社芸価価伝による生 計困難者に対して無	送源保険有爻は 後期高齢者医療	6	2, 280, 000
		利子又は低利で資金	広域連合	U	2, 200, 000
		を融通する事業の実	厚生労働大臣	30	11, 400, 000
		施に関する事務であ	都道府県知事等	18	6, 840, 000
		って主務省令で定め	厚生労働大臣若	10	0,010,000
		るもの	しくは日本年金		
			機構又は共済組	6	2, 280, 000
			合等		
			都道府県知事	6	2, 280, 000
			厚生労働大臣又	C	2, 280, 000
			は都道府県知事	6	2, 280, 000
			市町村長	18	6, 840, 000
31	公営住宅法第二	公営住宅法による公	都道府県知事	10	19, 650, 220
	条第十六号に規	営住宅の管理に関す	都道府県知事等	10	19, 650, 220
	定する事業主体	る事務であって主務	市町村長		
	である都道府県	省令で定めるもの		20	39, 300, 440
	知事又は市町村				, ,
0.0	長	粉作中来 粉如 本事长	同		
32	厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族	厚生労働大臣若		
		等援護法による障害	しくは日本年金		
		年金、遺族年金又は遺族給与金の支給に関	機構、共済組合等 又は農林漁業団	6	66,000
		大品 子金の 入和に関する事務であって主	大は長杯漁業団 体職員共済組合		
		多番柄であるで主			
33	日本私立学校振	私立学校教職員共済	 医療保険者又は		
	興・共済事業団	法による短期給付の	後期高齢者医療	3	70
	ハ ハ ハ オ 木 日	支給に関する事務で	広域連合	Ü	
	Î.	> = 1/1 / O T 1/1 C	~~ >/~ H		l

T基 亚.	\±+n m ∧ +v.	± ₹⁄r	\ ± +n +n /μ →/.	事務	年間件数
項番	情報照会者	事務	情報提供者	手続数	(合計)
		あって主務省令で定	私立学校教職員		
		めるもの	共済法第二十五		
			条において準用		
			する国家公務員		
			共済組合法第六	1	調査中
			十条第一項に規	1	руп <u>та.</u> 1
			定する他の法令		
			による給付の支		
			給を行うことと		
			されている者	0	⇒rr -∔ I -
	D 1.41 1.32 1.41	71 1. W 1. ** = 11 \ *	市町村長	3	調査中
34	日本私立学校振	私立学校教職員共済	市町村長	56	93, 390
	興・共済事業団	法による短期給付又	厚生労働大臣若		
		は年金である給付の	しくは日本年金	9	調査中
		支給に関する事務であって主務省令で定	機構又は共済組		
		めるもの	合等 厚生労働大臣	3	調査中
35	原 化	厚生年金保険法によ	全国健康保険協	3	
35	厚生労働大臣又 は共済組合等	厚生平金休映伝によ る年金である保険給	全国健康休 恢 協	1	調査中
	は共併組口守	付又は一時金の支給	<u> </u>	7	 調査中
		に関する事務であっ	市町村長	89	調査中
		て主務省令で定める	厚生労働大臣若	0.0	的矿石、厂
		もの	しくは日本年金		
			機構又は共済組	10	調査中
			合等		
			地方公務員災害		⇒tret — La . I .
			補償基金	1	調査中
36	(欠番)	_	-	-	-
37	文部科学大臣又	特別支援学校への就	市町村長		
	は都道府県教育	学奨励に関する法律			
	委員会	による特別支援学校			
		への就学のため必要		2	6, 040, 000
		な経費の支弁に関す			
		る事務であって主務			
		省令で定めるもの			
38	都道府県教育委	学校保健安全法によ	市町村長		
	員会又は市町村	る医療に要する費用			. – .
	教育委員会	についての援助に関		1	170, 000
		する事務であって主			
		務省令で定めるもの			

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合 法による短期給付の 支給に関する事務で	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	8	58
		あって主務省令で定	市町村長	18	146
		めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	3	56
			国家公務第二年の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の	1	60
			厚生労働大臣	3	43
40	国家公務員共済	国家公務員共済組合	市町村長	13	8, 182, 818
	組合連合会	法又は国家公務員共 済組合法の長期給付 に関する施行法に付 る年金である給付 支給に関する事務で あって主 あるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	21	3, 292, 118
41	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合 法による年金である 給付の支給に関する 事務であって主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣	1	33, 300
42	市町村長又は国 民健康保険組合	国民健康保険法によ る保険給付の支給又 は保険料の徴収に関	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	11	調査中
		する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	33	調査中
43	市町村長又は国 民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給に 関する事務であって 主務省令で定めるもの	国民健衆第名の付こる者	32	調査中
44	市町村長	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣	1	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務手続数	年間件数 (合計)
45	市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中
46	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	調査中
47	厚生労働大臣	国民年金法による年 金である給付若しく	全国健康保険協 会	3	調査中
		は一時金の支給又は	厚生労働大臣	12	19, 679, 804
		保険料の免除に関す	共済組合等	18	19, 679, 804
		る事務であって主務	都道府県知事等	3	調査中
		省令で定めるもの	地方公務員災害 補償基金	7	調査中
48	厚生労働大臣	国民年金法によるした るで時金の支給、保 るの数は保 り は の 納付に関するの 数収金ので 数収金で る 事務で 定 数の も の も の も の も の も り に り り り り り り り り り り る り る り る り る り	市町村長	110	170, 512, 397
49	厚生労働大臣	国民年金法による国 民年金原簿の記録又 は保険料の納付委託 に関する事務であっ て主務省令で定める もの	国民年金基金連 合会	2	調査中
50	厚生労働大臣	国民年金法による保	都道府県知事等	6	57, 631, 676
		険料の免除又は保険	市町村長	2	19, 679, 804
		料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	9	42, 624, 188
51	国民年金基金	国民年金法による年 金である給付又は一	厚生労働大臣又 は日本年金機構	11	7, 928, 000
		時金の支給に関する 事務であって主務省 令で定めるもの	独立行政法人農 業者年金基金	1	600,000

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務	年間件数
EO	日日年入甘入油	日日年 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	同 出	手続数	(合計)
52	国民年金基金連	国民年金法による年	厚生労働大臣又		
	合会	金である給付又は一時金の支給に関する	は日本年金機構	8	7 004 050
				8	7, 884, 850
		事務であって主務省			
53	市町村長	令で定めるもの 知的障害者福祉法に	市町村長		
53	川川州大	お的障害有価値伝に よる障害福祉サービ	川川州大		
		ス、障害者支援施設等			
		への入所等の措置又		2	調査中
		は費用の徴収に関す		۷	则 且.宁
		る事務であって主務			
		省令で定めるもの			
54		住宅地区改良法によ	都道府県知事	12	1,871,124
04	第二条第二項に	る改良住宅の管理若	都道府県知事等	8	1, 247, 416
	規定する施行者	しくは家賃若しくは	市町村長	0	1, 247, 410
	である都道府県	敷金の決定若しくは	1 1 1		
	知事又は市町村	変更又は収入超過者			
	長	に対する措置に関す		16	2, 494, 832
	X	る事務であって主務			
		省令で定めるもの			
55	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進	都道府県知事		
	7-17 周八田	等に関する法律によ	Thy STATA 1.		
		る職業紹介等、障害者			
		職業センターの設置			
		及び運営、納付金関係			
		業務若しくは納付金			
		関係業務に相当する		160	773, 036
		業務の実施、在宅就業			,
		障害者特例調整金若			
		しくは報奨金等の支			
		給又は登録に関する			
		事務であって主務省			
		令で定めるもの			
56	厚生労働大臣	障害者の雇用の促進	厚生労働大臣		
		等に関する法律によ			
		る納付金関係業務又			
		は納付金関係業務に		150	680, 308
		相当する業務の実施		190	000, 308
		に関する事務であっ			
		て主務省令で定める			
		もの			
56 の	市町村長	災害対策基本法によ	都道府県知事	調査中	調査中
2		る被災者台帳の作成	市町村長	調査中	調査中
		に関する事務であっ	厚生労働大臣又	調査中	調査中
		て主務省令で定める	は都道府県知事		
		もの	都道府県知事等	調査中	調査中

ਦੂਲ ਹਨ	\±+n m ∧ +⁄	± ₹/r	\± +n +□ / . →	事務	年間件数
項番	情報照会者	事務	情報提供者	手続数	(合計)
			都道府県知事又 は市町村長	調査中	調査中
57	都道府県知事等	児童扶養手当法によ	都道府県知事	6	調査中
		る児童扶養手当の支	市町村長	9	調査中
		給に関する事務であ	児童扶養手当法		
		って主務省令で定め	第三条第二項に		
		るもの	規定する公的年	24	調査中
			金給付の支給を		Ma I
			行うこととされ		
			ている者		
			厚生労働大臣又	3	調査中
58	地方公務員共済	地方公務員等共済組	は都道府県知事 医療保険者又は		
96	組合	る法による短期給付	送期高齢者医療	3	調査中
		の支給に関する事務	広域連合	3	则且干
		であって主務省令で	市町村長	15	調査中
		定めるもの	厚生労働大臣若	10	Nu TT
		,	しくは日本年金		
			機構又は共済組	1	調査中
			合等		
			地方公務員等共		
			済組合法第六十		
			二条第一項に規		
			定する他の法令	2	調査中
			による給付の支		
			給を行うことと		
			されている者		
			地方公務員災害	1	調査中
			補償基金	0	======================================
59		地方公務員等共済組	厚生労働大臣 市町村長	2 8	調査中
99	地方公務員共済組合又は全国市	地方公務貝等共済組 合法又は地方公務員		Ŏ	調査中
	町村職員共済組	等共済組合法の長期	厚生カ側八日石 しくは日本年金		
	合連合会	給付等に関する施行	機構又は共済組		
		法による年金である	合等	14	調査中
		給付の支給に関する		- *	19:4
		事務であって主務省			
		令で定めるもの			
60	地方公務員共済	地方公務員等共済組	地方公務員災害	2	調査中
	組合又は全国市	合法による年金であ	補償基金	۷	<u> </u>
	町村職員共済組	る給付の支給に関す	厚生労働大臣		
	合連合会	る事務であって主務		1	調査中
		省令で定めるもの			

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務	年間件数
				手続数	(合計)
61	市町村長	老人福祉法による福	都道府県知事等	1	調査中
		社の措置に関する事 務であって主務省令	市町村長	4	調査中
		一		4	
62	市町村長	老人福祉法による費	 医療保険者又は		
02	111-11111	用の徴収に関する事	後期高齢者医療	2	調査中
		務であって主務省令	広域連合	2	HAN TOTAL
		で定めるもの	厚生労働大臣	4	調査中
			都道府県知事等	2	調査中
			市町村長	6	調査中
			厚生労働大臣若		
			しくは日本年金	0	細木山
			機構又は共済組	2	調査中
			合等		
63	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法	市町村長		
		による償還未済額の			
		免除又は資金の貸付		2	342
		けに関する事務であ		2	0.12
		って主務省令で定め			
2.4	****	るもの	****	0	1.4.401
64	都道府県知事又	母子及び寡婦福祉法	都道府県知事等	3	14, 481
	は市町村長	による配偶者のない	市町村長		
		者で現に児童を扶養しているもの又は寡			
		婦についての便宜の		調査中	調査中
		供与に関する事務で		则且. 十	则 但, 中
		あって主務省令で定			
		めるもの			
65	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法	市町村長	5	21, 733
		による母子家庭自立	都道府県知事等	3	11, 446
		支援給付金の支給に	厚生労働大臣		
		関する事務であって		3	11, 446
		主務省令で定めるも		J	11, 440
		<i>O</i>			
66	厚生労働大臣又	特別児童扶養手当等	市町村長	4	267, 000
	は都道府県知事	の支給に関する法律	厚生労働大臣若		
		による特別児童扶養	しくは日本年金	1	20.000
		手当の支給に関する	機構又は共済組	1	30, 000
		事務であって主務省	合等		
		令で定めるもの			

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
67	都道府県知事等	特別児童に大きないる。 一等では、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないでは、大きないが、ないが、ないかいが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、な	市町村長	7	244, 800
68	都道府県知事等	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による障害児福祉手 当の支給に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	8, 000
69	都道府県知事等	特別児童扶養手当等 の支給に関する法律 による特別障害者手 当の支給に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	1	20, 000
70	市町村長	母子保健法による費	都道府県知事等	2	52, 002
		用の徴収に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	市町村長	2	52, 002
71	厚生労働大臣又は都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	1	270
72	地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償 法による公務上の災 害又は通勤による災 害に対する補償に関 する事務であって主 務省令で定めるもの	国民年金法その 他の法令によるに 年金である給付 の支給を行うことされている	4	317
73	石炭鉱業年金基 金	石炭鉱業年金基金法 による年金である給 付又は一時金の支給 に関する事務であっ て主務省令で定める もの	厚生労働大臣又 は日本年金機構	7	52

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
74	市町村長(児童 手当法第十七条 第一項の表の下 欄に掲げる者を 含む。)	児童手当法による児 童手当又は特例給付 の支給に関する事務 であって主務省令で 定めるもの	市町村長	4	調査中
75	市町村長	児童手当法による児 童手当又は特例給付 の支給に関する事務 であって主務省令で 定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	2	調査中
76	厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	11	調査中
77	厚生労働大臣	雇用保険法による未 支給の失業等給付又 は介護休業給付金の 支給に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	市町村長	2	調査中
78	厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務 省令で定めるもの	雇用保険法第三 十七条第八項に 規定する他の法 令による給付の 支給を行うこと とされている者	1	調査中
79	厚生労働大臣	雇用保険法による雇	都道府県知事	8	1, 520
		用安定事業又は能力 開発事業の実施に関 する事務であって主 務省令で定めるもの	厚生労働大臣	調査中	調査中
80	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保 に関する法律による 後期高齢者医療給付	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	11	調査中
		の支給又は保険料の 徴収に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	市町村長	39	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
81	後期高齢者医療 広域連合	高齢者の医療の確保 に関する法律による 後期高齢者医療給付 の支給に関する事務	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中
		であって主務省令で定めるもの	高離保第二の法第る名では、一個の法第の法第のとのという。	27	調査中
82	市町村長	高齢者の医療の確保 に関する法律による 保険料の徴収に関す る事務であって主務	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	2	調査中
		省令で定めるもの	後期高齢者医療 広域連合	2	調査中
83	厚生労働大臣又 は共済組合等	高齢者の医療の確保 に関する法律による 特別徴収の方法によ る保険料の徴収又は 納入に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	市町村長	1	調査中
84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三	市町村長	24	調査中
		十四号附則第八十七 条第二項の保険 り厚生年を保険がれた のを を を を を を を を を を を を を を を を と を と	共済組合等	2	調査中
85	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十年法律第一項の福祉手項のを指に関する事務であって主務省令で定めるもの	昭第第項す養に十障と給されて十十お特当す条をる行い十四七い別等る第支給うい年号条で児の法一給付こ者は附第準童支律号事のと者は別に出ている。	1	5, 800

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
86	厚生労働大臣	中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及の 主援に関する法律に 支援に関する法律に よる一時金の支給に よる一時金の対付に は保険 おであって 務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構	1	45
87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援 給付の支給に関する 事務であって主務省	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	1	7, 500
		令で定めるもの	厚生労働大臣	6	45,000
			都道府県知事	3	22, 500
			都道府県知事等	4	30,000
			市町村長	5	37, 500
			社会福祉協議会	1	7, 500
			厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構、共済組合等 又は農林漁業団 体職員共済組合	4	30, 000
			文部科学大臣又 は都道府県教育 委員会	1	7, 500
			都道府県教育委 員会又は市町村 教育委員会	1	7, 500
			厚生労働大臣又 は都道府県知事	2	15, 000
			地方公務員災害 補償基金	1	7, 500
			厚生労働大臣又 は都道府県知事 等	1	7, 500
			都道府県知事又 は広島市長若し くは長崎市長	1	7, 500

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
88	厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律による一般疾病医 療費の支給に関する 事務であって主務省 令で定めるもの	原に関八し他医付こる学者を表する第に法に支とがまる。とうでは、これでする。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	1	187, 542
89	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律による保健手当又 は葬祭料の支給に関 する事務であって主 務省令で定めるもの	市町村長	6	31, 686
90	都道府県知事又 は広島市長若し くは長崎市長	原子爆弾被爆者に対 する援護に関する法 律による介護手当の 支給に関する事務で あって主務省令で定 めるもの	都道府県知事等	6	112, 638
91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十	市町村長	29	調査中
		二号附則第十六条第 三項の規定の実施者 生年金保険の実施する たる政府が支給する ものとされた年金で ある給付の支給にて ある論務であって ある事務で定めるもの	共済組合等	11	調査中
92	平成八年法律第	平成八年法律第八十	市町村長	2	調査中
	八十二号附則第 三十二条第二 に規定する存 組合又は平成十二 年法律第八十二 号附則第四 様 場 の の の の の の に規定 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の	二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	1	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
93	市町村長	介護保険法による保 険給付の支給に関す る事務であって主務	医療保険者又は 後期高齢者医療 広域連合	14	調査中
		省令で定めるもの	介護保険法第二 十条に規定よる 他の法令による 給付のとと おっこと いる者	20	調査中
94	市町村長	介護保険法による保	都道府県知事等	19	調査中
		険給付の支給又は保	市町村長	50	調査中
		険料の徴収に関する 事務であって主務省 令で定めるもの	厚生労働大臣若 しくは日本年金 機構又は共済組 合等	14	調査中
95	厚生労働大臣又 は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による 保険料の徴収又は納 入に関する事務であ って主務省令で定め るもの	市町村長	1	調査中
96	都道府県知事	被災者生活再建支援 法による被災者生活 再建支援金の支給に 関する事務であって 主務省令で定めるも の	市町村長	調査中	調査中
97	都道府県知事又	感染症の予防及び感	市町村長	4	30, 200
	は保健所を設置する市の長	染症の患者に対する 医療に関する法律に よる費用の負担又は 療養費の支給に関す る事務であって主務 省令で定めるもの	感染症ないに関すれば、関連をはいるとのでは、関するというでは、関するのをは、では、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	4	30, 200
98	確定給付企業年 金法第二十九条 第一項に規定す る事業主等又は 企業年金連合会	確定給付企業年金法 による年金である給 付又は一時金の支給 に関する事務であっ て主務省令で定める もの	厚生労働大臣又は日本年金機構	26	12, 151, 837

		l met		事務	年間件数
項番	情報照会者	事務	情報提供者	手続数	(合計)
99	確定拠出年金法	確定拠出年金法によ	厚生労働大臣又		
	第三条第三項第	る企業型年金の給付	は日本年金機構		
	一号に規定する	又は脱退一時金の支		2	調査中
	事業主	給に関する事務であ		2	Hud Ter 1
		って主務省令で定め			
		るもの			
100	国民年金基金連	確定拠出年金法によ	厚生労働大臣又	9	24, 220, 250
	合会	る個人型年金の給付	は日本年金機構		
		又は脱退一時金の支	独立行政法人農		
		給に関する事務であ って主務省令で定め	業者年金基金	1	6, 044, 407
		るもの			
101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及	 市町村長	46	 調査中
101	子工刀	び農林漁業団体職員	共済組合等又は	10	
		共済組合制度の統合	農林漁業団体職		
		を図るための農林漁	員共済組合		
		業団体職員共済組合	AVIVING 1		
		法等を廃止する等の			
		法律附則第十六条第			
		三項の規定により厚		16	調査中
		生年金保険の実施者			
		たる政府が支給する			
		ものとされた年金で			
		ある給付の支給に関			
		する事務であって主			
		務省令で定めるもの			
102	農林漁業団体職	厚生年金保険制度及	市町村長	8	10, 638
	員共済組合	び農林漁業団体職員	厚生労働大臣若		
		共済組合制度の統合	しくは日本年金		
		を図るための農林漁	機構又は共済組		
		業団体職員共済組合	合等		
		法等を廃止する等の			
		法律による年金である給付(同法附則第十			
		おれて、同伝的則第十 六条第三項の規定に			
		より厚生年金保険の		19	14 177 504
		実施者たる政府が支		12	14, 177, 504
		年金である給付を除			
		く。)若しくは一時金			
		の支給又は特例業務			
		負担金の徴収に関す			
		る事務であって主務			
		省令で定めるもの			

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務	年間件数
				手続数	(合計)
103	独立行政法人農	独立行政法人農業者	市町村長	12	77, 876
	業者年金基金	年金基金法による農	厚生労働大臣若		
		業者年金事業の給付	しくは日本年金		
		の支給若しくは保険	機構、共済組合等		
		料その他徴収金の徴	又は農林漁業団		
		収又は同法附則第六	体職員共済組合		
		条第一項第一号の規			
		定により独立行政法			
		人農業者年金基金が			
		行うものとされた平			4= 000
		成十三年法律第三十		8	15, 000
		九号による改正前の			
		農業者年金基金法若			
		しくは平成二年法律			
		第二十一号による改			
		正前の農業者年金基			
		金法による給付の支			
		給に関する事務であ			
		って主務省令で定め			
104	XH/	るもの	地方自免费		
104	独立行政法人日	独立行政法人日本ス	都道府県知事等		
	本スポーツ振興	ポーツ振興センター			
	センター	法による災害共済給		1	1,500,000
		付の支給に関する事 務であって主務省令			
		傍じめつし土伤省下 で定めるもの			
105	独立行政法人医	独立行政法人医薬品	市町村長		
100	強立11 政伝八医 薬品医療機器総	烟並打政伝八医桑品 医療機器総合機構法			
	一条四色源域研究 合機構	による副作用救済給			
		付又は感染救済給付		10	14
		の支給に関する事務		10	14
		であって主務省令で			
		定めるもの			
106	 独立行政法人日	独立行政法人日本学	医療保険者その		
100	本学生支援機構	生支援機構法による	他の法令による		
		学資の貸与に関する	医療に関する給		
		事務であって主務省	付の支給を行う	2	720, 000
		令で定めるもの	こととされてい		
		, t/C-/ 9 0 ·/	る者		
			都道府県知事	3	611,000
			都道府県知事等	3	727, 000
			市町村長	6	1, 194, 000

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
			国民年金法その 他の法令によ 合い を を かって かっこう と と されて いる 者	1	600, 000
			厚生労働大臣	2	720,000
107	厚生労働大臣	特定障害者に対する 特別障害給付金の支	全国健康保険協 会	2	調査中
		給に関する法律によ	厚生労働大臣	4	調査中
		る特別障害給付金の	市町村長	1	調査中
		支給に関する事務で	共済組合等	2	調査中
		あって主務省令で定めるもの	地方公務員災害 補償基金	2	調査中
108	都道府県知事又	障害者の日常生活及	都道府県知事等	20	調査中
	は市町村長	び社会生活を総合的に支援する自立支援を出る方法を出る自立支援を関する対域性に対する事務であるる。	市町村長	22	調査中
109	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及 び社会生活を総合的 に支援するため 食品に支援な自立支給に する 付の支給に関する で であって で で あるもの	障活をす第るりのと者の社的めに法れをれるにの規令る行てはにの規令る行てはないをれるがある。	5	調査中
110	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及 日常を総合の 日活を総める 主法で を は支援する 自立 支援を 育業 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	国民年金法その 他の法令による 給付の支給を行 うこととされて いる者	5	調査中

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
111	厚生労働大臣	厚生年金保険の保険 給付及る国民年効の 給付に係るの がある法律に 関する法律に はる保険給付又はる 付の支給に関する がであって で で あるもの	市町村長	1	調査中
112	厚生労働大臣	厚生年金保険の保金保険の大学を保険のでは、保険のでは、保険のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	市町村長	1	調査中
113	文部科学大臣、	公立高等学校に係る	市町村長	2	1, 640, 000
	都道府県知事又 は都道府県教育 委員会	授業料の不徴収及び 高等学校等就学支援 金の支給に関する法 律による就学支援金 の支給に関する事務 であって主務省令で 定めるもの	文部科学大臣、都 道府県知事又は 都道府県教育委 員会	調査中	調査中
114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等に	市町村長	2	調査中
		よる特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民年金法その 他の法令によるに 年金である 行の支給を行うこと とされている	1	調査中
115	平成二十三年法 律第五十六号附 則第二十三条第 一項第三号に規 定する存続共済 会	平成二十三年法律第 五十六号による年金 である給付の支給に 関する事務であって 主務省令で定めるも の	市町村長	2	調査中
116	市町村長	子ども・子育て支援法	都道府県知事	2	7, 520, 000
		による子どものため	市町村長	4	15, 040, 000
		の教育・保育給付の支	都道府県知事等	3	11, 280, 000
		給又は地域子ども・子 育て支援事業の実施	厚生労働大臣又 は都道府県知事	1	3, 760, 000
		に関する事務であっ て主務省令で定める もの	厚生労働大臣又 は日本年金機構	1	3, 760, 000

項番	情報照会者	事務	情報提供者	事務 手続数	年間件数 (合計)
117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付 金の支給に関する法 律による年金生活者 支援給付金の支給に 関する事務であって 主務省令で定める	市町村長	調査中	調査中
118	平成二十五年法 律第六十三号附 則第三条第十一 号に規定する存 続厚生年金基金	平六年ののと年一年ののと年一年ののと年一年ののと年一年ののと年一年ののと年一年ののと年一年ののと年の五年ののようのででは、一年ののとは、一年ののとは、一年ののとは、一年ののとは、一年のののとは、一年のののは、一年のののは、一年ののは、一年ののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年のののは、一年ののののは、一年ののののは、一年のののののののののの	厚生労働大臣又は日本年金機構	1	調査中
119	平成二十五年法 律第六十三号附 則第三条第十三 号に規定する存 続連合会又は企 業年金連合会	平成二十五年法律第 六十三号による年金 である給付又は一時 金の支給に関する事 務であって主務省令 で定めるもの	厚生労働大臣又 は日本年金機構	44	14, 272, 387
	合計				646, 831, 132

表 4.2-4 ピーク月件数及びスループット

(平成 25 年 10 月現在)

ピーク月処理件数	スループット	算定根拠
約 75,000 千件	130 件/秒	1 ヶ月 20 日×8 時間稼動

なお、オンラインスループットの順守率の性能目標値については、表 4. 2-5のとおりとし、これらの処理性能を満足するハードウェア等のサイジングができるものとする。また、過剰なサイジングが求められることがないような設計とすること。

表 4.2-5システム基盤の非機能要求に関するグレード表²による性能目標値(オンラインスループット)

項番	指標	レベル 0	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル 5
1	通常時 処理 余裕率	1倍 (余裕なし)	1.2倍	1.5倍	2 倍	3倍	10 倍以上
2	ピーク時 処理 余裕率	1倍 (余裕なし)	1.2倍	1.5倍	2 倍	3倍	10 倍以上
3	縮退時 処理 余裕率	縮退をしない	通常時の 1/2 の処 理ができ る	通常時と 同様に処 理ができ る			

 $^{^2}$ 「システム基盤の非機能要求に関するグレード表」(平成 25 年 4 月独立行政法人 情報処理推進機構ソフトウェア・エンジニアリング・センター)

5 信頼性等要件

情報提供ネットワークシステム等の信頼性等要件を以下に示す。

5.1 信頼性要件

システム全般の信頼性要件について以下に示す。また、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム上で稼動する前提であるため、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ、政府共通プラットフォームの「方式設計書(信頼性方式設計書)」に準じて信頼性要件を考慮すること。なお、以下の要件は現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこと。

5.1.1 システム稼動の要件

本システムは、24 時間 365 日サービスを提供するものとするが、サービスの 提供時間内には計画的なメンテナンス作業も実施することも可能とする。

システムの稼動率は、 サービス提供を行う合計時間(計画停止や災害による停止を除く)に対する、「表 2.3-1 情報提供ネットワークシステム等における業務内容」に示す主要業務のうち、情報提供業務、情報提供等記録管理業務及び情報提供等監視・監督業務(主要 3 業務)のすべてが稼動している合計時間の割合とする。各システムの稼動率の目標は、表 5.1-1のとおりとする。

	• •		
項番	システム	稼動率(主要3業務)	稼動率(主要3業務以外)
1	コアシステム	99.99%	99.9%
2	インターフェイスシステム	99. 99%	99.9%
3	監視・監督システム	99.99%	99.9%

表 5.1-1 各システムの稼動率

5.1.2 システム機器の耐障害性

冗長性を確保したシステム構成とし、システム障害が発生した際には迅速かつ円滑な切り替えによって、業務機能の速やかな回復が可能であること。各システムのサービス切り替え時間を表 5.1-2に示す。

二重障害が発生した場合においてもサービス継続できること。ただし、費用 対効果を考慮し、過剰な冗長性を有することがないよう配慮すること。

単一のハードウェア障害又は故障部位の交換による業務機能への影響を局所化するため、ハードウェアの単一障害点をできる限り排除した構成とすること。機器の仕様等により、除外することができない単一障害点が存在する場合には、それに対する対策や制約について提案すること。

表 5.1-2 各システムのサービス切り替え時間

項番	システム	サービス切り替え時間
1	コアシステム	60 秒以内
2	インターフェイスシステム	60 秒以内
3	監視・監督システム	60 秒以内

5.1.3 業務復旧

システム障害が発生した場合の各システムの復旧目標を表 5.1-3に示す。

項番 目標復旧時間 目標復旧地点 目標復旧レベル 障害発生時点 1 コアシステム 2 時間以内 すべての業務を 復旧対象とする。 インターフェイスシステ 2時間以内 障害発生時点 すべての業務を 2 復旧対象とする。 監視・監督システム 2 時間以内 障害発生時点 すべての業務を 復旧対象とする。

表 5.1-3 各システムのシステム障害時の復旧目標

5.2 拡張性要件

システム全般の拡張性要件について以下に示す。また、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム上で稼動する前提であるため、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ、政府共通プラットフォームの「方式設計書(性能・拡張性方式設計書)」に準じて拡張性要件を考慮すること。なお、以下の要件は現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。

5.2.1 システムの拡張性要件

本システムが取り扱う分野の拡大や社会環境の変化に対して柔軟に対応できるアーキテクチャを選択すること。また、必要に応じて機能や性能を拡張できる柔軟性を有したプログラム開発技法を採用すること。なお、システム資源(CPU、メモリ、ディスク等)の拡張については政府共通プラットフォーム等の拡張にて対応することとする。

5.2.2 システムの拡張要因

考慮すべき、システム拡張の主な要因について以下に示す。

(1) 接続対象機関数

将来的に番号制度を活用する分野が拡張されると、情報提供ネットワークシステムへ接続する接続対象機関が増加することが考えられる。

(2) 情報照会者・情報提供者接続数

将来的に番号制度を活用する分野が拡張されると、情報提供ネットワークシステムへ接続する情報照会者数及び情報提供者数が増加することが考えられる。

(3) 提供サービス数、対象とする法定事務数

情報提供等記録開示システムの利用者、情報照会者及び情報提供者が利用する情報提供ネットワークシステムを経由したサービスや対象とする法定事務数が増加することが考えられる。

(4) サービス利用者数

番号制度の普及や人口の増加に伴う利用者数の増加と、情報照会者・情報提供者接続数や提供サービス数の増加による利用対象者の拡大が考えられる。

(5) 1人当たり利用率

情報照会者・情報提供者接続数や提供サービス数の増加に伴い、利用者 1 人当たりの利用率が向上することが考えられる。

5.3 上位互換性要件

上位互換性に関する要件を以下に示す。また、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム上で稼動する前提であるため、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ、政府共通プラットフォームの「方式設計書(政府共通PF技術仕様)」に準じて上位互換性要件を考慮すること。なお、上位互換性向上のための他の方策に関しては、必要に応じて本調達に対する提案書において提案すること。

- ① オペレーティングシステム、ミドルウェアの機能改善、脆弱性対策等の保守サポートが継続的に受けられるよう、オペレーティングシステム、ミドルウェアの保守サポート期間を踏まえた、計画的なバージョンアップが行えるシステムとすること。
- ② 脆弱性対策がなされたオペレーティングシステム、ミドルウェア上でアプリケーションが正常に動作するシステムとすること。また、既知の脆弱性に対して直ちに修正が提供されない場合でも、侵入されるリスクを暫定的な対応で最小化し、修正が提供された際に随時対応がなされる構成とすること。
- ③ 上位互換性について技術的な問題等がある場合は、その対応について内閣官房と協議し、その指示に従うこと。

5.4 システム中立性要件

システム中立性に関する要件を以下に示す。なお、システム中立性向上のための他の方策に関しては、必要に応じて本調達に対する提案書において提案すること。

- ① 本システムの設計・開発にて採用する技術が受託者のみが知り得る情報に基づいておらず、保守及び将来の拡張性を他の事業者に引き継ぐことが可能であること。設計に当たっては、特定の事業者の設計技法に偏ることがないように標準的な設計技法を用い、仕様が公開されている柔軟性の高い技術を用いること。
- ② システムの更改時に、円滑なデータ移行が可能なシステム構成であること。
- ③ ハードウェア、ソフトウェアともに、可能な限り特定の製品に依存しないこと。

5.5 事業継続性要件

システム全般の事業継続性要件について以下に示す。また、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム上で稼動する前提であるため、政府共通プラットフォームの非機能要件の実装方式、構成情報等を踏まえつつ、政府共通プラットフォームの「方式設計書(災害対策方式設計書)」に準じて事業継続性要件を考慮すること。なお、以下の要件は現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。また、情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者と調整し、情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムとして整合の取れた事業継続性要件とすること。

5.5.1 システムの事業継続性要件

都市直下型地震等の大規模な災害発生時においても、本システムを利用した サービス提供が可能となるよう、本システムの業務継続や長期停止回避等の方 策について検討すること。

5.5.2 バックアップシステムの設置について

大規模な災害等によって本システムの稼動が困難な状態となった場合でも、サービス提供を継続することができるバックアップシステムの設計を行うこと。コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォームが提供するデータセンターを利用することを前提とし、アクティブ-スタンバイ方式のバックアップシステムを想定する。また、インターフェイスシステムは、東日本、西日本といった2箇所に集約設置するものとし、相互補完型のアクティブ-スタンバイ方式のバックアップシステムを想定する。

バックアップシステムへ切り替えた場合の各システムの復旧目標を表 5. 1-1に示す。

	我 0.0 1 日マハノムのピマノ 男子自た所の後間目標				17/示
項番	システム	業務再開目	システム再開	目標復旧地点	目標復旧レベル
快笛		標時間※1	目標時間※2	※ 3	※ 4
1	コアシステ	24 時間程度	24 時間程度	1 営業日前の	すべてのサービ
	ム			バックアップ	スが通常運転す
				時点	ること。
2	インターフ	24 時間程度	24 時間程度	1営業日前の	すべてのサービ
	ェイスシス			バックアップ	スが通常運転す
	テム			時点	ること。
3	監視・監督シ	24 時間程度	24 時間程度	1営業日前の	すべてのサービ
	ステム			バックアップ	スが通常運転す
				時点	ること。

表 5.5-1 各システムのセンター切り替え時の復旧目標

- ※1 災害発生からサービスの再開までの目標時間
- ※2 DR 発動からシステムが復旧するまでの目標時間
- ※3 データの復旧可能な時点(業務再開に向けたデータの整合は除く。)
- ※4 復旧目標とするサービスの範囲や状態

6 情報セキュリティ要件

情報セキュリティ対策の検討に当たっては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準(平成24年4月26日情報セキュリティ政策会議)」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成24年4月18日情報セキュリティ対策推進会議決定)」を遵守すること。また、これらの見直しが実施された場合は、その内容を適切に反映し、セキュリティ対策の見直しを行うこと。また、以下に示す要件は、現時点での想定であり、受託者は、調査研究等の結果を踏まえ、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこと。なお、以下に示す要件は「7 情報システム稼動環境」に示す環境下で実現することになるため、前提となるシステム構成を十分に理解した上でセキュリティ対策の提案を行うこと。

6.1 権限要件

下記①から④に示す権限管理、アクセス制御及びアカウントの管理を行えるよう、 $\begin{bmatrix} 3. & 1. & 3 \end{bmatrix}$ (2) のユーザー管理機能」にて当該機能の実装を行うこと。

- ① 情報資産へのアクセスを許可された者のみに限定するため、利用する主体(職員、システム運用要員、利用機関等)を識別するための認証を行うこと。
- ②表 6.1-1を参考に、各種情報資産の格付け及び取扱制限等の管理ルールを策定し、利用者の職責に応じたアクセス制御・利用制限を行うこと。
- ③ 主体のアクセス権を適切に管理するため、アカウントを管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること。
- ④ システム管理者権限をもつ主体の認証については、多要素認証を行う機能を持たせる等、厳格なアクセス制限を行うこと。

表 6.1-1 情報提供ネットワークシステムの利用者と役割

	衣 0.1-1 情報促供不ツトソークンステムの利用名と役割			
項番	区分	利用者	役割	
1	コアシステム	システム管理者	コアシステムに係るシステム管理全般を行う。	
2		システム運用要	コアシステムのマスターテーブル更新やサーバーメ	
		員	ンテナンス等のシステム運用作業を実施する。	
3		業務管理者	業務担当者が行う業務(照会許可用照合リスト情報	
			等の更新や情報提供等記録の開示等)の管理を行う。	
4		業務担当者	特定個人情報マスターや照会許可用照合リスト情報	
			の更新や新規に接続する情報保有機関の登録・更	
			新・削除等を行う。	
			情報提供等記録等の開示等の対応を行う。	
			コアシステムの利用状況の統計をとり、帳票出力等	
			を行う。	
5		中間サーバー等	中間サーバー等用暗号化通信用電子証明書発行管理	
		用暗号化通信用	機能の管理、システム運用作業を行う。	
		電子証明書発行	認証局の運用要員に係る職務権限設定の詳細は、RFC	
		管理機能運用要	3647 (インターネット X. 509 PKI: 証明書ポリシー	
		員	と認証実施フレームワーク)を参考にして設計工程	
			一で検討し、システムの利用者設定を行えるようにす	
			ること。	
6	監視・監督シ	システム管理者	監視・監督システムに係るシステム管理を行う。	
7	ステム	システム運用要	監視・監督システムのマスターテーブル更新やサー	
		員	バーメンテナンス等のシステム運用作業を実施す	
		VII. 764 holes with July	3.	
8		業務管理者	業務担当者が行う業務(情報提供等記録の分析、通	
		VII/. →	知された不正兆侯の調査等)の管理を行う。	
9		業務担当者	情報提供等記録の分析、通知された不正兆候の調査	
		halaman . I.a	等を行う。	
10	インターフェ	システム管理者	インターフェイスシステムに係るシステム管理を行	
	イスシステム	\	j.	
11		システム運用要	インターフェイスシステムのマスターテーブル更新	
		員	やサーバーメンテナンス等のシステム運用作業を実	
10		ላጉ <u>ላ</u> ት ሥራ ጓጠ →ላ	施する。	
12		業務管理者	業務担当者が行う業務(インターフェイスシステム	
			集約 ASP における情報保有機関の管理等)の管理を	
10		게ኛ <u>속</u> と 1'ㅂ / 1 v → 4	行う。	
13		業務担当者	インターフェイスシステム集約 ASP における情報保	
			有機関の登録・更新・削除やインターフェイスシス	
			テム集約ASPにおける各種利用条件の調整等を行う。	

※ 情報提供ネットワークシステムの利用者は、上記のとおり、事務処理を行う者ではなく、 主にはシステムの運用管理やこれに付随する各種業務を行う者となる。このため、これ ら要員として、行政機関の職員が多人数配置されることは想定しておらず、少数の行政 機関の職員とシステム運用受託者の要員で構成されることを想定している。(ただし、監 視・監督システムの業務管理者・業務担当者は、特定個人情報保護委員会の職員が登録 されることを想定するため、組織の規模に応じた職員が登録される。)

6.2 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に係る方針を以下に示す。本システムは、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク及び LGWAN 等を利用することから、受託者は関係府省等から政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク及び LGWAN 等で実施しているセキュリティ対策の詳細仕様を内閣官房を通じて入手し、セキュリティ対策の責任範囲を明確化し、セキュリティ設計等を行うこと。なお、以下に示す要件は、現時点での想定であり、受託者は調査研究等の結果を踏まえ、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。

6.2.1 システムにおけるセキュリティ対策

(1) データ保護

- ① 情報提供ネットワークシステム等に蓄積された情報の搾取や漏えいを 防止するため、保護すべき情報に対してアクセス制御を行うことに加え て、保存された情報を暗号化する機能を備えること。
- ② 情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、情報の改ざんを検知する機能又は改ざんされていないことを証明する機能を備えること。

(2) マルウェア対策

- ① アンチウィルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を行う機能を備えること。
- ② 外部ネットワークからのマルウェアの侵入や、万が一マルウェアに侵入された場合の外部ネットワークへの不正な通信等を監視し、侵入の検知、防止及び当該マルウェアによる外部通信の遮断等を行うこと。
- ③ システムに保持される重要な情報資産やプログラム及びその設定ファイルに対し、マルウェアによる不正アクセス、改ざん、すり替え等の攻撃に対する検知や防止を行えるよう、セキュリティ対策を施すこと。
- ④ 新たに発見されるマルウェアに対応するため、機能の更新が可能であること。
- ⑤ システム全体としてマルウェアの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理できること。

(3) システム管理・システム運用におけるセキュリティ対策

① システムを構成する機器を管理し、不正な機器の置き換えや不正なソフトのインストールによるセキュリティ侵害を防止できるようにすること。

- ② システムを構成する機器やインストールされるソフトウェアに対する 設定ファイルが不正に設定されないよう、システム管理者やシステム運用者の認証や権限設定を厳格に行うこと。また設定ファイルの不正な修正が行われた場合、それを直ちに検知できるよう、差分分析等により設定ファイルの原本性を確保できること。
- ③ システムのバックアップにあたり、バックアップを実施する権限の管理やアクセス制御を行い、バックアップデータの漏えい防止を行うこと。またバックアップデータの暗号化を行い、漏えい時の被害を極小にできること。
- ④ サーバー機器への不正アクセス等による被害を極小化する為、サーバーへの不正アクセスの防止や万が一侵入された場合の検知・通知を行えるようにすること。
- ⑤ ソフトウェアのセキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。なお、セキュリティパッチ等によるソフトウェアの脆弱性の修正は、オペレーティングシステムやミドルウェアなどのソフトウェア製品だけでなく、本調達で設計・開発するソフトウェアについても考慮すること(脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。)。

(4) 鍵管理

- ① システムに用いる暗号鍵は鍵管理装置等により保護できること。
- ② 暗号鍵の使用にあたり、生成、利用、廃棄等のライフサイクル管理と、 鍵の使用におけるアクセス制御を行うこと。

(5) その他不正アクセス、内部不正等へのセキュリティ対策

- ① 情報システムに対する不正アクセス、不正操作、業務外利用等の不正行 為発生に備え証跡を蓄積すること。
- ② 証跡の不正な消去、改ざんを防止するため、証跡に対するアクセス制御 や不正行為に対する追跡が可能であること。
- ③ 不正行為に迅速に対処するため、通信内容の監視及びサーバー装置のセキュリティ状態の監視等によって、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知できること。
- ④ 不正行為の追跡や解析等を容易にするため、サーバー機器、ネットワーク機器、クライアント機器等システム内の機器を正確な時刻に同期すること。
- ⑤ 正当な権限を持つ内部職員による内部不正や、外部攻撃によるセキュリティインシデントの放置を防止する為、上記①~④によるログ等の証跡に対し、当該事象を特定できること。また、運用段階にて証跡に基づき定期的な監査の実施を可能とすること。

(6) 仮想化に係るセキュリティ対策

- ① システムに仮想化技術を適用する場合、仮想マシンの脆弱性に対し、セキュリティパッチ等の適用を行うこと。
- ② また仮想マシン間通信傍受や仮想マシンへの攻撃等、特有の脆弱性に対し、必要な対策を施すこと。

6.2.2 ネットワークにおけるセキュリティ対策

- ① 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されてい ない通信プロトコルを通信回線上で遮断する機能を備えること。
- ② 不正な通信、サービス停止攻撃等に対し通信の遮断や通信量の抑制等により、サービス停止の脅威を軽減する機能を備えること。
- ③ 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信に当たってはサーバー等機器と通信回線を分離する機能を備えること。
- ④ 情報システムのなりすましを防止するために、サーバーの認証機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバー等の接続を防止する機能を備えること。

6.2.3 その他共通事項

(1) 運用者端末に係るセキュリティ対策

- ① システム運用にて利用する運用者端末に対し、アンチウィルスソフトウェア等の導入によりマルウェアへの対策を行うこと。
- ② 運用者端末を操作できる職員を特定の上、職員の認証及びアクセス制御を行うこと。
- ③ 各サーバーとの接続に際し、運用者端末の端末認証を行うこと。
- ④ データセンター及びシステム運営者環境外からシステムの運用管理を 行う場合(リモートメンテナンス)、②、③における職員認証及び端末 認証をより厳格に行うこと。またシンクライアント技術等の適用により、 リモートメンテナンスにおけるセキュリティ確保等の対策を検討する こと。
- ⑤ 上記の運用者端末経由でのシステム管理やシステム操作に対し、ログ等に記録し、履歴を管理できること。また履歴に基づき、定期的な監査を行い、不正アクセスや内部不正等が起こった場合、早期に発見し対処すること。

(2) 設備管理に係るセキュリティ対策

- ① サーバー機器等を配置するデータセンター等においては、部外者がアクセスできないよう、サーバー機器を配置する場所を隔離し、これへの入退室を制限できること。また入退室が許可されているシステム運用者等を特定・認証し、権限に応じて入退室を許可すること。
- ② サーバー機器や運用者端末が盗難又は不正な設定が施されないよう、各機器の施錠管理等を行うこと。
- ③ ①におけるサーバー機器を配置する場所においては、監視カメラ等を設置し、その作業の過程を映像として記録すること。
- ④ ①において、システム運用作業に携わる業者を特定し、当該業者による 作業内容や作業時期等を事前に把握、管理できるよう、施設管理を行う こと。
- ⑤ システムにおけるセキュリティ対策やネットワークにおけるセキュリティ対策等に加え、上記における作業記録等を併せて、定期的に監査を行うこと。作業手順等の逸脱が発覚した場合、早期に事象の報告と改善策の検討を行うこと。

7 情報システム稼動環境

7.1 全体構成

現時点で想定している情報提供ネットワークシステム全体の構成イメージを図 7.1-1に示す。なお、接続機関や接続形態は今後変更となる可能性がある。

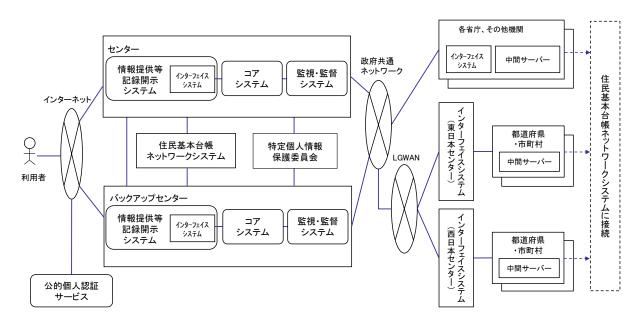


図 7.1-1システム全体構成の概要

7.2 ハードウェア構成

サーバー、サーバー周辺機器 (ストレージ、プリンター等)、ネットワーク機器及びクライアント機器等に関するハードウェア要件について以下に示す。なお、以下の要件は現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。

コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォームから提供されるサーバー等の機器を利用することを前提にしてシステム稼動環境を構築する。そのため、受託者は、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム担当府省側から政府共通プラットフォームの提供資源やサービスの詳細仕様、制約条件等を把握し、政府共通プラットフォームの資源の提供パターンや利用するサービスを基本設計にて決定すること。さらに、サーバー等の機器に対して、必要なリソースのサイジングを行い、サーバー等の機器の仕様(CPU 数、メモリ容量、ディスク容量等)を決定すること。なお、政府共通プラットフォームから提供されないサーバー等の機器がある場合には独自導入(持ち込み)機器として調達が必要となるため、内閣官房と協議すること。

インターフェイスシステムは、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者の他、国の機関や健康保険組合、厚生年金基金等の各情報提供機関がハードウェアを調達・構築することを想定している。

- ① 「5.1 信頼性要件」及び「5.2 拡張性要件」に挙げた要件を実現するため、CPU、メモリ、ディスク等、拡張性を考慮した構成とすること。
- ② 電源、冷却機器、ハードディスク等の冗長構成を可能とすること。
- ③ 障害が発生した際、迅速な保守対応が可能となるよう、故障が発生した 箇所を早急に検知可能な機能を有すること。
- ④ 同一のオペレーティングシステム、ミドルウェアが稼動する後継機種の 提供が保証される製品であること。
- ⑤ ハードウェア機器のライフサイクルコストが最低限となるよう考慮すること。
- ⑥ 標準化された技術・規格を広く取り入れたハードウェア機器であり、特 定ベンダーの技術・規格に依存した機器でないこと。
- ⑦ 各ハードウェア機器については、利用開始から次期のシステム更改まで の期間において保守サポートできること。
- ⑧ 保守費用を最小限にするよう考慮すること。
- ⑨ グリーン購入法に適合した製品であること。また、内閣官房が定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を踏まえたものであること。
- ⑩ 日本語マニュアルを有すること。
- 即製品保守として日本語によるサポートを受けられること。

7.3 ソフトウェア構成

サーバーオペレーティングシステムやサーバー及びクライアントに導入する ソフトウェア等に関する要件を以下に示す。なお、以下の要件は現時点での想 定であるため、以下の要件を参考に、受託者は内閣官房と協議の上、基本設計 にて詳細を決定していくこととする。

また、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォームから提供されるソフトウェアを利用することを前提にしてシステム稼動環境を構築する。そのため、受託者は、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム担当府省側から政府共通プラットフォームの提供資源やサービスの詳細仕様、制約条件等を把握し、政府共通プラットフォームの資源の提供パターンや利用するサービスを基本設計にて決定すること。さらに、ソフトウェアのライセン

スについては、サーバー等の機器の台数や仕様を考慮し、必要なライセンス数を決定すること。なお、政府共通プラットフォームから提供されないソフトウェアがある場合には、独自導入(持ち込み)ソフトウェアとして調達が必要となるため、内閣官房と協議すること。

インターフェイスシステムは、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者の他、国の機関や健康保険組合、厚生年金基金等の各情報提供機関がソフトウェアを調達・構築することを想定している。なお、インターフェイスシステム上で稼動する業務アプリケーションは、コアシステムで稼動する業務アプリケーションを流用して開発することから、インターフェイスシステムのソフトウェアについても、政府共通プラットフォームから提供されるソフトウェアと同一のものを前提とする。同一にならない場合は、内閣官房と協議すること。

- ① 「5.1 信頼性要件」及び「5.2 拡張性要件」に挙げた要件をハードウェア機器と組み合わせて確保すること。
- ② ハードウェア構成と組み合わせることで、将来のパフォーマンス要件の 拡大に合わせて柔軟かつ低コストで拡張できること。また、ライセンス 料及び保守費用が最小限となるソフトウェア構成とすること。
- ③ 「6 情報セキュリティ要件」に挙げた要件に対応できること。
- ④ 「10.1 情報システムの操作・監視等要件」に挙げた要件に対応で きること。
- ⑤ 脆弱性が発見されたときに、その情報を可能な限り早く入手でき、かつ 可能な限り早く対応策を講じられること。
- ⑥ 特定のハードウェアを動作条件とするものとならないよう、標準化された技術を広く取り入れた汎用的なソフトウェアを選定すること。
- ⑦ 各ソフトウェアについては、利用開始から次期のシステム更改までの期間において保守サポートできること。
- ⑧ ソフトウェアは可能な限り最新のバージョンを導入すること。
- ⑨ ソフトウェアのパッチがリリースされた場合は速やかに適用判断を行い、適用する場合は、テスト環境に導入し稼動確認を行った後、本番環境に適用を行うこと。
- ⑩ 障害分析、障害復旧、実行結果等の情報分析を行える仕組みを用意すること。
- ① 日本語マニュアルを有すること。
- 即製品保守として日本語によるサポートを受けられること。

7.4 ネットワーク構成

本システムは、将来的な利用拡大を見据えて、十分な拡張性、信頼性、機能性、セキュリティ機能を備えかつ柔軟に変更管理が可能なネットワーク環境をもつこと。

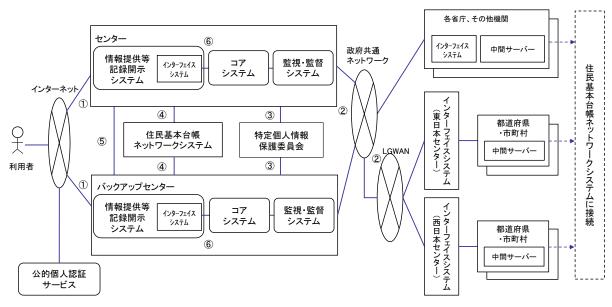
7.4.1 ネットワーク全体概要

情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおいて想定されるネットワークの概要については、表 7.4-1及び図 7.4-1に示す。受託者は、同表の項番 2~6のネットワークに関する設計を行うこと。ただし、項番 2 の情報照会者・情報提供者接続回線及び項番 4 の地方公共団体情報システム機構接続回線については、政府共通ネットワーク及び LGWAN を所管する総務省及び地方公共団体情報システム機構が示す接続要件に従い、内閣官房が準備する部分について設計を行うこと。また、同表の項番 1 のインターネット接続回線については、情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者が設計を行うが、受託者は必要な支援を行うこと。なお、接続機関や接続形態は今後変更となる可能性がある。

表 7.4-1 ネットワーク概要

項番	ネットワーク	用途
1	インターネット接続回線	利用者が情報提供等記録開示システムの各種機能を利用
		するためのインターネット回線。
2	情報照会者・情報提供者	情報照会者・情報提供者間での情報提供や情報提供等記
	接続回線	録開示システムへの情報提供等を行うため、コアシステ
		ムと情報照会者・情報提供者を接続するための回線。
		LGWAN、政府共通ネットワーク、関係府省の設置するネッ
		トワーク等既存のネットワークの利用を想定している。
3	特定個人情報保護委員会	特定個人情報保護委員会の委員が監視・監督システムに
	接続回線	接続するための回線で、政府共通ネットワークの利用を
		想定している。(特定個人情報保護員会は内閣府 LAN を使
		用)
4	地方公共団体情報システ	符号の付番に際して、住民基本台帳ネットワークシステ
	ム機構接続回線	ム全国センターと接続するための回線。
5	センター間接続回線	センター・バックアップセンター間をネットワーク接続
		し、データのバックアップ等を行うための回線。
6	情報提供ネットワークシ	情報提供等記録開示システムとコアシステムを接続する
	ステム等及び情報提供等	ための LAN 回線。
	記録開示システム間回線	

[※] 項番 1、2、5 は既存の接続回線であり、項番 3、4、6 は基本的には新設の接続回線だが既存の接続回線にのせることも考えられ、今後のネットワーク要件の整理により決定する。



※図中の丸数字は「表7.4-1ネットワーク概要」の項番に相当。

図 7.4-1 ネットワーク全体概要

7.4.2 ネットワーク要件

ネットワーク回線及びネットワーク機器等に関する要件について以下に示す。なお、以下の要件は現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に、内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこととする。また、本システムは、政府共通プラットフォームから提供されるネットワーク機器等及びネットワーク回線(政府共通ネットワーク等)を利用することを前提にして構築する。そのため、受託者は、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム担当府省側から提供されるネットワーク機器等及びネットワーク回線の詳細仕様を把握し、提供されるネットワーク資源に応じたネットワーク構成を検討すること。なお、政府共通プラットフォームから提供されないネットワーク機器等及びネットワーク回線がある場合には、独自導入ネットワーク機器及び独自ネットワークとして調達が必要となるため、内閣官房と協議すること。

- ① 他機関が所管する回線との接続部分については、責任分界を明確にして設計を行うこと。
- ② 各ネットワークを通る通信量、ピーク特性等について、内閣官房と協議の上、適切な帯域を確保すること。
- ③ 「6 情報セキュリティ要件」で記載される情報セキュリティ対策が実現できるよう、必要なセキュリティ機器を導入すること。

- ④ 独自に整備するネットワーク機器は、筐体の冗長化による、片系機器障害時でも無停止で切替えが可能であること。また、回線及び通信経路についても冗長化を行うこと。
- ⑤ ネットワーク機器は、負荷分散手法により、高負荷時でも一定の伝送速度を維持できるようにすること。
- ⑥ ネットワーク機器は、将来的に対応が必要と想定される IPv6 への対応 を可能とすること。ただし、既存システムに対応するため IPv4 にも対 応すること。
- ⑦ ネットワーク機器は、将来的に利用拡大する業務の種類、接続先、データ量の増分に応じて、機器の追加手配や増設が可能な機器構成とすること。なお、機器の追加配分や増設を実施する場合は、内閣官房と協議すること。
- ⑧ ネットワーク機器は、「10.1 情報システムの操作・監視等要件」 で記載される監視・管理機能にて監視できるようにすること。
- ⑨ ネットワーク機器は、リモートによる変更、運用、管理が行えることを 想定するが、リモート接続によるセキュリティリスクが存在する場合は、 内閣官房と協議の上、本機能を無効にすること。リモートで接続する際 はログ管理機能と連携したゲートウェイ(例:リモートメンテナンス踏 み台サーバー等)からの接続とし、操作ログを監査できること。

7.5 多言語対応要件

本システムにおいては、日本語で記述されたコンテンツを取り扱う。ただし、 将来的に日本語以外の言語への対応が想定されるため、多言語対応を容易に実 現できるよう設計・開発を行うこと。

8 テスト要件定義

情報提供ネットワークシステム等のテスト要件定義を以下に示す。

8.1 テスト計画の作成

受託者は、各テスト工程の開始までに、あらかじめ単体テスト、結合テスト、総合テストのテスト実施計画書及びテスト仕様書、テストチェックリストを作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。政府共通プラットフォームが提供するサービス利用に係る総合テストについては、政府情報システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るガイドライン第3.0版別添1詳細作業編別表3に掲げる「政府共通プラットフォームのサービス利用依頼に係るテスト仕様(総合テスト)」に沿った内容にすること。

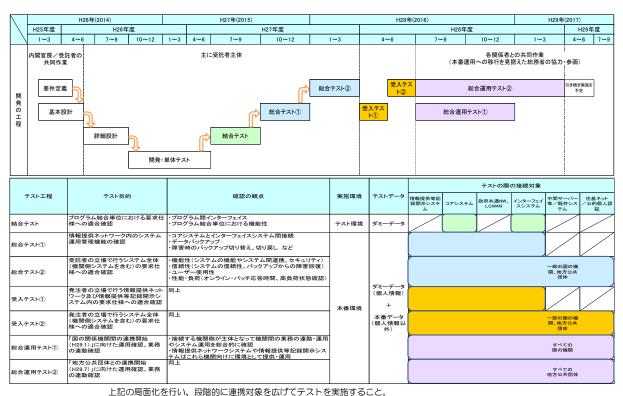
また、テストの実施に際して、内閣官房に対する作業負荷を抑える工夫を行うこと。

なお、内閣官房が主体となって関係機関と連携して実施する受入テスト及び総合運用テストについては、受入テスト実施計画書(案)、受入テスト仕様書(案)、受入テスト手順書(案)、受入テストチェックリスト(案)及び総合運用テスト実施計画書(案)、総合運用テスト仕様書(案)、総合運用テスト手順書(案)、総合運用テストチェックリスト(案)を作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。

各テスト実施計画書に記載すべき事項を以下に示す。

- ・受託者のテスト実施体制と役割
- ・テストに係る詳細な作業及びスケジュール
- ・テスト環境(テストにおける回線及び機器構成、テスト範囲)
- ・テストツール
- ・テストデータ
- · 評価指標、合否判定基準

なお、結合テスト、総合テスト、受入テスト、総合運用テストを実施するに当 たっては、次に示すテスト工程の考え方に基づいて、テスト計画を策定すること。



上記の向側化を行い、段階的に連携対象を広げてテストを実施すること。 受入テストが完了した後は、総合運用テストを開始し、各情報保有機関が行う運用確認、業務連動確認と連携すること。

図 8.1-1 テスト方針・計画 (テスト工程の考え方)

8.2 テスト要件

8.2.1 受託者が実施するテスト工程の共通要件

単体テスト、結合テスト、総合テストの各テスト工程において共通する要件 を以下に示す。

- ① 受託者は、それぞれのテスト実施計画書に基づき、単体テスト、結合テスト、総合テストのテスト仕様書を作成すること。これらのテスト仕様書等に基づき、単体テスト、結合テスト、総合テストを実施すること。
- ② 受託者は、テストの管理主体としてテストの管理を実施するとともに、 その結果と品質に責任を負うこと。
- ③ 受託者は、内閣官房を通じて、工程管理支援受託者、他の開発等受託者 及び関連する他システムに係るシステム担当者との作業調整を行うこと。

- ④ 各テストの実施途中に、内閣官房がそれまでのテスト結果の報告を求めた場合は、これに従うこと。
- ⑤ 各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、内閣官房と協議の上、テスト結果報告書を作成し、品質評価会議を開催し、内閣官房の承認を得ること。

8.2.2 品質検証受託者が実施する評価との関係

品質検証受託者が実施した評価の結果、内閣官房において是正が必要と判断した項目について、内閣官房と協議の上、受入テストから総合運用テスト期間中に対策を講じること。なお、対策を講じた結果については、品質検証受託者が確認を行う予定である。

8.2.3 テストツール要件

本システムのテストにおいて使用するテストツールに係る要件を以下に示す。

- ① テストツールは、受託者で準備すること。
- ② 受入テスト及び総合運用テストは、コアシステムと情報保有機関間、情報保有機関と情報保有機関間等の数多くの接続テストを実施する。受託者は、受入テスト及び総合運用テストを効率的に進めるために、事前に接続確認等が実施できるテストツールの提供時期を含め検討し、内閣官房に提案すること。

8.2.4 テストデータ要件

本システムのテストにおいて使用するテストデータに係る要件を以下に示す。

- ① テストデータは、原則として受託者で準備すること。
- ② テストデータの管理は、受託者が責任を持って行うこと。なお、テスト 工程ごとのテスト実施計画書にテストデータの種類等を記載し、使用したテストデータは、テスト結果とともに媒体で納入すること。

8.2.5 テスト環境要件

テスト環境の前提条件を以下に示す。

① テストの実施において使用する環境を表 8.2-1のように想定する。

	71 - 1 - 21/20 20			
項番	項目	説明		
1	開発環境	業務アプリケーションの単体テストを実施する環境。なお、本環		
		境は、設計・開発等受託者が準備すること。		
2	テスト環境	業務アプリケーションの結合テスト等を実施する環境。なお、本		
		環境は、政府共通プラットフォーム上に構築する。また、本環境		
		は、本稼動開始後に、機能追加や外部機関との接続試験を実施す		
		る環境となる。		
3	本番環境	本稼動開始後に本番環境となる環境。本稼動開始前は、結合テス		
		ト、総合テスト、受入テスト、総合運用テストを実施する環境。		
		なお、本環境は、政府共通プラットフォーム上に構築する。		

表 8.2-1 環境一覧

- ② テスト環境の構成については、テスト環境で実施するテスト内容を検討し、内閣官房と協議の上、決定すること。
- ③ 本番環境及びテスト環境の設定をテスト内容により一時的に変更する場合は、内閣官房を通じて政府共通プラットフォームの関係府省と調整の上、実施すること。
- ④ テストを実施するために必要となるテスト機器等についても、政府共通 プラットフォームから提供される機器を利用することを想定している。 そのため、テスト機器等についてもテスト内容を検討し、内閣官房と協 議の上、決定すること。
- ⑤ 総合テスト以降は、情報提供等記録開示システム、インターフェイスシステム、監視・監督システム、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証、政府共通ネットワーク、LGWAN、情報照会者及び情報提供者が保有するシステムの一部を接続した状態でテストを実施すること。また、テスト実施の際は、内閣官房の調整及び工程管理支援受託者の支援を受け、本受託者が主体となって、情報提供等記録開示システム設計・開発等受託者、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク、LGWAN等の関係機関と調整の上、実施すること。
- ⑥ 開発環境については、作業場所や設置拠点等の特性を踏まえ十分なセキュリティ対策を行うこと。また、本調達に対する提案書において、開発環境の内容を提案すること。

8.2.6 単体テスト要件

開発したモジュール等の単位で、プログラムが正常に動作すること等のテストを行うこと。

8.2.7 結合テスト要件

プログラム及びモジュールが、本システム全体において、正しく機能することを確認するため、段階的に結合した状態でテストを行い、プログラムの結合が完全であることを確認すること。

8.2.8 総合テスト要件

本システムの総合テストに係る要件を以下に示す。

- ① 総合テストは、情報提供ネットワークシステム等に閉じた状態で、システム管理機能、システム運用、インターフェイスシステム集約 ASP接続機能確認、情報提供等記録開示システム用インターフェイスシステム接続機能確認、バックアップ切り替え機能確認等の確認テストを実施する「総合テスト①」と、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証、一部の情報照会者及び情報提供者を接続した状態で機能要件の確認を実施する「総合テスト②」の 2 段階で実施することを想定している。これらを前提に、要件どおりに本システムが構築されていることを確認すること。なお、総合テストの実施に当たっては、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワーク担当府省と事前に調整を行うこと。
- ② 上記「総合テスト①」及び「総合テスト②」に当たっては、プログラムが仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、センター・バックアップセンター及び利用拠点においてテストを実施すること。
- ③ 性能及び負荷のテストにおいては、本番環境と同様な環境(テスト環境 要件に示した「本稼動後に本番環境となる環境」)により負荷等をかけ、 センター・バックアップセンター及び利用拠点において、問題が発生し ないことを確認すること。
- ④ 総合テスト①では、以下の項目について確認を行うこと。

表 8.2-2 総合テスト①の項目と内容

項番	項目	内容
1	システム管理機能テスト	マスターメンテナンス機能、権限管理機能等が
		正常に機能すること。
2	システム運用テスト	データバックアップ機能、操作機能、スケジュ
		ーリング機能等が正常に機能すること。
3	インターフェイスシステム集	コアシステムとインターフェイスシステム集約
	約 ASP 接続機能確認テスト	ASP との接続が正常に機能すること。
4	情報提供等記録開示システム	コアシステムと情報提供等記録開示システム用
	用インターフェイスシステム	インターフェイスシステムとの接続が正常に機
	接続機能確認テスト	能すること。なお、情報提供等記録開示システ
		ム用インターフェイスシステムは、情報提供等
		記録開示システムに組み込まれた状態とする。
5	バックアップ切り替え機能確	コアシステムとインターフェイスシステム集約
	認テスト	ASP の東日本及び西日本センター間切り替え・
		切戻し機能等が正常に機能すること。

⑤ 総合テスト②では、以下の項目について確認を行うこと。

表 8.2-3 総合テスト②の項目と内容

項番	分類	項目	内容	
1	機能性	システム機能	正常系、異常系ともに仕様のとおりに動作する	
			こと。	
2		システム間連携	他システムとの業務連動処理が正常に機能する	
			こと。	
3		情報セキュリテ	情報セキュリティ要件を満たしていること。	
		イ	外部への接続を行う際にネットワーク診断(ペ	
			ネトレーションテスト)を実施すること。	
4	信頼性	システム信頼性	信頼性要件を満たしていること。	
5		障害回復	システムにおいて障害が発生した際の処理が適	
			切であること。	
			大規模災害等を想定したバックアップ切替え、	
			切戻しが正常に動作すること。	
6	使用性	ユーザー使用性	システムが要件及びテスト実施計画書どおりに	
			動作し、利用者が利用しやすいこと。	
			(実際に使用した者に対するアンケート調査等	
			を行い、ユーザビリティに配慮したテストを実	
			施すること。)	
7	効率性	性能	オンライン処理、バッチ処理の応答時間が、内	
			閣官房と協議して定めたレスポンスと同等以上	
			であること。	
8		負荷	システムの限界条件(データ量、処理量)下の	
			高負荷状態で、正常に動作すること。	

⑥ 総合テストで不具合が明らかになった場合は、受託者は性能改善計画書を 作成し、内閣官房と協議の上、速やかにシステム改修に取り組むこと。

8.2.9 受入テスト支援

受入テストは、以下に示す内容の実施を予定している。

内容 項番 テスト 受入テスト(1) 総合運用テスト(国及び地方公共団体の接続先等の運用テス ト。詳細を後述。)の実施前に、受託者及び情報提供等記録開 示システム設計・開発等受託者が開発したシステムが要求仕様 どおりに不具合無く動作することを内閣官房が検証する。 受入テスト①に続き、一部の情報照会者及び情報提供者を含め 2 受入テスト② た連携テストを実施し、受託者及び情報提供等記録開示システ ム設計・開発等受託者が開発したシステムが要求仕様どおりに 不具合無く動作することを内閣官房が検証する。なお、受入テ スト②では、後続の総合運用テストを問題なく開始できること を事前に確認する。

表 8.2-4 受入テストの内容一覧

受入テストに係る要件を以下に示す。

- ① 受託者は、内閣官房による受入テストの開始までに、受入テスト実施体制と役割、受入テストに係る作業及びスケジュール、受入テストを実施する環境、受入テスト方針、合否判定基準等を明記した受入テスト実施計画書(案)を作成すること。
- ② 受託者は、内閣官房が実施する受入テスト仕様書作成作業を支援するために、テスト項目、使用するテストデータ、合否判定基準等を示した受入テスト仕様書(案)を作成すること。なお、受入テストを行う利用拠点となる接続機関側の業務連動テスト項目については、内閣官房を通じて、必要に応じて入手できる前提とする。
- ③ 受託者は、受入テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するための受入テスト手順書(案)を作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。なお、システムの操作に精通していない職員等が分かりやすいテストとなるように工夫すること。
- ④ 受託者は、一部の利用拠点を接続して受入テストを実施し、受入テストが問題なく行えることを確認すること。なお、受入テストを行う利用拠点及び時期等は内閣官房と調整の上、決定すること。
- ⑤ 受託者は、内閣官房の求めに応じて、受入テストを支援するための要員の確保及び実施支援を行うこと。

- ⑥ 受託者は、受入テストで確認された障害について、解析を行い、対応方 針を提示し、内閣官房の承認を得ること。
- ⑦ 受入テストで機能の根幹に影響を及ぼす修正が必要である事象が発生 した場合、あるいは目標とする性能を達成できない場合は、受託者は、 システム改修計画書又は性能改善計画書を作成し、内閣官房と協議の上、 速やかにシステム改修に取り組むこと。
- ⑧ 受託者は、受入テストで確認された障害等について、内閣官房に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。
- ⑨ 受託者は、テストの結果を速やかに受入テスト結果報告書(案)に取りまとめ、内閣官房へ報告すること。

8.2.10 総合運用テスト支援

総合運用テストは、以下に示す2段階の実施を予定している。

項番	テスト	内容
1	総合運用テスト①	「国の関係機関間の連携開始」向けに、センター・バック
		アップセンター運用・監視受託者、全部の国の関係機関が、
		内閣官房にて構築した環境を活用し、運用テスト及び業務
		連動テストを行う。
2	総合運用テスト②	「地方公共団体との連携開始」向けに、センター・バック
		アップセンター運用・監視受託者、全部の地方公共団体等
		が、内閣官房にて構築した環境を活用し、運用テストを行
		う。

表 8.2-5 総合運用テストの内容一覧

総合運用テストに係る要件を以下に示す。

- ① 受託者は、内閣官房による総合運用テストの開始までに、上記の2段階による総合運用テストの実施を考慮した上で、総合運用テスト実施体制と役割、総合運用テストに係る作業及びスケジュール、総合運用テスト環境、総合運用テスト方針、合否判定基準等を明記した総合運用テスト実施計画書(案)を作成すること。
- ② 受託者は、内閣官房が実施する総合運用テスト仕様書の作成作業を支援するために、テスト項目、使用するテストデータ、合否判定基準等を示した総合運用テスト仕様書(案)を作成すること。なお、総合運用テストを行う利用拠点となる接続機関側の業務連動テスト項目については、内閣官房を通じて、必要に応じて入手できる前提とする。

- ③ 受託者は、総合運用テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するための総合運用テスト手順書(案)を作成し、内閣官房の承認を得ること。なお、システムの操作に精通していない職員等が分かりやすいテストとなるように工夫すること。
- ④ 受託者は、内閣官房の求めに応じて総合運用テストを支援するための要員の確保及び実施支援を行うこと。
- ⑤ 受託者は、総合運用テストで確認された障害について、解析を行い、対応方針を提示し、内閣官房の承認を得ること。
- ⑥ 総合運用テストで機能の根幹に影響を及ぼす修正が必要である事象が 発生した場合、あるいは目標とする性能を達成できない場合は、受託者 は、システム改修計画書又は性能改善計画書を作成し、内閣官房と協議 の上、速やかにシステム改修に取り組むこと。
- ⑦ 受託者は、総合運用テストで確認された障害等について、内閣官房に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。
- ⑧ 受託者は、テストの結果を速やかに総合運用テスト結果報告書(案)に 取りまとめ、内閣官房へ報告すること。

9 導入要件定義

本調達の導入及び教育に係る要件を以下に示す。

9.1 導入に係る要件

9.1.1 導入に係る前提条件

本システムの導入に係る前提条件を以下に示す。

- ① コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム上に構築することを予定しているため、新規システム整備に係る本番までの一連の導入作業においては、政府共通プラットフォーム担当府省から提供される、政府情報システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るガイドライン 第3.0版、政府共通プラットフォーム方式設計書、運用規程、政府共通プラットフォーム要件定義書、運用・保守要領及び操作マニュアルに従う必要がある。そのため、受託者は、内閣官房を通じて、政府共通プラットフォーム担当府省側から移行に関する必要な情報を把握し、対応すること。
- ② 本システムの導入においては、情報提供等記録開示システム、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証、政府共通ネットワーク、LGWAN、国及び地方公共団体等が保有するシステム等の各関連システムと連携を取る必要がある。そのため、導入の際は、工程管理支援受託者の支援を受け、情報提供等記録開示システムの設計・開発等受託者、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者、住民基本台帳ネットワークシステム、公的個人認証、政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワーク、LGWAN等の関係機関と内閣官房による調整、指導の下、調整、実施すること。

9.1.2 本稼動実施計画書の作成

受託者は、本稼動のために行うシステムの導入に当たり、本稼動リハーサルの開始までに、実施体制と役割、責任範囲、本稼動に係る作業及びスケジュール、導入方法、導入手順、導入ツール、連絡体制等を明記した本稼動実施計画書を策定し、その内容について内閣官房の承認を得ること。本稼動実施計画書の策定に当たっては、情報提供等記録開示システムの設計・開発等受託者等の関係機関と十分に調整を行い、同期のとれた計画を策定すること。

受託者は、内閣官房による調整、指導の下、本稼動に必要となるデータと作業スケジュールについて、情報提供等記録開示システムの設計・開発等受託者等の関係機関のシステム担当者との調整を行い、本稼動実施計画書に明記すること。関係機関との調整においては必要な資料等の作成を行うこと。

9.1.3 本稼動判定基準書の作成

受託者は、本稼動に先立ち、判定項目、達成基準、判定時期等を明記した本稼動判定基準書を作成すること。

9.1.4 マニュアル等の作成

受託者は、情報提供ネットワークシステム等のシステム管理者向けマニュアル、情報提供ネットワークシステム保守受託者向けマニュアル、監視・監督システム保守受託者向けマニュアル、情報提供ネットワークシステム等の利用者(情報照会者及び情報提供者)向けマニュアル、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者向けマニュアル等を運用手順書、端末操作要領として作成すること。

9.1.5 本稼動リハーサルの実施

受託者は、本稼動実施計画書等に基づき、本稼動リハーサルを実施すること。 また、本稼動リハーサルの実施結果による必要な対応事項を行うとともに、必 要に応じて本稼動実施計画書等の改定を行うこと。

9.1.6 導入作業の実施

受託者は、本稼動実施計画書に基づき、導入作業を実施すること。なお、次の事項に留意して導入作業を進めること。

- ・ 導入作業においてトラブル等が発生した場合、本稼動実施計画書に従い、 内閣官房及び工程管理支援受託者に報告し、指示に従うこと。
- ・ 導入作業の結果について、導入結果報告書を作成し、速やかに内閣官房へ 報告すること。
- ・本稼動判定基準書の各確認項目について、実績値を報告し、導入作業の結果について、内閣官房の承認を得ること。

9.2 教育に係る要件

受託者は、本システムの運用を円滑に開始できるようにするため、教育訓練 を実施すること。

なお、教育訓練については、実施時期、実施対象、実施内容、実施場所、実 施環境等を内閣官房と調整の上、決定すること。

9.2.1 教育訓練実施計画書の作成

受託者は、教育訓練の実施に当たり、あらかじめ教育訓練実施計画書を作成 し、その内容について内閣官房の承認を得ること。

教育訓練実施計画書に記載すべき事項を以下に示す。

- ・ 教育訓練実施体制と役割
- ・教育訓練スケジュール
- 教育訓練内容

9.2.2 教育訓練実施体制

受託者は、教育訓練の担当者を設置し、講師を含めた教育チームを構築し、 教育訓練を実施すること。

9.2.3 教育訓練の対象及び内容

実施する教育訓練の対象と想定する内容を、表 9.2-1に示す。

表 9.2-1 教育訓練の対象と内容 百采

坦	刈豕	內谷 (忠定)
1	情報提供ネットワークシステム(コアシステム)	運用監視等の運用作業
	のシステム管理者及び運用受託者	
2	監視・監督システムのシステム管理者(特定個人	運用監視等の運用作業
	情報保護委員会)及び運用受託者	
3	情報提供ネットワークシステムの保守受託者	業務アプリケーション及び
		設計書等の維持管理方法
4	監視・監督システム保守受託者	業務アプリケーション及び
		設計書等の維持管理方法
5	インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者	インターフェイスシステム
		の設定方法や操作方法等
6	国の情報保有機関の職員及びシステム担当者	インターフェイスシステム
		の設定方法や操作方法等
7	健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関の	インターフェイスシステム
	職員及びシステム担当者	の設定方法や操作方法等
8	情報提供等記録開示システムの運用受託者	インターフェイスシステム
		の設定方法や操作方法等

なお、地方公共団体の情報保有機関の職員及びシステム担当者に対してインターフェイスシステム集約 ASP を利用するための手続きに係る教育は、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者が実施することを想定している。詳細については内閣官房と協議の上、決定すること。

9.2.4 教育訓練用教材の作成

受託者は、教育訓練実施計画書に基づき、教育訓練(引継ぎ含む。)に必要となる各種教材を作成し、その内容について内閣官房の承認を得ること。教育訓練は、承認を得た教材を用いて実施すること。

9.2.5 教育訓練環境の準備

受託者は、教育訓練実施計画書に基づき、教育訓練に必要となる機器等の設定作業を実施すること。なお、教育訓練は、e-Learning 等の活用を含め、効率的な実施方法を検討すること。

9.2.6 教育訓練実施時の支援

受託者は、教育訓練実施時の利用者からの質問や要望等への対応について、 内閣官房を支援すること。なお、教育訓練終了後に教育訓練の実施結果につい て、教育訓練実施報告書に取りまとめ、内閣官房へ報告すること。

10 運用要件定義

調達計画書に示すとおり、本調達とは別で、本システムの運用業務の調達は、システムの運用業務を所管する省庁等が調達を実施する。

受託者は、内閣官房と本システムの運用担当府省と協議し、運用業務を滞りなく効率的に遂行するための運用要件を検討し、政府共通プラットフォームへの移行に係るガイドラインのほか、方式設計書、運用規程、要件定義書、運用・保守要領、LGWAN-ASPの規程類等も踏まえつつ、運用設計書を作成すること。また、本システムを運用するためのインシデント管理、問題管理、構成管理、変更管理、リリース管理等の各運用プロセスを策定すること。

なお、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォーム 上で稼動する予定であるため、システムの運用、監視に係る業務について、コ アシステムの運用受託者及び監視・監督システムの運用受託者は、本運用業務 を主体的に行い、必要に応じて政府共通プラットフォーム、政府共通ネットワ 一クの運用・監視受託者に問い合わせることを想定している。そのため、受託 者は、政府共通プラットフォーム担当府省側から政府共通プラットフォームの 運用・監視に関するサービスの詳細仕様、制約条件等を把握し、運用設計を行 うこと。また、地方公共団体向けのインターフェイスシステムは、インターフ ェイスシステム集約 ASP として運用される予定であるため、インターフェイス システム集約 ASP にかかわる運用条件、制約条件等を把握し、運用設計を行う こと。国の機関向け及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の 情報保有機関)のインターフェイスシステムは、それぞれの機関が運用を行う ものとし、それぞれの機関が運用設計を行う。情報提供等記録開示システムの インターフェイスシステムは、情報提供等記録開示システムの運用受託者が運 用を行うものとし、情報提供等記録開示システムの設計・開発等受託者が運用 設計を行う。コアシステムの運用受託者及び監視・監督システムの運用受託者 は、情報提供ネットワークシステムの利用者に対するサービスデスクを開設す ることを想定しているが、受託者は開設に当たり必要な支援を行うこと。

10.1 情報システムの操作・監視等要件

コアシステムの運用受託者が、コアシステムの稼動状況の監視や資産の配付・管理などを行い、集中して監視等を行うことにより運用の質の向上及び効率化を図るために監視・管理機能を実現する。

監視・監督システムの監視・管理機能は、システムの運用機関がコアシステムと異なるためコアシステムと独立して実現する。監視・監督システムの監視等は、監視・監督システムの運用受託者が実施し、実現される機能はコアシステム内に設置する監視・管理機能と同等を想定する。

地方公共団体向けのインターフェイスシステムにおいては、個別に監視・管理機能を実現し、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者が集中して監視・管理を行う。実現される機能はコアシステム内に設置する監視・管理機能と同等を想定する。国の機関向け及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)のインターフェイスシステムはそれぞれの機関が

監視・管理を行うものとし、監視・管理機能は独自に選定するものとする。情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステムは、情報提供等記録開示システムの運用受託者が監視・管理を行うものとし、実現される機能はコアシステム内に設置する監視・管理機能と同等を想定する。

なお、ソフトウェア資源(アプリケーションプログラム等)については共通 的に利用する資源も存在することから、コアシステムからインターフェイスシ ステムへ効率的な配付を行うことを想定している。

監視・管理機能の概要について、図 10.1-1に示す。

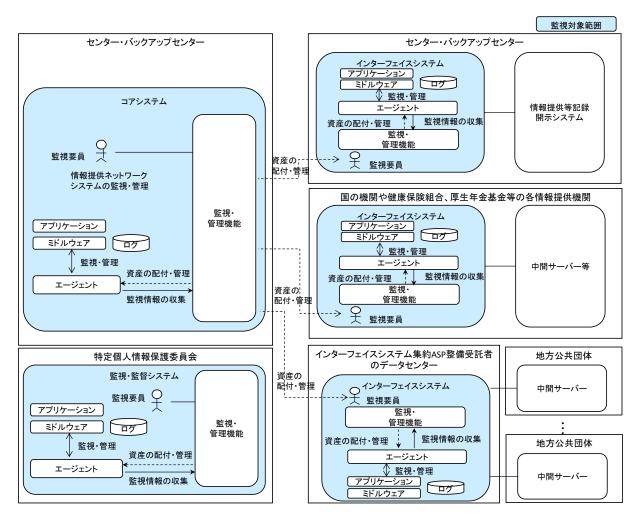


図 10.1-1 監視・管理の概要

10.1.1 システム稼動時間

情報提供ネットワークシステム等にかかわるシステムのシステム稼動時間を表 10.1-1に示す。

表 10.1-1 情報提供ネットワークシステム等にかかわるシステムの稼動時間

項番	システム名	システム稼動時間	備考
1	コアシステム	24 時間	計画停止は除く。
2	インターフェイスシステム	国の機関による。	計画停止は除く。
	(国の機関向け)		
	インターフェイスシステム	健康保険組合、厚生	計画停止は除く。
	(健康保険組合、厚生年金基金等の	年金基金等の情報	
	情報保有機関)	保有機関による。	
	インターフェイスシステム	24 時間	計画停止は除く。
	(地方公共団体向け)		
	インターフェイスシステム	24 時間	計画停止は除く。
	(情報提供等記録開示システム向		
	け)		
3	監視・監督システム	8:00~21:00	計画停止は除く。

10.1.2 監視対象環境

監視主体及び設置箇所の想定について、表 10.1-2に示す。監視室の設置 箇所については、政府共通プラットフォームの監視サービスを利用した運用監 視(室)を準備することを前提に、それぞれの監視主体と調整の上、決定する こと。

表 10.1-2 環境一覧

項番	システム名	システム設置箇所	監視主体
1	コアシステム	政府共通プラットフォー ムが準備するデータセン ター	コアシステムの運用受託 者 政府共通プラットフォー ムの運用・監視受託者
2	インターフェイスシス テム(国の機関向け) インターフェイスシス テム(健康保険組合、 厚生年金基金等の情報 保有機関)	国の機関が準備するデータセンター 健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関が準備するデータセンター	国の機関の運用・監視者 健康保険組合、厚生年金 基金等の情報保有機関の 運用・監視者
	インターフェイスシス テム (地方公共団体向 け) インターフェイスシス テム (情報提供等記録 開示システム向け)	インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者が準備するデータセンター 政府共通プラットフォームが準備するデータセン	インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者情報提供等記録開示システムの運用受託者

項番	システム名	システム設置箇所	監視主体
3	監視・監督システム	政府共通プラットフォームが準備するデータセン	監視・監督システムの運 用受託者
		ター	政府共通プラットフォー ムの運用・監視受託者

10.1.3 監視・管理機能に関する要件

監視・管理に関する必要な機能の要件について、表 10.1-3に示す。

以下に示す要件は、現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に内閣 官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこと。

なお、コアシステム及び監視・監督システム、情報提供等記録開示システムのインターフェイスシステムは、政府共通プラットフォームを利用するため、「政府共通プラットフォーム運用管理基本規程」等を基に、資源提供パターンを勘案の上、政府共通プラットフォームから提供される監視に関するサービス、運用の支援に関するサービス等を利用することを前提に監視・管理機能を検討すること。その際、政府共通プラットフォームから提供されない独自導入(持ち込み)機器、独自導入(持ち込み)ソフトウェアがある場合は、実現方法を内閣官房と協議し、その指示に従うこと。また、地方公共団体向けのインターフェイスシステムは、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者の監視条件等を考慮し検討すること。国の機関向け及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)のインターフェイスシステムの要件については、それぞれの機関が個別に定めるものとする。

表 10.1-3 監視・管理機能

項番	分類	システム 化要件	処理内容		通プラットフ -ビス(要利月 機能・業務	調整)
1	システム監視	死活監視 機能	サーバー及びネットワーク機器等の異常を監視し、監視要員へ通知する。 (例)サーバー本体、ストレージ本体、ネットワーク機器等	監視に関す るサービス	監視機能	死活監視
2		性能監視機能	サーバー及びネットワーク機器の負荷状態を監視し、しきい値を超えた時には監視要員へ通知する。 (例) CPU 使用率、スループット、トラフィック量等	監視に関す るサービス	監視機能	性能監視

				政府共通プラットフォーム		
項	提供			供サービス(要利用調整)		
番	分類	化要件	処理内容	提供		
ш	724	10011		サービス	機能・業務	サービス名
3		障害監視	ソフトウェアで実行され	医視に関す	監視機能	障害監視
3		牌舌監祝 機能	ているプロセス等の異常	量税に関する るサービス	监况饿胎	桿舌監 況
		12% 110	や、システムメッセージ			
			等から異常を監視し、監			
			視要員へ通知する。			
			(例) プロセス、サービ ス等			
4		セキュリ	ヘ寺 システムメッセージ等か	監視に関す	監視機能	セキュリ
		ティ監視	らシステムへの不正アク	るサービス	mi julijanja	ティ監視
		機能	セスを監視し、監視要員			
		ア アクコ	へ通知する。	14k 111 11 4th	/= 1 IA 4	/= - 1.\
5		不正侵入 検知機能	システム外部ネットワー ク (インターネット等)	機器・基盤 ソフトウェ	侵入検知・ 改ざん防止	侵 入 検 知・防止
		15人时及16	からの不正侵入を監視	アの提供に	機能	VH , MITT
			し、監視要員へ通知する。	関するサー	p/4.4-	
				ビス		
6		ウィルス	ウィルス感染を検知し、 監視要員へ通知するとと	機器・基盤	ウィルス対 策機能	サーバウ イルス対
		検知機能	監視委員へ通知りるとと もに、システムへの侵入	ソフトウェ アの提供に	東機 能	イルヘ刈
			を防ぐ。	関するサー		
				ビス		
7		不正改ざ	システム外部(インター	_	_	_
		ん検知機 能	ネット等)から参照可能 なコンテンツ等の不正な			
		HC	改ざんを検知し、監視要			
			員へ通知する。			
8	運	インシデ	サービスデスク業務、シ			
	用管理	ント・問題管理機	ステム変更管理業務、運 用プロセスにかかわるサ		務(ポータ ルサイト)	ント管理 情報の提
	理	超官建機能	ービス品質の管理、エス		/ビリイ ドル	供機のだし
		.,,1	カレーションやレポーテ			問題管理
			ィング機能を提供する。			情報の提
		4# 1 AX 70		年日の十二	作 和 H	供供货架
9		構成管理 機能	機器及びソフトウェアの システム情報の構成(製		情報提供業務(ポータ	構成管理
		7人又 月亡	品名、バージョン、数量		か (ホークールサイト)	供供
			等)を管理する。(情報の			
			登録・保持、更新・追加、			
1.0		亦声竺冊	削除) 機器及びソフトウェアの			
10		変更管理機能	機器及びソフトウェアの システム情報の変更を管	_	_	
		1/2/11/17	理する。			

				政府共通プラットフォーム 提供サービス(要利用調整)		
項	分	システム	 	提供	ころ (安州)	7 时至/
番	類	化要件)C+11 11	サービス	機能・業務	サービス名
				区分		
11		リリース	機器及びソフトウェアに	_	_	_
		管理機能	かかわる変更(機器追加、			
			設定変更等)のリリー			
		VZ II 4 41	ス・展開を管理する。			
12		運用自動	オペレーティングシステ	_	_	_
		化機能	ムやミドルウェア管理ツ			
			ールに対応した操作の自動化処理(プロシージャ)			
			と、人が行う確認・判断			
			処理(プロセス)を統合			
			し、運用フローを提供す			
			る。			
13		ライフサ	システム運用のライフサ	_	_	_
		イクル管	イクル(導入/設定~監			
		理機能	視復旧評価)に従い、ソ			
			フトウェア資源の配付・			
			インベトリ収集、システ			
			ムやネッワーク集中監			
			視、リモート操作等の機			
		. » A-A	能を提供する。		2 States were Mile	2811.11.
14		ログ管理	サーバー及びネットワー	運用の支援	ログ管理業	ログ抽出
		機能	ク機器等のログを記録・	に関するサ	務	
1.5		光多符曲	保存する。	ービス	_	
15		業務管理 機能	情報提供業務の対象、過程、結果等の記録を行う。	_	_	_
		17艾月台	住、柏木寺の記録を行う。 各種管理業務や運用機能			
			の操作及び処理結果等の			
			記録を行う。			
16		リモート	センター・バックアップ	機器・基盤	ネットワー	リモート
		操作	センター以外でシステム		ク機能	接続
			管理者等の利用を想定	アの提供に		
			し、遠隔地から機器をリ	関するサー		
			モート操作する。	ビス		
17		ジョブ管	ジョブの登録、変更、削	1		ジョブ管
		理機能	除、制御、ジョブカレン		業務	理
	3	- , ELIH	ダーの登録等を行う。 * アラート監視加止機能も	ービス		

[※] システム監視では、アラート監視抑止機能も含む。

10.2 データ管理要件

10.2.1 管理対象データと管理主体

システム管理者が管理すべき対象データについて、表 10.2-1に示す。

表 10.2-1 対象データ

項番	対	·象	内容	
1	システム		オペレーティングシステム、ミドルウェアにて提供されるモジ	
			ュールすべて(システム、ミドルウェア、ログファイル、設定	
			情報も含む。)。	
2	ミドルウェア		ミドルウェアに関する設定情報及びログファイル。	
3	データ		データベースソフトウェアで維持・保管されているデータ及び	
			一般ファイルとして管理するデータファイル。	
4	プログラム		アプリケーションのプログラムモジュール。	
5	ログ	証跡	システムログ、ミドルウェアログ、アプリケーションログ等の	
			各種ログファイルの内、証跡として活用するもの。	
6		証跡	システムログ、ミドルウェアログ、アプリケーションログ等の	
		以外	各種ログファイルの内、証跡として活用しないもの。	

本システムを構成するシステムのデータ管理主体とデータ管理作業者について、表 10.2-2に示す。

表 10.2-2 データ管理主体

項番	システム	データ管理主体者	データ管理作業者
1	コアシステム	コアシステムの運営機関	コアシステムの運用受託者
		(総務省)	
2	インターフェイスシ	国の各機関	国の各機関が定める。
	ステム(国の機関向		
	(け)		
	インターフェイスシ	健康保険組合、厚生年金	健康保険組合、厚生年金基
	ステム(健康保険組	基金等の各情報保有機関	金等の各情報保有機関が定
	合、厚生年金基金等の		める。
	情報保有機関向け)		
	インターフェイスシ	地方公共団体向けインタ	インターフェイスシステム
	ステム(地方公共団体	ーフェイスシステム集約	集約 ASP 整備受託者
	向け)	システムの運営機関	
	インターフェイスシ	情報提供等記録開示シス	情報提供等記録開示システ
	ステム(情報提供等記	テムの運営機関	ムの運用受託者
	録開示システム向け)		
3	監視・監督システム	監視・監督システムの運	監視・監督システムの運用
		営機関	受託者

10.2.2 バックアップ要件

バックアップ要件について以下に示す。以下に示す要件は、現時点での想定であるため、受託者は以下を参考に内閣官房と協議の上、基本設計にて詳細を決定していくこと。

なお、コアシステム及び監視・監督システムは、政府共通プラットフォームから提供されるバックアップサービス等を利用することを前提に検討すること。また、地方公共団体向けのインターフェイスシステムは、インターフェイスシステム集約 ASP 整備受託者のバックアップ要件等を考慮し検討すること。国の機関向け及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)のインターフェイスシステムの要件については、それぞれの機関が個別に定めるものとする。

- ① バックアップの取得環境を構築し、バックアップ対象となるデータを取得すること。バックアップの目的は、システム障害、セキュリティインシデント及びデータ不整合が発生した場合のリカバリ対応、監査対応等のための長期保存(アーカイブ)を想定する。
- ② 「5.1 信頼性要件」に挙げた信頼性の要件を満たすよう、バックアップ及びリカバリ計画を策定すること。
- ③ バックアップ対象、保管期間、頻度、世代及び保管媒体等を詳細化すること。
- ④ バックアップはシステム領域(オペレーティングシステム、ミドルウェア等が稼動するために必要なデータが入った領域)を含めること。
- ⑤ バックアップデータの完全性及びセキュリティ (機密性)を確保すること。
- ⑥ バックアップデータの暗号化を行うこと。
- ⑦ 大規模災害発生によりデータセンターが被災した場合に備え、業務継続 の確保が可能なバックアップデータの保管体制を確立すること。
- ⑧ バックアップは可能な限り自動化を図ることとし、必要に応じて手動で 実行する。
- ⑨ バックアップは業務に影響がでない実施時間、方法で取得すること。
- ⑩ 運用手順のミスを抑制するため、バックアップ方法をできる限り標準化すること。
- ① データセンター間でデータの同期を行う場合は、バックアップのデータ 同期に必要な回線帯域を確保できるよう考慮すること。

- ② リカバリ要件を明確にした上で、バックアップ設計を実施すること。
- ③ システムの更新時にはその作業の前後でバックアップを取得すること。
- ④ システム稼動中にバックアップを取得できること。
- ⑤ テスト環境は本番環境と同様のバックアップ方法を基本とするが、バックアップ対象、保管期間、頻度及び媒体等は各環境の特性を踏まえ決定すること。また、受託者が準備する開発環境のバックアップ方法については、本調達に対する提案書において提案すること。

10.3 運用施設・設備要件

コアシステム及び監視・監督システムのサーバーや周辺機器等を設置する運用施設については、政府共通プラットフォームが提供するデータセンターを利用するため、その要件に従うこととする。

また、地方公共団体向けのインターフェイスシステムを設置する運用施設については、LGWAN-ASP を利用する予定であるため、LGWAN の要件に従うこととする。なお、本システムの運用管理端末を設置するシステム管理室は、政府共通プラットフォームが提供するデータセンターとは別の場所にある運用管理室内に設置され、システム管理室とデータセンターは政府共通ネットワークを介してリモート接続される予定である。

国の機関向け及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)のインターフェイスシステムを設置する運用施設は、日本国内に設置し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成 24 年度版)を参照してそれに準拠するものとし、その他の満たすべき要件については、国の機関及びその他の機関で個別に定めるものとする。

11 保守要件定義

本調達の保守に係る要件として、業務アプリケーション保守、ハードウェア保守、 ソフトウェア保守、通信回線保守について以下に示す。なお、内閣官房を通じて、 政府共通プラットフォーム担当府省側から政府共通プラットフォームのハードウェア及びソフトウェアの保守条件を確認し、保守設計を行うこと。

11.1 業務アプリケーションの保守

11.1.1 基本方針

本システム本稼動後の業務アプリケーション保守業務は、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者が実施すること。

また、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者が実施する本稼動後の保守業務の円滑な実施に資するよう、保守業務において必要な保守マニュアル類を作成すること。また、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者に対して訓練期間を設定し、必要な教育訓練等を受託者が実施すること。

懸案事項、重要事項等、保守運用における具体的な内容を記述し、引継書を 作成すること。

11.1.2 対象範囲

情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者が実施する保守業務の対象範囲は、「2.5.2 納入成果物」に記載する設計書やプログラムを想定するが、詳細な保守業務の対象については、受託者が保守設計の中で検討し、内閣官房と協議の上、決定する。また、保守業務の実施において、内閣官房と平日9:30~18:15 に連絡が取れる体制の構築を前提としている。なお、急遽、平日時間外、土日、祝日の連絡体制が必要となった場合は、別途協議により定める。

1 1.1.3 保守設計要件

受託者は、保守設計全般において、業務アプリケーション保守業務の円滑な 実施に資する設計を行うこと。

- ① 受託者は、本システムの保守体制及び保守に係る役割分担を定める保守設計書を作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。
- ② 受託者は、本システムの保守作業の実施に必要な計画及び手続き等を示した保守実施計画書を作成し、内閣官房に提出し承認を得ること。
- ③ 受託者は、「11.1.1基本方針」に基づき保守設計を行い、保守設計書として内閣官房に提出し承認を得ること。

④ 内閣官房からの問題報告及び修正依頼について、受理、記録及び事跡追跡管理等の各種管理方法及びその他の付帯手続き等を示した保守手順書を情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者において作成する予定であるが、受託者は、保守手順書の作成に必要な関連資料(マニュアル類一式等)の提出等、内閣官房が求める協力及び支援を実施すること。

1 1.1.4 保守業務要件

受託者が作成した保守実施計画書を基に、内閣官房、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者にて保守実施計画書(改訂版)及び本番運用における保守手順書を作成することを予定している。受託者は、保守実施計画書及び保守手順書の作成に必要な関連資料の作成、提出及び問い合わせの対応等必要な支援を実施すること。具体的な支援の内容は、内閣官房、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者と協議するとともに、以下の点に留意すること。

- ① 本調達の契約終了までの間は、受託者の責任と負担において、障害対応等を実施すること。障害対応等の実施に当たっては、他の開発等受託者及び他システムの担当者と連携を図り、受託者の責任において障害の分析及び修正箇所の特定を実施し、業務アプリケーション等の改修を実施すること。当該業務アプリケーションの改修等に当たっては、改修方針及び方法等に係るその正確性及び完全性について、内閣官房への説明を行い、承認を得た上で実施すること。なお、保守引継ぎ後においては、情報提供ネットワークシステム保守受託者及び監視・監督システム保守受託者と連携すること。
- ② 業務アプリケーション保守業務の実施に際し、受託者は、本調達の契約終了までの間、各種設計書等ドキュメントの改編及び修正等が必要となる場合に、これを随時更新し、内閣官房に提出し承認を得ること。
- ③ 受託者は、受入テスト完了後から業務アプリケーション保守に係る引継ぎ作業の実施が可能となるよう準備すること。

11.2 ハードウェア保守

11.2.1 基本方針

本システムにおいて、ハードウェア故障等のシステム障害に対して、迅速に 対応するための保守要件、保守体制等を整備する必要がある。

受託者は、コアシステム及び監視・監督システムの設計・開発に当たって、 政府共通プラットフォームの保守条件に従うこと。また、政府共通プラットフォームから提供されない独自導入ハードウェアについては、必要となるハードウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

インターフェイスシステムの設計・開発に当たって、国の機関及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)向けのインターフェイスシステムに導入するハードウェアの保守要件については、それぞれの機関にて定めた保守条件に従うこととし、地方公共団体向けのインターフェイスシステムに導入するハードウェアの保守要件については、必要となるハードウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

情報提供等記録開示システム向けのインターフェイスシステムの設計・開発 に当たって、政府共通プラットフォームの保守条件に従うこと。また、政府共 通プラットフォームから提供されない独自導入ハードウェアについては、必要 となるハードウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

11.2.2 対象範囲

各システムで導入されるハードウェアの保守者及び保守条件の想定を表 1.2-1に示す。

表 11.2-1 システムごとのハードウェア保守者・保守条件

項番	システム	対象	保守者	保守条件等
1	コアシステム	政府共通プラット	政府共通プラッ	政府共通プラットフ
		フォーム提供ハー	トフォームのハ	ォームで定める保守
		ドウェア	ードウェア保守	条件に従う。
			受託者	
		独自導入ハードウ	情報提供ネット	24 時間 365 日を想定
		ェア	ワークシステム	する。
			等ハードウェア	
			導入受託者	
2	インターフェイス	導入ハードウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	システム(国の機関		スシステム (国の	する。
	向け)		機関) のハードウ	
			ェア保守受託者	
	インターフェイスシ	導入ハードウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	ステム(健康保険組		スシステム (健康	する。
	合、厚生年金基金等		保険組合、厚生年	
	の情報保有機関向		金基金等の情報	
	け)		保有機関)のハー	
			ドウェア保守受	
		200	託者	
	インターフェイス	導入ハードウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	システム(地方公共		スシステム集約	する。
	団体向け)	4 4 11 > 0 - 0	ASP 整備受託者	
	インターフェイスシ	政府共通プラット	政府共通プラッ	政府共通プラットフ
	ステム(情報提供等	フォーム提供ハー	トフォームのハ	オームで定める保守
	記録開示システム向	ドウェア	ードウェア保守	条件に従う。
	け)	VI 4 14 + 15 1	受託者	
		独自導入ハードウ	情報提供等記録	24 時間 365 日を想定
		ェア	開示システムハ	する。
			ードウェア導入	
	ELIE ELEVA >		受託者	フ. 古 リンマー・コー
3	監視・監督システム	政府共通プラット	政府共通プラッ	政府共通プラットフ
		フォーム提供ハー	トフォームのハ	オームで定める保守
		ドウェア	ードウェア保守	条件に従う。
		独立道ま ハードウ	受託者	0.4 時間 9.65 日 ナ、相 😅
		独自導入ハードウ	情報提供ネット ワークシステム	24 時間 365 日を想定
		エア	リークシステム 等ハードウェア	する。
			導入受託者	

11.3 ソフトウェア保守

11.3.1 基本方針

本システムにおいて、オペレーティングシステム、ミドルウェア等のソフトウェア障害を原因としたシステム障害に対して、迅速に対応するための保守要件、保守体制等を整備する必要がある。

受託者は、コアシステム及び監視・監督システムの設計・開発に当たって、 政府共通プラットフォームの保守条件に従うこと。また、政府共通プラットフォームから提供されない独自導入ソフトウェアについては、必要となるソフトウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

インターフェイスシステムの設計・開発に当たって、国の機関及びその他の機関向け(健康保険組合、厚生年金基金等の情報保有機関)向けのインターフェイスシステムに導入するソフトウェアの保守条件については、それぞれの機関にて定めた保守条件に従うこととし、地方公共団体向けのインターフェイスシステムに導入するソフトウェアの保守要件については、必要となるソフトウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

情報提供等記録開示システム向けのインターフェイスシステムの設計・開発 に当たって、政府共通プラットフォームの保守条件に従うこと。また、政府共 通プラットフォームから提供されない独自導入ソフトウェアについては、必要 となるソフトウェアの保守要件を検討し、内閣官房の承認を得ること。

11.3.2 対象範囲

各システムで導入されるソフトウェアの保守者及び保守条件の想定を表 1 1.3-1に示す。

表 11.3-1 システムごとのソフトウェア保守者・保守条件

項番	システム	対象	保守者	保守条件等
1	コアシステム	政府共通プラット	政府共通プラッ	政府共通プラットフ
		フォーム提供ソフ	トフォームのソ	ォームで定める保守
		トウェア	フトウェア保守	条件に従う。
			受託者	
		独自導入ソフトウ	情報提供ネット	24 時間 365 日を想定
		エア	ワークシステム	する。
			等ソフトウェア	
			導入受託者	
2	インターフェイス	導入ソフトウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	システム(国の機関		スシステム (国の	する。
	向け)		機関) のソフトウ	
			ェア保守受託者	
	インターフェイスシ	導入ソフトウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	ステム(健康保険組		スシステム (健康	する。
	合、厚生年金基金等		保険組合、厚生年	
	の情報保有機関向		金基金等の情報	
	け)		保有機関)のソフ	
			トウェア保守受	
	, ,	34	託者	
	インターフェイス	導入ソフトウェア	インターフェイ	24 時間 365 日を想定
	システム(地方公共		スシステム集約	する。
	団体向け)		ASP 整備受託者	7. # U.Z -0 - 1 -
	インターフェイスシ	政府共通プラット	政府共通プラッ	政府共通プラットフ
	ステム(情報提供等	フォーム提供ソフ	トフォームのソ	オームで定める保守
	記録開示システム向	トウェア	フトウェア保守	条件に従う。
	(け)	※4. 白 溢 1 いっ 1 占	受託者	
		独自導入ソフトウ	情報提供等記録	24 時間 365 日を想定
		エア	開示システムソ	する。
			フトウェア導入	
3	監視・監督システム	政府共通プラット	受託者	政府共通プラットフ
3	塩倪・塩官ングノム		政府共通プラットフェートのソ	政府共通ノフットノ オームで定める保守
		│フォーム提供ソフ │トウェア	トフォームのソ フトウェア保守	オームで足める保守
		「ソ <i>エ</i> ノ 	フトウェノ保守 受託者	木戸に促り。
		独自導入ソフトウ	情報提供ネット	24 時間 365 日を想定
		蛋白等ハノノドリ ェア	リークシステム	する。
			等ソフトウェア	7 · J 0
			導入受託者	
			サハメルロ	

1 1.4 通信回線保守

11.4.1 基本方針

本システムにおいて、通信回線を原因としたシステム障害に対して、迅速に対応するための保守要件、保守体制等を整備する必要がある。

情報提供ネットワークシステムは、通信回線として政府共通ネットワーク及び LGWAN を利用する。受託者は、設計・開発に当たって、政府共通ネットワーク及び LGWAN の保守条件に従うこと。

11.4.2 対象範囲

各システムにおいて、保守対象となる通信回線及びその保守者と保守条件の 想定を表 11.4-1に示す。

表 11.4-1 システムごとの通信回線保守者・保守条件

項番	ネッ	トワーク	保守者	保守条件等
1	情報照会	政府共通ネッ	政府共通ネットワークの保	政府共通ネットワークで定
	者・情報提	トワーク	守受託者	める保守条件に従う。
	供者接続	LGWAN	LGWAN の保守受託者	LGWAN で定める保守条件に
	回線			従う。
2	特定個人情報	服保護委員会接	政府共通ネットワークの保	政府共通ネットワークで定
	続回線		守受託者	める保守条件に従う。
3	地方公共団体	本情報システム	地方公共団体情報システム	地方公共団体情報システム
	機構接続回線	泉	機構接続回線の保守受託者	機構接続回線の保守条件に
				従う。
4	センター間接	接続回線	政府共通プラットフォーム	政府共通プラットフォーム
			の回線受託者	で定める保守条件に従う。

12 作業の体制及び方法

作業の体制及び方法について以下に示す。

12.1 作業体制

内閣官房、開発等受託者、工程管理支援受託者等の体制図を「調達仕様書附属3 体制図」に示す。

12.1.1 役割分担

本プロジェクトの役割分担について「調達仕様書附属4 役割分担表」に示す。

12.1.2 プロジェクト管理体制

受託者は、設計・開発等作業を履行できる体制を整えること。体制の変更については、内閣官房の承認を得た上で行うこと。

なお、受入テスト及び総合運用テストについては、内閣官房が中心となって作業を行うものであるが、仕様等に関する問い合わせが円滑に行われるよう、受託者においても窓口担当者を選任し、適切な連絡体制をとること。

また、必要に応じて、関連する他の開発等受託者との協議を実施できる体制とすること。

12.2 開発方法

本システムの開発に係る作業管理方法を以下に示す。

12.2.1 基本方針

受託者は、以下に示す基本方針に基づいて管理業務を実施すること。

- ① 情報提供等記録開示システムの開発状況等を十分に把握した上で、管理 業務を実施すること。
- ② 本システムの開発に当たっては、受託者が作成するプロジェクト実施計画書を遵守し、システムの開発作業を進めること。

12.2.2 プロジェクト計画

(1) WBS の作成

プロジェクト計画の策定前に、本システムの本稼動までに必要な作業を整理し、WBSを作成すること。また、タスクごとに作業内容、納入成果物、開始条件及び終了条件を明確にすること。なお、タスクの詳細化は各工程開始前に実施し、具体的な進捗状況及び投入実績値を把握できる単位にまで可能な限り詳細化すること。詳細化の目安は、WBS(Work Breakdown Structure)の各タスクの長さとして、最小のWBSの単位のスケジュールが5日未満であること。また、詳細化が不十分なところは、実行の1か月前までには詳細化すること。

上記で詳細化した各タスクについて、EVM (Earned Value Management) 手法を用いて、出来高計画値を漏れなく設定すること。

各工程を通じて、定期的に状況との差異を分析し、タスクに変更が生じた場合は、内閣官房の承認を得た上で、関連する作業計画を変更すること。

(2) プロジェクト計画の策定

本調達の提案時に、以下の項目・内容を盛り込んだプロジェクト実施計画書の提出を求めることを予定している。受託者は、工程管理支援受託者が作成する全体プロジェクト実施計画書の内容を確認し、提出済みプロジェクト実施計画書の見直しを行うこと。また、見直したプロジェクト実施計画書に対して、内閣官房及び工程管理支援受託者のレビューを受け、内閣官房による承認を得ること。

なお、プロジェクト実施計画書を変更する必要が生じた場合は、速やかに改定する計画を策定し、工程管理支援受託者と調整を行い、内閣官房の承認を得ること。

- プロジェクトの目的
- ・ 内閣官房と受託者の体制と役割
- 作業スケジュール
- 納入成果物
- ・ 制約条件及び前提条件
- ・プロジェクト計画の改定手順
- ・管理要領(文書管理要領、情報セキュリティ対策要領、進捗管理要領、品質管理要領(品質管理基準、品質評価計画を含む)、課題・問題及びリスク管理要領、変更管理要領、コミュニケーション管理要領、構成管理要領、その他必要な管理要領)
- ・開発環境、開発ツール、開発管理ツール
- ・初期想定リスク

12.2.3 進捗管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、進捗管理を行うこと。進捗管理は、各タスクの状況把握及びスケジュール管理を行うことを目的とし、以下に示す作業を実施すること。

- ① 受託者は、EVM 進捗管理表及びそれを補足する資料を作成し、定期的に、WBS 番号、作業名、責任者、作業の開始日及び終了日、完了基準、出来高実績値及び投入実績値を、EVM 進捗管理表に記入すること。
- ② EVM 進捗管理表から、以下の指標を用いて、進捗状況を定量的に分析すること。
- · 出来高計画值 (PV)
- 出来高実績値(EV)
- 投入実績値(AC)
- スケジュール差異(SV)
- · 工数差異 (CV)
- スケジュール効果指標(SPI)
- · 工数効果指標 (CPI)
- · 予測総工数 (EAC)
- 残工数 (ETC)
- ③ 各タスクの進捗状況について個別進捗会議を開催し、内閣官房及び工程 管理支援受託者に報告すること。
- ④ 個別進捗会議では、対象とする作業期間に予定していた全タスクについて、EVM 進捗管理表及びそれを補足する資料に基づき進捗を分析し、内閣官房及び工程管理支援受託者に結果を報告すること。
- ⑤ 全体進捗会議に出席し、内閣官房、工程管理支援受託者及び他の開発等 受託者に作業の進捗状況を報告すること。
- ⑥ 計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加及び担当者の変更等の体制の見直しを含む対応策を内閣官房及び工程管理支援受託者に提示すること。

12.2.4 品質管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、作成する成果物の品質管理を 行うこと。品質管理は、成果物の品質を高め、本システムが本仕様書で定義さ れた要件を満たすことを保証することを目的とし、以下に示す作業を実施する こと。

- ① プロジェクト実施計画書における品質管理要領において、工程ごとに納入成果物の品質管理基準(評価指標、判断基準等)を記載すること。
- ② プロジェクト実施計画書における品質管理要領に基づく評価結果を記載した品質実績報告書兼品質判定成績書を作成すること。また、工程管理支援受託者が作成する全体スケジュールで設定される各工程完了時において、必要な品質評価を行い、品質評価会議で品質評価結果の報告を行い、内閣官房の承認を得ること。
- ③ プロジェクト実施計画書における品質管理要領について、品質評価計画を記載し、品質検証及び品質改善策の検討、実施を管理する体制を構築すること。また、各種取り組みが、品質管理要領に記載された手続きに基づいて実施されていることを定期的に確認し、内閣官房に報告すること。
- ④ 受託者内に独立した品質管理担当等が存在すること。品質管理担当等による品質レビューを定期的に実施すること。
- ⑤ 品質検証受託者による検証(監査)依頼に対して、協力するとともに、 是正指示が出された場合は、速やかに対応すること。

12.2.5 コミュニケーション管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、コミュニケーション管理を行うこと。コミュニケーション管理は、プロジェクト関連情報の作成、共有及び蓄積等に関する基準を定め、本調達に携わるすべての要員が、その基準に従い、円滑、かつ効率的なコミュニケーションを行うことを目的とし、以下に示す作業を実施すること。

- ① 工程管理支援受託者が作成する会議体運営要領に従い、会議を実施すること。
- ② 会議体の目的、開催頻度及び対象者等をプロジェクト実施計画書の中で明確にすることとし、プロジェクト実施計画書に記述すること。
- ③ 会議における報告様式は受託者が作成するプロジェクト実施計画書の中で定め、報告内容は、内閣官房が報告内容に基づき、今後の対応方針を判断可能なものとすること。

- ④ 内閣官房から要請がある場合又は内閣官房との協議が必要な事案が発生した場合には、臨時の会議を随時開催すること。
- ⑤ 内閣官房と打合せ等を実施する場合においては、原則として、文書により説明すること。
- ⑥ 議事録の作成が指定されている会議体については、原則として、会議開催の翌日から起算して2開庁日以内に議事録を提出し、全出席者に内容を確認すること。

12.2.6 課題 問題管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、課題・問題管理を行うこと。 課題・問題管理は、プロジェクト遂行上様々な局面で発生する各種課題につい て、課題の認識、対応案の検討、解決及び報告のプロセスを明確にすることを 目的とし、以下に示す作業を実施すること。

- ① 課題管理に当たり、以下の内容を課題管理表にまとめ、一元管理すること。
- 課題内容
- 影響
- 優先度
- 発生日
- 担当者
- 対応期限
- 対応状況
- 対応策
- 対応結果
- ② 内閣官房と状況を共有するために、起票、検討、対応及び承認といった 一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- ③ 積極的に課題の早期発見に努め、迅速にその解決に取り組むこと。
- ④ 対応状況を定期的に監視及び報告し、解決を促す仕組みを確立すること。
- ⑤ 本システムの開発スケジュールに影響を与えるような重大な課題が発生した場合には、速やかに内閣官房及び工程管理支援受託者に報告し、対応策について協議すること。
- ⑥ 課題・問題については、内閣官房及び工程管理支援受託者に進捗会議に て発生状況及び対応状況を報告すること。

- ⑦ 個別課題検討会議を開催し、内閣官房及び工程管理支援受託者と課題・問題の共有、対応方針や対応策の提示及び必要な調整を行うこと。
- ⑧ 全体推進会議に出席し、内閣官房、工程管理支援受託者及び他の開発等 受託者との課題・問題の共有、対応方針や対応策の提示及び必要な調整 を行うこと。

12.2.7 構成・変更管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、構成・変更管理を行うこと。 構成・変更管理は、本システムの整合性を維持し、プロジェクト環境の変更等 に対するトレーサビリティを確保することを目的とし、以下に示す作業を実施 すること。

- ① 構成管理対象(ソフトウェア、標準記述様式、仕様書及び設計書等)を特定し、管理レベル(参照権限及び更新権限、保存方法及び保存期間等)を定めること。
- ② 構成管理対象について、ベースライン化、変更依頼、影響分析、影響調査、承認及び実装といった一連のワークフローを意識した管理プロセスを確立すること。
- ③ 本システムの要件と構成管理対象の変更について、履歴の確認が可能な 仕組みを確立すること。

12.2.8 リスク管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づきリスク管理を行うこと。リスク管理は、各工程における目標の達成に対するリスクを最小限にすることを目的とし、以下に示す業務を実施すること。

- ① 技術的観点、財務的観点、進捗的観点及び人員的観点等から、本プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率及び影響度等を整理すること。また、発生確率及び影響度に基づきリスクの対応の優先度を決定し、それに応じた対策を行うこと。
- ② リスクを顕在化させないための対応策(対応手順、体制等)を策定すること。特に、対応の優先度が高いリスクは、その発生に備え、緊急対応時の体制及び計画を緊急対応時計画として具体化すること。
- ③ 上記①及び②で整理したリスク及び対応策について、対応策の実施状況、 定期的な監視及び評価結果を記載したリスク管理表を作成し、内閣官房 及び工程管理支援受託者に報告すること。

12.2.9 情報セキュリティ管理

受託者は、プロジェクト実施計画書に基づき、情報セキュリティ管理を行うこと。情報セキュリティ管理は、各工程において、情報セキュリティに関する事故及び障害等の発生を未然に防ぐこと、並びに発生した場合に被害を最小限に抑えることを目的とする。また、本仕様書「12.2.8リスク管理」と合わせて管理することとし、以下に示す作業を実施すること。

- ① 本プロジェクト内部の情報セキュリティ対策管理を行う管理者を配置 すること。
- ② プロジェクト実施計画書内の情報セキュリティ対策要領に則った情報 セキュリティ管理を実施すること。
- ③ 情報セキュリティ対策の実施状況は、定期的に内部監査を実施し、内閣官房に報告すること。
- ④ 情報セキュリティ対策の内容は、各工程の状況に応じて、適宜改善策 を検討し、内閣官房の承認を得ること。
- ⑤ 情報セキュリティに関する事故及び障害等が発生した場合には、速やかに内閣官房に報告し、対応策について協議すること。

12.3 瑕疵担保責任

本調達における瑕疵担保責任を以下に示す。

- ① 受託者は、内閣官房に納入した納入成果物の瑕疵について、本業務の検収日から起算して1年間、担保の責を負わなければならない。
- ② 受託者は、納入成果物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、上記①の定めにかかわらず、1年を経過した後も担保の責を負わなければならない。
- ③ 内閣官房は、上記①及び②の期間において、瑕疵のある納入成果物について、受託者に相当の期限を定めて修補を請求又は修補に代え、若しくは修補とともに当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。

13 特記事項

13.1 受託者の条件

13.1.1 資格要件

受託者は、以下に示すすべての要件を満たすこと。また、第三者委託(後述の「13.4」に記載)を行う場合、再委託先については受託者の責任において 適切な情報管理を行うこと。

- ① 本仕様書に基づく作業を実施する部門を対象として、ISO9001:2008 又は CMMI レベル 3 以上の認証もしくは、これと同等の認証を取得していること。
- ② 本仕様書に基づく作業を実施する部門を対象として、ISO/IEC27001 認証(国際標準)及び JIS Q27001(日本工業標準)のいずれかを取得していること。
- ③ 本仕様書に基づく作業を実施する部門を対象として、JIS Q15001 (日本工業規格)を取得していること。

13.1.2 実績

本システムは、番号制度の基幹を担う重要なシステムであるため、受託者は、 以下の①から⑦に示す、すべての条件を満たすシステムの設計・開発及び導入 等を主たる事業者として実施した実績を有すること。なお、以下に示す条件は、 複数の開発実績にて満たすこととしても差し支えない。

また、ここでいう実績は、5年以内のものに限る。

- ① 国の機関又は地方公共団体におけるシステム
- ② 全国規模でデータ交換を行うとともに異なる機関間で個人情報等を扱うシステム
- ③ 24 時間 365 日運転を行うシステム
- ④ 特定のコンピューター機器等に依存しないオープンシステム
- ⑤ クラウド・コンピューティング技術を活用したシステム

13.1.3 要員

(1) 統括責任者の条件

受託者は、受託業務の実施に当たって全体を統括する責任者(以下「統括責任者」という。)を専任で配置すること。また、統括責任者は本調達に示す業務全体に対する責任者とし、本調達における各作業の進捗状況及び業務内容を把握するとともに業務すべてにおいて統一性を図ること。

なお、統括責任者は以下に示すすべての要件を満たすこと。

- ① 「技術士法」(昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号) に基づく技術士(技術士総合技術監理部門(情報工学))、「情報処理の促進に関する法律」(昭和 45 年法律第 90 号) に基づく情報処理技術者試験(以下「情報処理技術者試験」という。)のうち、IT ストラテジスト(旧システムアナリスト)、プロジェクトマネージャ又は米国 PMI (Project Management Institute)が認定するプロジェクトマネージャ (PMP: Project Management Professional)のいずれかの資格を有すること。
- ② 情報処理業務(システム開発)の経験年数を10年以上有し、かつシステム設計・開発の責任者としての経験を有すること。
- ③ 主要担当者(統括責任者、チーム責任者)として、オープンシステムの開発におけるプロジェクトマネジメント又はシステムインテグレーションに関する実務経験を5年以上有すること。
- ④ 主要担当者(統括責任者、チーム責任者)として、マルチベンダーによる分離調達型のプロジェクト(プロジェクト期間3年以上及びプロジェクト全体工数が約3,000人月以上で、設計・開発、ハードウェア・ソフトウェア導入・保守、運用、アプリケーション保守等の複数のシステム関連業者により実施されるプロジェクト)におけるオンラインシステムの開発において、プロジェクトマネジメント又はシステムインテグレーションに関する実務経験を3年以上有すること。
- ⑤ 最適化ガイドラインに精通していること。

(2) 作業グループ責任者の条件

受託者は、受託業務における作業を効率よく行えるよう、適切に作業グループを区分し、各作業グループ単位に責任者(以下「作業グループ責任者」という。)を配置すること。作業グループ責任者は本調達に示す業務について、統括責任者の指示により、その業務の一部を実施するものとし、受託者が必要に応じて配置する作業従事者の統括を行うこと。

また、作業グループの区分については、受託者の判断のもと実施すること。 なお、作業グループ責任者は以下に示すすべての要件を満たすこと。

- ① 「技術士法」(昭和58年4月27日法律第25号)に基づく技術士(情報工学部門)、情報処理技術者試験のうち、ITストラテジスト(旧システムアナリスト)、プロジェクトマネージャ、システム監査技術者(旧情報処理システム監査技術者)、システムアーキテクト(旧アプリケーションエンジニア)又は米国 PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネージャ(PMP:Project Management Professional)のいずれかの資格を有すること。
- ② 情報処理業務(システム開発)の経験年数を10年以上有し、かつシステム設計・開発の責任者としての経験を有すること。
- ③ 作業実施に必要な、オープン環境、プロジェクト管理に関する知識を有すること。
- ④ 作業実施に必要な、プログラム開発やデータベースシステム開発等に関する知識を有すること。
- ⑤ 最適化ガイドラインに精通していること。

(3) 作業担当者の条件

受託者の担当者は、以下に示すすべての要件を満たすこと。

- ① 各作業担当者は、それぞれ作業実施に必要なプログラム開発やデータベースシステム開発、ネットワーク構築、セキュリティ技術、基盤技術、クラウド技術等に関する知識を有すること。また、業務アプリケーションの開発にパッケージソフトウェアを使用する場合、当該パッケージの使用経験を有する、もしくは、ベンダー認定資格があるときは、そのベンダー認定資格を有すること。
- ② 処理業務(システム開発)の経験を有すること。
- ③ 作業実施に必要な、オープン環境、プロジェクト管理に関する知識を有すること。

(4) その他

本調達に示す業務は、システムの設計・開発から総合運用テストに至るまでの一貫した作業であることから、原則として、本調達の契約期間、履行期限まで継続して続けられる統括責任者を選任すること。

なお、作業グループ責任者については、当該作業グループが行う作業が完了 する期間まで継続して続けられる者を選任すること。

- ① 受託者は、作業従事者を限定して受託業務を行うものとし、内閣官房に対し当該作業従事者の氏名・保有資格・実績等を書面により提出し、内閣官房の承認を得ること。
- ② 内閣官房が作業従事者(統括責任者及び作業グループ責任者を含む。) の中に委託業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合 には、受託者に対してその理由を付して通知し、要員の交代も含めた必要な措置を要求することができるものとする。
- ③ 設計・開発に当たって汎用パッケージを使用する場合に、当該パッケージのベンダー認定資格があるときは、必要な作業グループに当該ベンダー認定資格を有する者を配置させること。

13.1.4 応札の形態

複数の事業者が共同提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本業務にかかる連絡調整等を行うこと。

その際は、代表者を中心に、各共同提案者が協力して業務を遂行すること。 各共同提案者間の調整は、その当事者となる事業者間において行うとともに、 事業者間でトラブルが発生した場合には、当該事業者間で解決すること。なお、 共同提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締 結すること。

また、共同提案するすべての事業者が、本仕様書の前記13.1.1及び13. 1.2の要件を満たすこと。さらに、本仕様書の前記13.1.3については、共同提案する事業者にて要件をすべて満たすこと。

13.2 入札制限

本調達の公平性を図る観点から、応札希望者は、以下に挙げる事業者又は事業者の関連事業者でないこと。

- ① 調達仕様書案の作成に直接関与した受託者及びその関連事業者(「財務 諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社 並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。)
- ② 番号制度推進管理補佐官、内閣官房 CIO 補佐官、本計画書に基づく調達 に関与する政府 CIO 補佐官(以下「補佐官等」という。)が現に属する 又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者
- ③ 補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門(辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。)
- ④ 情報連携基盤等の技術要件の策定等支援受託者

⑤ 情報提供ネットワークシステム等及び情報提供等記録開示システムの 構築に係る工程管理支援受託者

なお、受託者及びその関連事業者は、今後実施を予定する、情報提供ネット ワークシステム等及び情報提供等記録開示システムにおける品質検証業務の調 達には参加することができない。

13.3 書類の貸与

内閣官房は、受託者が本調達を履行する上で、必要な関連書類(各種実施要領等)を文書又はデータで随時貸与する。ただし、貸与された書類(貸与後に複製・複写、謄写したものを含む。)は、内閣官房から請求があった場合及び本調達終了時に内閣官房に返還又はデータの削除を行うこと。併せて当該情報を保持しないことを誓約する旨の書類を内閣官房に提出し承認を得ること。

なお、受託者は貸与された書類を本調達以外の目的に使用してはならない。 また、貸与に当たっては内閣官房へ申込を行い、機密保持に関する誓約書等 を内閣官房に提出すること。

13.4 再委託

受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金額等その他内閣官房が求める情報について記載した申請書及び再委託に係る履行体制図を提出して再委託の申請を行い、内閣官房が承認した場合にはこの限りではない。

受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。 また、受託者が再委託する事業者は、「13.2 入札制限」に示す要件を満た すものとすること。

13.5 著作権等の帰属

本調達における知的財産権等の扱いを以下に示す。

- ① 本件に係り作成されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権 法第 21 条~第 28 条に定めるすべての権利を含む。)は、すべて内閣官 房に帰属するものとする。また、内閣官房は、納入された当該プログラムの複製物を、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 47 条の 2 の規定に基づき、複製、翻訳すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。なお、本件に係り、パッケージソフトウェアを利用してシステムの設計・開発等を行った場合における本件独自に開発した箇所についての知的財産権は、著作者人格権を除き、内閣官房に移転するものとする。また、この場合において、内閣官房は、当該パッケージソフトウェアについて、開示、利用及び改変することができるものとする(第三者への使用許諾権及び販売権は含まない。)。
- ② 本件に係り発生した権利について、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利について、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受託者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成、変更及び修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合は、事前に内閣官房へ報告し、承認を得ること。
- ⑤ 本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら内閣官房の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、内閣官房は係る紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の措置を講ずる。
- ⑥ 納入成果物の所有権は、本調達に定める契約金額の支払いが完了した日 を以て、内閣官房に移転するものとする。

13.6 機密保持

受託者は、本調達を実施するに当たり、入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

① 要務に必要がなくなり次第、速やかに内閣官房に返納すること。

- ② 本調達の完了後、上記に記載される情報を削除又は返却し、受託者において該当情報を保持しないことを誓約する旨の書類を内閣官房へ提出すること。
- ③ 受託者は、本調達に関して入手した情報等(公知の事実等を除く。)及び支援業務遂行過程で生じた納入成果物等に関する情報を本支援業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ④ 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、 それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。
- ⑤ この項目について受託者は、契約期間の終了後においても同様とする。

13.7 環境への配慮

本調達に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づいたものを可能な限り導入すること。

13.8 開発作業場所

受託業務の作業場所は、受託者の事業所内又は受託者の事業所と別に受託者の負担により受託者が用意する場所とし、事前に内閣官房の承認を得ること。

ただし、海外における開発は、セキュリティの観点から認めない。また、ソースコード等の納入成果物の知的財産権保護にあたっては、日本国の法律に基づき、受託者側の責任で適切な管理を行うこと。

なお、内閣官房が必要と判断した場合は、内閣官房の指示する場所で作業すること。

13.8.1 プロジェクト専用ルームの確保

セキュリティを確保し、適正な管理の下で効率的にプロジェクトを実施する ため、プロジェクト専用ルームを確保する等、社内の他のプロジェクトと、物 理的セキュリティ境界を設けること。

13.8.2 入退室管理

プロジェクト専用ルームの入退室に関し、ID カード等を用いた個人レベルでの管理が可能な設備を有すること。

13.8.3 資料等の収納管理

秘匿性の高い書類の資料等を格納するため、施錠可能なキャビネット等の設備を有すること。

13.8.4 作業場所のセキュリティ

作業場所は財団法人日本情報処理開発協会又は同協会の指定機関による JISQ27001 若しくは ISO/IEC27001 認証の適用範囲とすること。また、内閣官房 から指示があった場合は、作業場所の監査に応じるとともに、当該監査結果に 基づく改善指示については速やかに従うこと。

13.9 業務改善に係る提案

受託者は、作業及び納入成果物の内容について、技術的又は経済的に優れた 代替方法及びその他改良事項を発見・発案した場合は、内閣官房に対して、当 該発見・発案に基づき作業及び納入成果物の内容変更を提案するものとする。 この場合、内閣官房は、受託者との協議の上、必要があると認めた場合は、作 業又は納入成果物の内容変更を指示するものとする。

13.10 指示等の書面主義

本調達における具体的な指示、報告、申出、質問、回答、協議等は、原則としてすべて書面で行うものとする。

なお、緊急又はやむを得ない場合は口頭で行うことができることとするが、 事後において必ず書面に記載し、交付するものとする。

13.11 遵守すべき法令等

本調達における遵守すべき法令等の対応について以下に示す。

- ① 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。
- ② 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

13.12 その他

(1) 閲覧資料

この調達仕様書に示す要件を、受託者がより深く理解できるよう、閲覧資料を整理している。閲覧資料を入札参加者が閲覧するための手続については、閲覧実施要領(仮称)にて別途提示する。

なお、閲覧予定対象資料を以下に示す。

- ① シーケンス図
- ② 「政府情報システムの政府共通プラットフォームへの移行に係るガイドライン 第3.0版 (平成25年9月 政府共通プラットフォーム及び政府共通ネットワークの整備及び運用に関するワーキンググループ)」
- ③ 「政府共通 PF 設計・構築 方式設計書」
- ④ 「政府共通プラットフォーム運用管理基本規定」
- ⑤ 「政府共通プラットフォーム 要件定義書」
- ⑥ 「政府共通プラットフォーム 運用・保守要領」
- ⑦ 「政府共通 PF 操作マニュアル」
- ⑧ 政府共通ネットワークと総合行政ネットワークとの相互接続のための 基本要件
- ⑨ 「社会保障・税に関わる番号制度が情報システムへ与える影響に関す る調査研究(平成25年3月内閣官房社会保障改革担当室)」
- ・既存システム実態調査・既存システムへの影響調査報告書
- 符号付番に係る初期突合の既存業務への影響調査報告書
- ・既存システム技術標準の検討に係る報告書
- ・ 中間サーバー技術標準の検討に係る報告書
- ・ 技術標準の検討に係る報告書
- ・インターフェイスシステムに求められる要件の検討に係る報告書
- ⑩ 「社会保障・税に関わる番号制度のマイ・ポータルに係るユースケース分析等に関する調査研究(平成25年3月内閣官房社会保障改革担当室)」
- ① 「情報提供ネットワークシステム等の安定稼動に資する要件に関する 調査研究(平成26年3月内閣官房社会保障改革担当室)」(中間報告書)

(2) 遵守すべき文書等

本調達の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を遵守すること。また、次の文書以外でも、業務・システムの最適化に際して遵守すべき文書等が決定された場合には、それらに記載された事項も遵守すること。なお、遵守すべき文書が変更された場合も遵守すること。

① 業務・システム最適化指針(ガイドライン)(2006 年(平成 18 年)3 月31 日各府省情報化統括責任者(CIO) 連絡会議決定)

http://www.e-gov.go.jp/doc/optimization/index.html

② 情報システムに係る政府調達の基本指針(2007 年(平成 19 年)3 月 1 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070301_5.html

③ 「情報システムに係る政府調達の基本指針」実務手引書(2007年(平成19年)7月1日総務省行政管理局作成)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070919_2.html

④ 「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル」(2011年(平成23年)3月30日情報セキュリティを企画・設計段階から確保するための方策に係る検討会作成)

http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/SBD_manual.pdf

- ⑤ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群
- ・ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範 (2012 年 (平成 24 年) 4月 26 日改定情報セキュリティ政策会議決定)
- http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kihan24.pdf
- ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準及び政府機関統一 技術基準の策定と運用等に関する指針(2012 年(平成 24 年) 4 月 26 日 改定情報セキュリティ政策会議決定)
- http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/unyou24.pdf
- ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準(平成 24 年度版) (2012 年(平成 24 年) 4 月 26 日情報セキュリティ政策会議決定)
- http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k304-111.pdf
- ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成 24 年度版) (2012 年(平成 24 年) 4 月 18 日情報セキュリティ政策会議決定)
- http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k305-111.pdf

⑥ サイバーセキュリティ 2013 (2013 年 (平成 25 年) 6月 27 日情報セキュリティ政策会議)

(3) その他

本仕様書に記載なき事項にあっても本システムの構築・稼動に必要と認められる事項に関しては、別途内閣官房と協議の上、行うこと。

13.13 本仕様書に関する照会先

内閣官房 社会保障改革担当室

担当者の氏名 野口 広明、秋田 弘

連絡先 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル8階

電話 03-6441-3479・3480

e-mail kiban.renkei@cas.go.jp

14 妥当性証明

14.1 調達担当課室の長

確認者: 内閣官房 社会保障改革担当室 室長 中村 秀一

1 4.2 番号制度推進管理補佐官

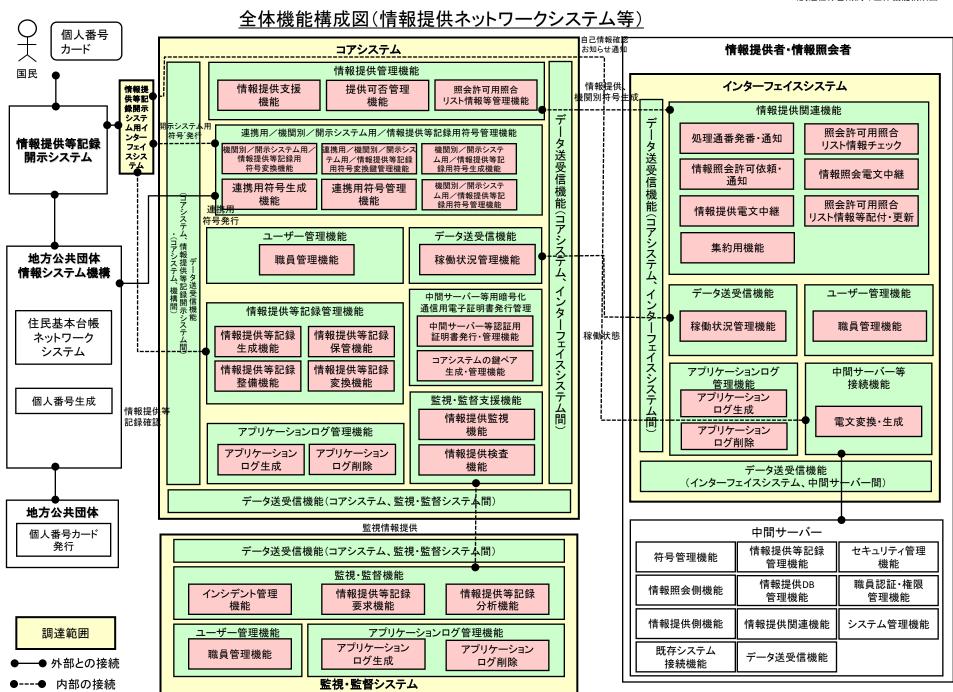
確認者:神成 淳司

確認者:楠 正憲

1 4.3 CIO 補佐官等

確認者: 内閣官房 CIO 補佐官 中川 健治

	日程	平成	₹25年		平成	26年			平原	 戊 27年			平成	28年			平成29年	
項番			平成25年度			平月		ļ		平成	27年度	!		平成:	28年度	<u>.</u>	平成2	9年度
	調達	4 ~ 9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12	1~3	4~ 6	7~9	10~12	1~3	4 ~ 6	7~9
	マイルストーン			★H26.1 特定個人	情報保護委	員会設置					★H27.10個			別符号の		★H29.1国の	機関間の連携 H29.7地方 との連携開	★ 公共団体
				H	26.3~											~H29.3		
1	工程管理支援業務									進捗・品質	質管理等							
-				н	2 6.3∼											~H29.3		
					4 1 1	詳細設計	ſ	│ 開発・単体テス	\ \	結合テスト	総合テスト①	総合テスト②	受入テス 受入テ ト① スト②	総合運用	用テスト①	1123.3		
2	情報提供ネットワークシステム等 設計・開発業務											情報提供ネット ワークシステム、 情報提供等記録 開示システム、 住基ネット、		*	*合運用テスト	-2		
									H27.4~			公的個人認証				~H29.3		
3	インターフェイスシステム集約ASP整備業務								, j			(5	 テス テスト準備、AS		(共)	~ HZ9.3		
					H26.6		=¥ 6m=0.=1	BB 34 12	4 / 1 = ¬ 1	#+ A = ¬ 1	WA = 71 (1)	₩ Λ=¬1.®		纵入 寓	R= 71 (1)	~H29.3		
4	情報提供等記録開示システム 設計・開発等業務				要任	本設計 特定義	詳細設計	用光* \$	単体テスト ┃	枯合ナスト	総合テスト①	総合ナストと	マスナスト		用テスト① 			
														TV	総合運用テスト 			
	情報提供ネットワークシステム等及び								H27.4~							~H29.3		
5	情報提供等記録開示システムにおける 品質検証業務								設計・コ	コード検証		ブラックボックス ュリティ・性能・			スト結果に基注 善状況等の			
6	情報保護評価書受付システムの 設計・開発等業務			H26.3~ 夏		羊細	開発・テス	~H27.9	3									



平成28年度末までのプロジェクトの推進体制図

情報提供ネットワークシステム等、情報提供等記録 開示システム及び情報保護評価書受付システム (一点鎖線で囲んだ部分で示すプロジェクトの推進体制を対象) 全体統括(内閣官房) 内閣官房CIO補佐官 助言 内閣官房社会保障改革担当室 地方公共団体、関係団体 関係省庁(※2) /番号制度推進管理補佐官 総務省(※1、※2) 特定個人情報保護委員会(※2) 報告(品質検証結果) 指示·管理·承認 外部関係者 報告•依頼 調整・ヒアリング等 報告(進捗等) 依頼等 工程管理支援受託者 情報提供ネットワークシステム等 及び情報提供等記録開示システム 外部関係者(ベンダー等) ※2 における品質検証受託者 指示•管理•承認 情報提供ネットワークシステム(コアシステム)運用 報告•依頼 情報保護評価書受付システム運用受託者 検証(監査) 受託者 |監視・監督システム運用受託者 情報提供等記録開示システムの運用受託者 情報保護評価書受付システム保守受託者 情報提供ネットワークシステム保守受託者 監視・監督システム保守受託者 情報提供等記録開示システム保守受託者 設情計報 設情 計報 設情 計報 提供ネッ :-開発等受託者:提供等記録開示 •開発等受託者 保護評価書受付システム 政府共通プラットフォームのハードウェア・ソフトウェ (※1)関係省庁のうち、総務省は、総合 ア保守受託者 発等受託! 発等受託 フェイスシステム集約ASP整備 運用テストの実施及び稼働後の 運用を担う。 政府共通プラットフォームへの持込機器(ハード ウェア・ソフトウェア)の導入受託者(※4) そのため、構築段階に情報の授 受、教育訓練を実施するとともに、 機構(住民基本台帳ネットワークシステム、公的個 稼働前に内閣官房から総務省に 人認証サービス、LGWAN)関係システムの開発受 システム等の引継ぎを行う。 託者、運用受託者及び保守受託者(※3) (※2)各受託者を所管する部局が複数 になる場合がある。 中間サーバー・ソフトウェア等受託者(※3) (※3)受託者数が複数になる場合が

その他受託者等(※3)

(※4)情報提供ネットワークシステム等、 情報提供等記録開示システムの 別がある。

ある。

情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務における役割分担表

	内閣	/内番閣	工 程	お及情けび報	設情計報	設情 計報	整イ備ン	設情計報		外部関係者(ベンダー等) ※ 必要に応じて全体統括(内閣官房)からの依頼等対応																			
	官房CI0補佐官	号制度推進管理補官房社会保障改革	管理支援受託者	る品質検証受託者情報提供ネットワーク	・開発等受託者提供ネットワーク	・開発等受託者提供等記録開示シ	受託者マースシス	・開発等受託者保護評価書受付シ	関係 名 方		終 發 省		関係 () () () () () () () () () (方 公	特定個人情報保護	(コアシステム)情報提供ネットロ	運用受託者 電景銀	保守受託者	保守受託者情報提供等記録問	ト機提 ウ器供	・ソフトウェア)持込機器(ハード情報提供等記録問	保守受託者ハー ドウエア・ソ政府共通プラット	運用受託者及び保関係システムの開公的個人認証サー機構(住民基本台	受託者 バー・ソ	その他受託者等	運用受託者情報保護評価書母	運用受託者監視・監督システ	保守受託者情報保護評価書码	保守受託者監視・監督システ
作業名	H H	世祖当室 「生祖当」 「生祖」		デシステム等	システム等	ステム	、 テム 集約 A S P	ステム	国の名情報保有機関	各情報保有機関の機康保険組合、		フォー ム担当府省政府共通プラット	各情報保有機関地方公共団体等の	情報システム機構地方公共団体	喽委員会	運用受託者 クシステム	囲示システム	9ー クシステム	囲示システム	入受託者・	導入受託者 ぶんこう リー・ウェア の	/フトウェ ア・フォー ムの	 保守受託者 A N N N N D I D D D D D D D D D D D D D D	ノフトウェア等		文付システム	<i>Д</i>	叉付システム)
(1) プロジェクト計画の策定	마극		₹ <i>1</i> 11																										
プロジェクト実施計画書の策定 (2) プロジェクト管理の実施及び報告	助言	承認	評価		実施																								
進捗管理 品質管理	助言助言		評価 評価		実施 実施																							$\overline{}$	
課題・問題管理	助言	確認	評価		実施																							<u></u>	
構成・変更管理 リスク管理	助言助言		評価 評価		<u>実施</u> 実施																		-			+	+		
情報セキュリティ管理	助言	確認	評価		実施																								
各工程の完了報告 (3) 要件定義の確定 要件定義の確定	助言助言助言	承認	<u>評価</u>		実施実施																								
安住定義の確定 (4) 特定個人情報保護評価の支援 情報保護評価書案の策定		承認			実施																								
(5) 特定個人情報におけるデータ標準の策定と照会許可用照合リスト情報の作成 データ標準の策定	助言		評価		実施																								
照会許可用照合リスト情報の作成 (6) 基本設計及び詳細設計の実施		承認			実施																								
基本設計		承認			実施																								
詳細設計 (7) 開発・単体テストの実施	助言	承認	評価		実施																								
開発標準の作成 プログラム仕様書の作成	助言助言		評価		実施実施																								
環境定義書の作成	助言	確認	評価		実施																							<u></u>	
プログラム 単体テスト実施計画書の作成	助言助言	確認 承認	評価 評価		実施 実施																					+	-		
単体テスト仕様書/単体テストチェックリストの作成 単体テスト	助言	確認承認	評価		実施実施																								
(8) ハードウェア導入のための支援及び政府共通プラットフォームの利用					7472																								
ハードウェア要件定義書 コアシステム (案) の策定 監視・監督システム	助言		評価		実施実施							支援 支援																	
インターフェイスシステム インターフェイスシステム(集約用)	助言 助言				<u>実施</u> 実施																		-			+	+		
ソフトウェア要件定義書 コアシステム (案) の策定 監視・監督システム	助言		評価		実施							支援 支援																	
インターフェイスシステム	助言	承認	評価		実施実施							义仮																\Rightarrow	
インターフェイスシステム(集約用) センター・バックアップセ コアシステム	助言 助言	承認 承認	評価 評価		<u>実施</u> 実施							支援											-			+	+		
ンター要件定義書(案)の 監視・監督システム 策定 インターフェイスシステム		承認			実施実施							支援 支援																	
インターフェイスシステム(集約用)	助言	承認	評価		実施																							\Rightarrow	
基盤要件定義概要版(案) コアシステム の策定 監視・監督システム	<u>助言</u> 助言	承認 承認	1. 1 11		<u>実施</u> 実施							<u>支援</u> 支援																	
インターフェイスシステム インターフェイスシステム (集約用)	助言	承認承認	評価		実施実施							***																$\overline{}$	
政府共通プラットフォーム コアシステム		承認 承認			<u>美施</u> 実施							確認																+	
の利用に伴う資料作成 監視・監督システム	助言	承認	評価		実施							確認																	
(9) 本番・テスト環境構築																													
本番・テスト環境の調整 インターフェイスシステムアプリケーション実装のためのガイドライン		調整 承認			実施 実施	調整	調整					調整			$\overline{}$					調整	調整							$\overline{}$	
(10) 結合テストの実施												十二																	
結合テスト実施計画書の作成 結合テスト仕様書/結合テストチェックリストの作成		確認			<u>実施</u> 実施 実施							支援																	
結合テスト (11) 総合テストの実施		承認			実施							支援								支援	支援								
総合テスト実施計画書の作成	助言	承認	評価		実施 (主体)	実施						支援																	
総合テスト仕様書/総合テストチェックリストの作成 ※総合テスト①	助言	確認	評価		実施																								
総合テスト仕様書/総合テストチェックリストの作成	助言	確認	評価		実施	実施																							
※総合テスト②総合テスト①	助言	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	P I Ipoq		(主体) 実施							支援								支援	支援								
総合テスト②	助言	承認	評価		実施 (主体)	実施	支援					支援			T					支援	支援								

情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務における役割分担表

	内 閣	/内 番閣	工 程	お及情けび報	設情 計報	設情 計報	整イ備ン	設情			外部	関係者						外音	部関係者	(ベンダー等	等) ※	必要に応	じて全体統	舌(内閣官	房)から	の依頼等対	広	
	官房CI0補佐官	号制度推進管理補官房社会保障改革	管理支援受託者	る品質検証受託者情報提供ネットワーク	・開発等受託者	・開発等受託者提供等記録開示シ	受託者ターフェイスシス	・開発等受託者保護評価書受付シ		男系 省宁		総務省	関係団体	方公共団体、	特定個人情報保護	(コアシステム)情報提供ネットワ	運用受託者	保守受託者	保守受託者	ソフトウェア)導持込機器(ハード開報提供ネットワ	・ソフトウェア)持込機器(ハード情報提供等記録闘	アラ	運用受託者及び保関係システムの開公的個人認証サー機構(住民基本台	受託者 バー・ソ	その他受託者等	運用受託者情報保護評価書受	運用受託者監視・監督システ	保守受託者保守受託者
作業名		佐担当室		デシステム等	システム等	ステム	テム 集約 A S P	ステム	名 作 幸 任 不 村	国の各情報保有機関		フォー ム担当府省政府共通プラット	各情報保有機関地方公共団体等の	情報システム機構地方公共団体	受委員会	運用受託者 クークシステム	囲示システム	9ー クシステム	州示システム	入ウェク 受託アシス	導入受託者 ぶんこう ほうこう ほうこう かんしゅう かんしゅう ほうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしょう はんしょく はんしょ はんしょく はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ はんしゃ	トオウー	 保守受託者 H	/ フトウェア等		叉付システム	<u>ک</u>	文付システム
(12) 受入テスト支援 受入テスト実施計画書(案)の作成	助言	承認	 		実施	支援						支援											,					\rightarrow
受入テスト仕様書 (案) /受入テスト手順書 (案) /受入テストチェックリスト (案) の作成 ※受入テスト①	助言	承認	評価		実施	支援						支援																
受入テスト仕様書(案)/受入テスト手順書(案)/受入テストチェックリスト(案)の作成※受入テスト②					実施	支援						支援																
受入テスト① 受入テスト② システム改修計画書の作成 性能改善計画書の作成	助言	実施 実施 承認 承認	評価		支援	支援 支援 支援 支援	支援 支援					支援 支援				支援 支援	支援 支援			支援 支援	支援 支援						支援 支援	
性能改善計画書の作成 (13)総合運用テスト支援 総合運用テスト計画書(案)の作成	助言助言				実施実施						確認	支援				支援	支援										支援	
総合運用テスト仕様書(案)/総合運用テスト手順書(案)/総合運用テストチェックリスト(案)の作成 ※総合運用テスト①	助言		評価		実施	支援	支援				確認	支援				支援	支援										支援	
総合運用テスト仕様書(案)/総合運用テスト手順書(案)/総合運用テストチェックリスト(案)の作成 ※総合運用テスト②	助言	承認	評価		実施	支援	支援				確認	支援				支援	支援										支援	
総合運用テスト① 総合運用テスト② システム改修計画書の作成 性能改善計画書の作成	助言 助言	実施実施不認承認	評価 評価		支援 実施	支援 支援 支援 支援	<u>支援</u> 支援		実施実施実	施 実施	実施実施	支援 支援	実施			支援 支援	支援 支援			支援支援	支援 支援						支援支援	
(14) 本稼動実施計画の策定及びシステム導入作業等の実施 本稼動実施計画書の策定 本稼動判定基準書の作成 運用手順書/端末操作要領の作成	助言助言	承認 承認 承認	評価評価		実施	支援 支援					確認確認	支援				支援 支援 確認	支援			支援 支援 支援 支援	支援						支援 支援 確認	
環境クリーンアップ (15) 教育訓練実施計画の策定及び教育訓練の実施 教育訓練実施計画書の策定	助言	確認	評価		実施実施	支援	支援					支援				支援				支援	支援						支援	
教育訓練用教材の作成 教育訓練の実施・報告 情報提供ネットワークシステム (コアシステム) のシステム 管理者及び運用受託者	助言		評価		実施実施							支援			参加	参加							参加					
監視・監督システムのシステム管理者(特定個人情報保護委員会)及び運用受託者 情報提供ネットワークシステムの保守受託者		承認承認	評価評価		実施実施							支援			参加			参加	参加	支援	支援		参加				参加	
監視・監督システムの保守受託者 インターフェイス集約ASP整備受託者 関係省庁	助言	承認承認	評価		実施実施		参加		参加	Į.,	参加													参加				参
国の情報保有機関 健康保険組合、医療保険組合等の各情報保有機関 情報提供等記録開示システムの運用業務受託者 (16) 保守	助言 助言 助言	1 /	評価		<u>実施</u> 実施 実施					参加		支援					参加											丰
保守設計書の策定 保守実施計画書の策定 マニュアル類の作成	助言 助言	1 1 Hr			実施 実施 実施																							
引継書の作成及び引継 平成29年3月までの保守	助言助言				実施実施													引継受け	引継 受け			実施						引 受
平成29年4月以降の保守 (17) 受託者と他事業者その他業務の受託者等との連携 情報提供等記録開示システム設計・開発受託者との連携	助言助言	承認	評価		実施	実施					確認							実施	実施			<u>実施</u>						実
品質検証受託者との連携	助言	承認	評価	実施 (主体)	(主体) 実施																							
政府共通プラットフォーム担当府省との連携 インターフェイスシステム集約ASP整備業務受託者との連携	助言助言	承認承認	評価評価		実施 (主体) 実施		実施					実施																
工程管理支援業者との連携	助言助言	承認	実施		美施 (主体) 実施		大旭																					
地方公共団体における情報提携プラットフォームに係る中間サーバ・ソフトウエアの設計・開発を行う総務省等との連携	助言	承認	<u>(主体)</u> 評価		実施 (主体)						実施																	
地方公共団体情報システム機構(住民基本台帳ネットワーク、LGWAN、公的個人認証サービス)及び同機構のシステム開発受託者との連携	助言	承認	評価		実施(主体)									実施														

※評価:評価、指摘、管理